

同派中の
奥派

れりてすべし、彼のヘルベチック一致誓書なる者は之に反對して強くカ
ルビン主義を主張したるものなり、されども此信條は長く其の勢力を有
する能はざりき

改革教會中には玄奥派と同性質の根據なかりしが此教會にして玄奥派あ
るは全く外國より來れるが如し、十七世紀の終りに至て英國に起れる玄
奥學者ヨヨン、ポルデーヨ及び其徒トマス、プロムレー及びジョーン、リーデ
の如き人々ハ皆多少シャコブ、ピエムの感化を受け幻影に依て神の秘密を
悟ると稱せり、ジョーン、リーデは種々の教會内にて新に生れ悟を開きし
者共を集めて一種の會を組織せんとするの思想を起し、「フヒラデルフィ
アン」派と名くる會社斯くの如き性質を以て起れり、左れども其勢力長く
振ふ能はざりき、大陸に於ては佛蘭西の教熱家ジョーン、デ、ラバダイ及び
ピア、ポイレール等は尤も有名なる改革派の玄奥學者と稱すべし、ラバダ
イの門徒等はアムスターダムに於て一小派を造り、ポイレールはマダム、ホ
ーサノンの友にして彼女の説を組織したる者なり、且つ推想的の才能著

ジョエニユエ
ト派及び
ヤンセニス
ト派の
起原及
性質

るしく又基督論の問題に關しては甚だ奇態なる思想を顯はせり、ラバダ
イは千六百七十四年に死しポイレールは千七百九十年に死せり

天主教會中にて此時期中に起りし尤も有名なる黨派はジョエニユエト派と
シャンセニスト派とす、兩派共に神學海に大勢力を有したり、ジョエニユ
イト派よりベラーミン、ペタヒヤスの如き著述家を出し天主教會中に教義
上の大利益を與へ、シャンセニスト派は又パスカル、アーノルド及びニコ
ール、クイステル等の如き顯敏よして才幹ある著述家を出だせり、此時期
中天主教會中に起りたる大爭論は即ち此兩派より生ぜし者にして彼のト
レント議會の時より萌芽し來れる者の始て發したる者とす、夫をトレン
ト議會の決議はアウガスタンの恩寵説を退けたるにも拘はらず教會中に
は尙之を主張する者あり、ルーベーン大學校の教師ミガヘル、ペーアスの
如きは即ち其一人にして依然アウガステンの説を奉ぜたれば法王は千五
百六十五年に於て遂に彼が提出する六十五箇の問題を擯斥したり、され
ども此説に同感を有するもの單に此大學校中にありしのみならず、テテ

ルランドの地方も多く之を取る者ありしが如し、即ちルーヘーン及びドゥエーの神學者等を始めヘルツックの監督等はヨエシユイトのレス及びハメル等がアウガスタンに反對せるを辨難せんとしたるを以て見るべし、此時に當てスペインのヨエシユイト派モリナある者一書を顯はして將に焚へんとする火に薪を加へたり、其書は千五百八十八年の著にして其題目 *Liberi Arbitrii Concordia cum Gratiae Donis, Divina Prosecuria providentia, Predestinatione et Renovatione* 云々、此書はアウガスタンに反して人間の自由と才能とを強く主張せる者なり、夫れドミニカン派の人々は重にトマス派即ちアウガスタン派の神學に傾く者あれば直にモリナの書を攻撃したり、之に對してヨエシユイト派の人々はモリナの説を辨護したり、されど彼等の内には此説と同感を有せずして單に教派を同ふするより之を辨護したる者も多かりき、此爭論益々激烈なるに及で遂に法王に訴へたり、法王は自ら此問題を考察したれども遂に其判決を爲さずして止む、千六百四十年に至り此爭論一轉して一勇將顯れ出でアウガスタン派を辨護すること

とされり、是れ即ちチラルランドのワイブルスの監督コルテリオス、ジャンセニウスある者にしてアウガスタナスなる書を著して世に公にしたり、ヨエシユイト派の者は直に此書を攻撃し、遂に法王に迫て其内の五箇條を駁することに成効したり、左れど之に反してアウガスタン派を取る者は強く此書を辨護し同時に進んでヨエシユイト派の決疑説を駁撃せり、然れども遂にヨエシユイト派は勝利を得たるが如し、彼等はユージェニウスの勅書を以て教會の首領の憑據ある證據と爲し、以て己れ等の勝を制せり、此爭論に於てアウガスタンの説を辨護しジャンセニウスの書を防禦したる人々はジャンセニスト派と稱せらる、彼等の重なる教訓の實に新教の基礎に接近する者あり、其人間の無能、神の主權等を主張するはカルビン風の新教と類似せりと云ふべく、其形式上の義を以て満足せず、其晚餐の利益を蒙るハ單に内部の狀態如何にありと云ひ、又其聖書を讀むを貴ぶる如きは一般の新教と相近き者なりとす、左れども彼等は決して自ら改革の教會と相接近するを好まざるなり、彼等は又其恩寵説とカ

ルビンの恩寵説との間に務て區別をなさんとす又新教一般を憎むこと恰もフネシユイト派を憎むに異なるを、其斯くの如き所以のもの蓋し又理なきに非ず、何と云れば彼等の或點に就ては新教と接近する所なきに非ずと雖も同時に又教會の外部の唯一あるべきを信ぜ、又ロマ教會の教義よして全く新教と隔離せるものを多く守ればあり

若し夫れ此一大争論の状態を熟視するときは其他の諸小争論例へばドミニカン派とフランシスカン派との間に起れる處女マリアの無罪生誕の議論、又はゴール派とアルトラモンターンの法王權の争論、或は玄奥派と非玄奥派との争論の如きは之を云はずして以て此期の天主教會は唯一の教會なりしにも拘はらず宛然新教の教派冗多なると少しも異なるなきを見るに足るべし

玄奥派は此時期中に多く此教會内に發生したり、而して其一部は迫害せられ其一部は賞揚せられ他の者は推尊せらる、即ちモリノス、アダムブイオン、及びフヘテロン等は迫害せらる、ジョン、ボナは賞揚せられ、カロー、

天主教會は純一を欠く

天主教會の玄奥派

ポロミオウ、テレス、及フランシス、テセルルス等は推尊せらる、此區別は全く擅斷の者には非ずと雖もテレス或はフラレンス、テセルルスを擧げて聖徒となせる教會がフヘテロンを賞せざりしとはフヘテロンの僻説を作爲する偶然事を除ては他に其理由なきが如し、モリノスも亦其敬虔説を取るの故を以て罪せらる、マダム、グイノンも亦之に同説を取るを以て罪せらる、フヘテロンは彼女の誤解されたるを辨護したるを以てボスウ井上の首領として率ゆる黨派に反對する者となり、遂に己れの説を改め又其著書「聖徒の確言」を棄てざるべからざるに至れり、左れども彼は此點に於ては尙一層大なる賛成を得たり、正にハーゲー氏が云へるが如し曰く彼の教會は實に彼を推尊せざりき左れども人類は之を推尊したりと

第三節 聖書及び傳説

第一、天主教者と新教者との間にある争論の諸點

夫れ天主教と新教との明に相異なる點は即ち經典、標準とする聖書の經文、傳説の位置、聖書の解釋、及び使用、聖書の憑據を認識すべき基礎

天主教と新教との差違の點

等なり靈化の問題に關しては全く反對に非ず、兩教共に種々の説を取る者多し

聖書の正經
及び憑據に
就てトレン
ト會議の議
論並に決議

夫れ中世の著述家等の多くは舊約の經書と「アポクリハル」(不經)の諸書とを區別したり、又今時期に至てはカヘタンの如き人は不經の書を以て經典の内に入るべからずと明言したるにも拘はらず、トレントの議會にては容易に經典の表中に此等不經の書を容れて顧みる者亦かりき、而して嘗て非難せられしことなきを以て第一に位せざるべからずとさせる所謂二重の表は或るものは大に賛成したれども多數の者は之を好まざりき、要するに天主教の標準とする舊約書中には希伯來聖書の外に「トビット」「マテウ」「ウキストム」「エクレシヤスタカス」「バルク」「エレミヤの書を含む」「マカビース」の二書等あり又ユスタール及びマニエルに附加したる所あり又古のラタン譯の聖書のみを以て只憑據ある標準となし其中よある書(不經の書をも含む)を正經として受けざる者は呪はると云へり、其言に曰く「神聖純潔の議會の命に依つて古のラタン「ボルゲート」譯の聖書は永く教會

に用ひられ又準許せられたる者なれば之を以て公演説教爭論解説に於て凡て憑據として用ゆべし、又如何ある人と雖ども如何ある口實を以てすると雖ども之を拒むことを得べからず」と(Session IV)、サーピの云ふ處に依れば此命令は人々の一般に一致する所とあり翻譯を以て原書の上に立たしむべからずと云ふ聲は只處々聞ゆるのみなりとす、ペラーミン云ふ「ボルゲート」に附する憑據的の性質を以てしたるは是を以て少しも誤謬なしと云ふにあらず唯眞實の誤謬即ち信仰と德行とに影響するが如き誤謬なきを云ふのみと、彼又此書を以て原書よりも可ありとの説を主張して曰く原文の寫本甚だ多くあれば悉く信を措くに足らず、而してラテン教會は希臘教會よりも一層正當ければ聖書を謄寫するに當て誤ること一層少なきなりと

傳説に關するトレント會議の告文

トレント會議の決議にハ傳説ハ關して左の説を含有す、即ち教會は殆んを聖書と同等の憑據ある傳説を有す而して此の傳説たるや其根源使徒等の口づから教ゆる所に基き、使徒等は之を基督或は聖靈より受たりと云

ペライミン
の傳説に關
する議論

ふ是あり、斯の如き傳説に關して決議したる文は左の如し、議會は敬虔傳
敬の念を以て舊新兩約聖書と並に傳説即ち或は信仰に關し或は徳義に關し
基督の口の語に依て傳へられ或は聖靈に依て教へられ而して限なき繼嗣
に依りて正當教會内に保存し來れる傳説とを一様に承認する者なり」と、ペ
ライミンは傳説に三種あるを論せり一は神の傳説、二は使徒の傳説、三
は教會の傳説なり、第一及び第二は基督の言と使徒の言に基く者なれば
福音書及び書翰と同權を有する者とせり、彼は又トレントの議會と一致
して信仰の事に關する傳説は其根源使徒等に在らざるべからずと稱せり、
之に由て見れば歴史上の證據を以て傳説の眞偽を判すべきや推して知る
べしと雖もペライミンの取る所の證據は即ち爰にわらず、實に彼は歴史
上の探究を其證據の表中に容れて之を費びたること明かなりと雖も尙歴
史上の證據の外眞偽を定むる者ありとするが如し、曰く「若し夫れ一統
教會(ローマ教會を指す)に於て信仰上の教説聖書に基かざる者を取るときは
是れ必ず使徒の傳説より來れる者とせざるべからず、其理蓋し左の如

傳説の證據

ホスウエー

し、一統教會の眞理の柱石あれば決して誤まる能はず、其信する處は必
ず信仰すべきことあるを疑ひなし、然れども又神が使徒或は預言者に依
て示したること或は之等よりして明に推究すべきもの、外は信仰のたと
す可らず(Ibid, Cap. 9)、又曰く苟も一統教會は神の外定む可らざることを
主張し而して其事明文の證すべき者なき時は是れ必ずキリスト及び使徒
等より傳はり來れる者ありとなさざるべからずと(Ibid)、而してペライミ
ンは又他の場處に於て教會を定義して法王教派と同一視したることあり、
是故に實際上にては彼の主義たるや傳説の證據は即ち現今の法王教派の
證據にして語を更へて云はゞ法王の權或は法王と議會との權ありとする
にあり、斯くの如く教會の證據の誤るべからざるを主張し以て天主教の
本質を代表し又之に依て困難なる歴史の不都合を逃るゝの安路を取れり
と云ふべし、ホスウエーは之に比すれば稍專斷を免れたれども又稍々用
心を欠きたりと云ふべく、歴史上の證據を重んじて却て其教會を其上に賭
じたり、彼曰く「カソリック」教會は敢て威力を以て其徒の信仰を左右せん

とするに非ず、之に反して力を悉くして相團結せんとし又改革を容る、の餘地なからんことを期するなり、斯くの如き目的なるが故に單に聖書に従ふのみならず聖書の誤解を抑へ其人心を迷はしむること勿らん爲に聖師父等の解釋に従て信仰と道德とのとを決するなり、ロマ教會は是等の聖師父等の解釋より離るゝことなきを期す、又如何ある議會にても又如何ある信仰の宣言にてもロマ教會は前世紀より古代までの傳説に和合せざる者は決して信仰の箇條として受けざるなりと(Exposition of the Doctrine of the catholic Church.)

ポスウェーは斯くの如き説を有したればシモンがアウガスタンを評するに當てはポスウェーの説大に其心を激せしめたるが如し、シモンは即ちアウガスタンが其恩寵説を唱へたるを以て之を變革者と稱し、又西方諸教會をして其從來立ちし處の論據より離れしめたればかくの如き教訓の決して傳説の無理十全説或は教會が教義上權力を有すると云ふ説等と和合せしむる能はずと云へり、是を以て見ればロマ教の辨解者等が歴史上の

ソットの記述

事實に其根源を置くは實に危険ありとす何となればアウガスタンが前世の「カンツック」著述家等の總躰のみならず其各箇に反對したる教義を主張し而してラテン教會は廣く彼の新説を採用したること程教理歴史の上に明かあるものおければあり、左れバロマ教の辨解者等が取るべき一層安全ある道へ先教義上の憑據を第一と定め而して歴史は之を棄て置き或は之を其憑據に適合せしむる様に制作するにあるべし、即ち例せばペトロ、ソットの記述せるが如くそるを尤も可かりとす、曰く「夫れロマ教會が信仰し保持し主張することは凡う如何あることにもせよ苟も聖書中に含有せらるゝことに非ずんば此必ず使徒等より傳來したるものなり、又其禮式等として起原詳々知るべからざる者は疑なく使徒等より出でたりとするは實に是れ誤る可らざる正當の規則なり」(Quoted by Chemnitz, Examen Decretorum, Concilii Tridentini.)

聖書解釋に關するソットの告文

ソット議會の告文にては聖書の眞意を判決し之を正當に解釋するは教會に屬す、又教會の意に適せざる解釋を爲すとせば假令世に公にする目

的に非ざるも之を制するは教會の權内にありとす、而して又教會が誤らざる解釋者たるは則ち法王を指す乎、議會を指す乎、或は兩者を合して云ふ乎必ず其一にあり、此論據を證せんためにロマ教の神學者が訴ふる所は單に實際上必用と云ふ點にあり、則ち聖書は數々解釋し得ざる記録を有すれば此の如き誤らざる解釋者を要するものなりと云ふにあり

俗人と聖書

教會の權力と聖書の權力

又俗人をして自由に聖書を讀ましむることはロマ教會の不利とし又危險とする所なり、バイアス四世は聖書を俗語に翻譯するを禁じ又之を讀む者を制限し、ペライミンの云へる如く只判官より准許を得たるものとみ讀むを得べしとせり、或ロマ教の著述家は尙一層極端に走り聖書を俗人の手に置くは猶犬の前に聖物を置き豕に眞珠を與ふると一般なりと云へり

要するにロマ教會全体の傾向は教會の權力を過重し聖書の權力の上に立たしむるに在り而して此傾向一轉して傳説も亦教會の憑據即ち當時存す

る教會有權者の命令の後に瞻若たるに至れり、實に一度ならず二度ならず聖書の憑據は教會の權力に基き教會は聖書の正經なるや否やを判斷するの權あり教會の推薦する聖書は始めて信すべき者なりと明言したる者あり、バイアス曰く「聖書が現今有する憑據は悉く教會の權力に屬せざるべからず」(Gerhard, locus 1, §34.) 又トレント議會にて大に有力ありしピトシの監督コネチリオス・ムツサスは曰ふ教會の憑據的判定を得ん爲には必ずしも正當師父等の説を悉く研究するを要せず、何とされば一人の法王は千のアウガスタン・シネローム或はグレゴリーに勝ればなりと、之れ甚だ極端説にして當時のロマ教會の論據とする所に非ずと雖も蓋し又意味なきに非ざるあり

ギリシア教會の正經並に傳説の憑據に關する

希臘教會にては上に數へ挙げたる數問題は大略ロマ教會の論據と全じきが如し、「正當信條」にては其信仰の個條は一部は聖書に其憑據を歸し一部は教會の傳説に、一部は議會、或は師父等に歸すと云へり、又ドロオの信條には曰く「吾人はカソリック教會の憑據を信することは敢て聖書

新教の立場
正經

に劣らざるなり」と此同信條中には舊約書不經書の正經たることを主張したり、然れども此點は希臘教會一般の論據とする處に非ざりき、實にローマ問答中には不經の書に與ふるに舊約の諸書と同地位を以てせざりしこと明なり

新教の人々は一般に皆不經の諸書を舊約聖書外に退けたり、蓋し不經の諸書は猶太史中預言者の後に成れるものあれば其預言の靈化を蒙りしことなきや知るべし、而して其用ひし言語は舊約全書全跡の語なる希伯來語にも非ず、又其記事の趣意は基督に關するものに非ず、又新約書中教義上の憑據として引用せられたることなく、又は舊約全書論託の保存を委託せられたる猶太教會が正經として受けたるものにも非ず、或は又初代基督教會も重み之を却け其後の著述家も之を却けたり、之等は實に新教者が不經の諸書を却くるの理由となせし者あり、其餘の聖書はヨハネ新約者のヤコブ書は正經とすの價值なきを唱へ又一時黙示録の憑據を

この關於
聖書の性質
教會の關係

憑據の聖書

傳説の職

疑ひたることありしかどもルネサンスの立場は實に新教中の例外と云ふべきものにして新教者の全跡は希伯來聖經を悉く承認し新約書中には左程大切あらざる書の外部の證據少き者あるを知ると雖ども其正經の性質を排斥せんとするものに非ざるなり

又教理上の憑據に關して新教者の普通に採る處は翻譯の聖書よりは原語の聖書を重すべしと云ふにありとす

又正經に於て採る所の傳説の説は全く之を却け是を以て神の論託に戻ることに恰もパリサイの者が其妄誕不實の傳説を構造して以てモーセの律法に戻りしと一般なりとせり、勿論傳説も其價值を有し其職を有し殊に初代教會の證言の如きは基督教の起原と近きを以て其靈化を蒙りたる教師等に接したるより其大切なる素より疑ひなしとす、又英國神學者ハバ述べたるが如く初代數世紀の師父等の記録を甚だ重し、カリキレンカスの如きも亦基督教一致の基礎は教會が未だ腐敗せざりし初代に於て見るを得べしとせり、然れども新教者の多數は師父の憑據を重すること左程

第四期 教理發達の要素

甚しからず、苟くも聖書より證すること能はざる者は人を依策するを得ず、又聖書と和合せざる者は人の聞くを要せざるものなりとは新教者が一般に採るところあり、是故に「コンコルドの誓書」に此の問題に關して記したる所は一の變改を容れずして新教の代表とするを得べき者なり、其文に曰く「吾人の信じ、又宣言し、又教ふ、凡ての教義を判し凡ての教師が依て以て決斷すべき唯一の規矩は舊新兩約書の預言者及び使徒等の記録に外ならずと、夫れ古代師父等の記録或は現今の神學者の記録の如きは其如何なる名目を以て現はれ來れるにもせよ是を以て聖書に劣れる者ぞ亦し只證據として之を認むべきものとす、則ち如何なる教理が使徒の時代に教へられたるやを知れり、又如所ある所は預言者及び使徒の教理は最も完全に保存せられたるやを示すお止まる者なり」と

新教者は又地上に聖書を解説して必ず誤らざる解釋者あるを拒み法王を以て憑據ある解釋者となすは是れ彼を以て聖書の地位に置くものなりとせり、チリングハウス論じて曰く「若し我れ英國王の律法に服従すと云ふ

教會權力と
聖書の解釋
との關係

と雖も其服従は單に佛國王の命に依てするものかれば我は其實英王に服せずして佛王に服するものなることは議者を俟て後知らざるなり、斯の如く若も法王を以て解釋の專權を有するものとなすは是即ち聖書を棄てて法王に服従するものなりと、彼又曰く普通の人には聖書を了解すること能はざれば必ず誤らざる嚮導者を要すとの議論は決して駁論を免るゝ力なきものとす、何となれば普通の人と雖も尙自ら確信する處を以て實に誤らざる者と思惟するを得ればなりと、「新教の宗教は教に至るの安路」、又新教者が一般に主張する處に聖書は必ず了解すべからざるものに非ず、其緊要なる教義救贖に必要なる教義の如きは聖書自ら解説して吾人に示しあれば敢て俗人の了解し難きものにあらざるとするにあり、勿論万人悉く正當に聖書を了解するとは云はず、解釋の賜物は敢て不信者に來らず、されど之と同時に敢て一の權力ある者地位にある者或は多數の團體にも來る者に非ず、之蓋し真正經驗の信徒に一樣に賜はるものなりとせり、又俗人は聖書を讀むべきものにして若し眞實精銳の心を以て

そのときは之を讀んで充分了解し得べく、又實際の教導となすを得べしとせり、俗人の聖書を讀む事は關してはウエストミンスター信條の記す所は充分新教の論據を代表するに足る、信條に曰く、聖書中にあることは凡て皆一様に明白あるものに非ず、又万人に一様に了解するものも非ず然れども救贖に關して知るべく、信すべく、又守るべき必要の事は明に聖書中に解説せらるれば只學者のみならず無學者も普通の法を用ひて充分之を了り得べき者なり」と、以上の諸點を觀察するときには新教者は聖書を讀んで各個其解説を附するの權を主唱したるや明なり、左れども各人善良なる註解者の教訓を參考せずして可なりと云ふに非ず、只人間の解説者に必ずしも服従し或は教會の司權者に屈服すべき義務を有すとの説を拒むしものあり、時としては卅九箇條中にあるが如く教會は信仰の爭論の際には憑據を有すと主張することなきに非ずと雖も此憑據たるや決して誤るべからざるものとは云はず、蓋し卅九箇條にも總會の誤ることあるべきを論じ又其實際誤りしことあるを示したるあれば其教會

の憑據を以て各個解釋の權を剝奪し信仰の表白を妨ぐるが如き事を主張せしに非ざるや明白なり、然れども實際上には此時期の傾向は各個人解釋の權を無にせんとするに在りしことは其迫害の歴史を見て知るべし、即ち一方に熱心するより遂に他方を忘れ自ら矛盾するに至ること甚だ多し殊にカルビン教派の如きは大に神政治的思想を抱き聖書を以て教會及び社會に律法を與ふる者とし、此律法を實行せざるは神を蔑視する者なりと思惟し、之を實行せんとする熱心の餘り遂に人間の良心は權利を害すると無くして孰れの點に迄至るを得べきかを知らざりき、是を以て彼等はさきにロマ教に於て攻撃したる無誤の説を自ら實取むたり、而して此間に漫然區別を爲して云ふ教會は其自身に於ては無誤に非ざるも尙無誤の點を決定し得ると恰も之れ土器は金に非ず單に泥土より成れると雖ども尙其中に金銀寶石を容るべきを得るが如しと、然れども是等は單に新教構成の時期に當て暫く現れ出でたる現象にして直に去て跡なきに至れり、而して構成の此時期中に在ても尙新教者の内には各個人解釋

の権理を重じたるもの多くありき、例せばカリキヤタスと其ゼルマソンの學派の如き和蘭にアーミニアン派あるが如く英國の自由派チリングワース、アレットソン、ロック等の如き即ち其人なり

又新教者は教會を以て聖書の證人、看守者、又傳令者とあせしかども聖書の憑據は教會の權力に屬すと云ふ説を否認し、彼等の教へて聖書は敢て教會に屬せず却て教會は聖書に屬し聖書の憑據は眞實にして如何ある地上の權力も之より減衰或は之に加ふることを得べきものに非らずとせり、ルーター曰く「神の言は高く教會の上に在て教會は之に比ふべきに非ず」と(*De Captiv. Bab. Ecol.*)、勿論教會の證言は聖書の諸書の正經とするに足るや否やを證するに於ては大切なりとしたること明なりと雖も、是れ決して初代教會は聖書の上に權を有せりと云ふ意を含むものに非ずして單に如何なる書が使徒より出でたるものなるかを知るの方法としては大切なりとの意なりき、又聖經諸書の神より出でたるものにして且つ眞成あるものたるを證するには聖經の證明を最も重しとしたり、其他の證據

聖書の神出の證據

も貴ばれたること勿論なり、例へばルーターは正經の眞否を判斷するに當て其福音の本質を有すると否とを質し又其救贖の中心たる眞理に關係するや否やを究めたり、其他聖書の思想文辭に訴へ其人の良心を鼓勵する勢力に訴へて其眞偽を判せんとしたるものも多かりき、例へばカルビン曰く「聖書は自ら其眞理を顯はして明なることは恰も黑白の其色を表はし甘辛の其味を示すに異ならず若吾人純白なる眼光と強健なる心意とを以て聖書を讀むときは吾人の眞に神の威嚴赫々たるを覺り吾人の頑硬あるを知り必ず神に服従するの念を生ずるなり、……アモス、ゼネラス、ヤセロを讀め、ブレトロー、アリストートルを讀め、或は其他有名なる人々の書を讀め、我は信ず、汝は必ず之を悦び之を驚き之を稱するあらん、是等を読みたる後轉て聖書を讀め假令汝は之を欲するも欲せざるも其強く汝を感動し汝の心情を刺し汝の心意を激すること甚しく其勢力を以て修辭家哲學者の美麗に比する時の彼等は殆んど全くあきあき如し」と(*Instit. I. 7, 8*)、此の如く種々の證據を重じたるにも拘はらず、尙や此時期中の

聖靈の證

新教者等多くは聖經の諸書の神出眞正なることを證するには聖靈の證據 (Testimonium Spiritus) に若く者なしとし、之を以て誤なき信仰の根原となせり。又信條中にも多く之を以て聖經諸書の正經たるを決する證とせざることあり、フレンチ信條は曰く「我等は是等諸書の正經にして吾人信仰の規矩となすべきを知る、是れ蓋し教會が一般に之に一致するが故に非ず。聖靈の證は内部を照して吾人をして明に之を他の諸書と區別するを得せしむればなり、他の宗教の諸書はたとひ如何に有益なるにもせよ其内に信仰箇條とすべき者あることなし」(ART. IV)。ヘルチック信條には是と同一の宣言を爲せり、ワルデンセスの信條には又聖靈の證據を重し之に加ふるに聖書の内部の證據即ち其文辭思想の秀逸高尚あるを以てせり。又ウエストミンスター信條は教會の證言は吾人をして聖書を尊ばしむるを記載し、又聖書の記事の天出ある其文辭の高尚なる其各部の和合する等は實に其神の言たるを證すと論せし後、強く左の言を主唱せり曰く「左れは吾人が無誤の眞理と其神の權力たることを確信するは是れ聖靈内に働いて

我等の心にある道と共に證するに依る」(Chap. I)。又ルーテル派を代表する人をカールヘーバードを始めフルセマン、ダシホーアー、コニグ、カロア、クインステッド、ホフツ等の皆聖靈の證據が聖書の眞理を證するに必要なるを論せり。クインステッド曰く「吾人が神言を以て神言と確信して誤らざるは即ち神の言の實力及び聖靈が聖書を貫きて證印するに依つてあり」と、又曰く「他の證言は其如何なる種類なるにもせよ只人の信仰を誘導するに留まり決して無誤の信仰に非ず」と (Septima, De Scripto Quarta, 9.)。カルピンは又聖靈の證據を第一に尊び合理的の考想は單に聖靈の證言を確ふするに止まるのみと云へり。

以上の説より離脱したるものはアーミニウス派の中にあり、エピスコピヤスの論じて曰く人は先づ始に聖書を以て神出とするに非ずんば聖靈を有するや否やを確信する能はず、語を更へて云へば聖書の神性を承認するは人が聖靈を有すと信するより以前の事なれば聖靈の證を以て聖書の神性を證すべからずと、カイセラニアスも亦聖靈の證據より始むる議論

を以て充分攻撃を受くべきものとなせり、左れども聖靈の作働は天啓を信する信仰を生ずるに於て大切なる要素たるを疑ふ者に非ず、彼れ曰く「聖靈は深奥なる啓示を以て吾人の信仰を勵まし玉ふ、只吾人之を以て信仰の基礎として呈出すべきものに非ず、之れ實に已に信仰したるもののみあるなり」と、カーセライアスは又如何なる書にても其眞實なるを證する重なる證據は二つなかるべからずと云へり、即ち(一)記者は知らざるが故に誤ると云ふが如きことなき程克く薫育せられたるの確證にして、(二)は其記者が眞理を記せんと欲するの確證之なり、此等の證據を聖經に適用するに當ては自然聖書記者が神命を蒙れるの證として奇蹟預言の能力、其超性の教訓、其神榮を顯はさんとする熱望、其己れの過ちを隠さず、己れの主公の短所を暴露するの勇氣、其眞理の爲に苦難を受け死を甘するの決心等に訴ふるに至れり、此時期の終に至ては斯の如き傾向大に勢力を得聖靈の證據を重するの風稍々衰へたり、此問題を去らんとする前に當て尙一の吾人の注意を要することあり、即

クイッカイ派が聖書の主權を限りし理由

あ新教者中に聖書を第二位に置くものあるに至りしことなり、彼等は「マ」教者の如く教會の憑據の下に聖書を貶せしに非ずと雖も各個人心中の賦與せらる聖靈の啓示を以て聖書の上に置けり、之れ實に「ア」派の取る所にして急激なる玄奥派も亦之を信じ、クイッカイ派も亦之に屬す、彼等は聖書を以て聖靈靈化の結果なれば必ず其眞理あることを主張す、然れども同時に之に第二位を與ふたり、彼等は曰く聖靈は聖書を與へたれば聖靈こそ第二の規矩とすべきものあり、又聖靈の信徒の心中に啓示する所は決して聖書の教訓に矛盾するが如きことあるべしと雖も之れ第一の證據にして決して成文の天啓に次ぐべき者にあらざと、此證據は克く「ア」派の「プロポジション」中に載せて明なり、曰く「此等内部に來れる神の啓示は眞正の信仰を建つるに於て必要なる者にして之れ決して聖書の外部の證據と矛盾し、或は正當健全の道理と撞着することあり、然れども之に依て必ずしも此内部の天啓は外部の天啓或は自然の道理に依て判斷すべきものに非ず、何とされば之其自身に於て已に明

瞭白々たるものにして勳すべからず抗すべからざるものなればあり」と

(Prop. II)

第二。靈化に関する諸説

是迄ローマ教會にて取り來れる靈化説は嚴正極端のものなりしがフエーエイト派の者は幾分か之を離脱して新説を唱へたり、此派中にて有名なるハメル及びブレスの兩人は教へて曰く神より出で聖經の性質を有せんとするの書は必ずしも其言語思想悉皆靈化せらるるを要せず、單に人間の者たることもあり即ち其記者の人間あるが如きは是なり、彼のマカビトス第二書は此の類あり、而して若し人間の生するものにして後其中には一の眞理ならざる者を有せずとの神の證を受くれば以て正經とあすの價値ありと、此の教義はルーベーン、ドゥエーの神學者の集會(千五百八十八年)に依て排斥せられ、ヘルチックの監督等も之を却けたり、後フエーエイト派のフエーン、アダムは聖書の記者は不精密の言語を使用するとの意を以て述べたることあるよりジャンセニスト派の攻撃を蒙りしことあり、

天主教會の靈化説

ルーテルの靈化説

而して此の争論の結果はアルゾグ氏の言ふ所に依ればクリンストムの如きアンネオケ學校の人々が信玄たる靈化説を漸次採用するを以て終れりとす、ヘラーミンは此問題を論ずるに當て左の説をなせり曰く「神は豫言者には特別に其使命を授け玉ひたりと雖ども歴史的の記者には只其業を取るの心を激勵し之を取るに當て誤を避くるに必用ある才の力を與へたるのみ」と

新教派はルーテルの代表する處となりたるが如く一般に聖書を崇敬するの念深かりしが之れと同時に精密器械的の靈化説を採らざりしが如し、ルーテルは聖經中の諸書の正經たるの性ありや否やを判決するに於て全く自由なりしのみならず尙又正經の性質を明に示すに足る處の諸書中に人間の元素あるを充分認識しより、彼はイザヤ、エレミヤ及びホセアの諸書の適當なる整組を缺くを論じ又預言者等は其記事の金銀寶石中に木脚禾稿を混合せるを示し、又聖書の或部は他部よりも一層充分なる靈化を蒙るを云ひ又偶然の誤謬あるを許すも敢て差支なきを明言したり

ルーテル派
中に流行せし
し説

ルーテルの斯の如く聖書を批評なせしがせもルーテル派の全勢ハ之に服せず、尙聖書の各部の文字的靈化を禁むれるを唱ふる傾向あり、此傾向は實に十七世紀中一般に行はれたるものなり、勿論、セーアスの如き者ありて靈化は聖書の趣意に及ぶが如く其各言語にも及ぶものなるやを疑ひ、カリキジタスの如きありて重なる教義は神の啓示に依ると雖ども其の餘は單に神の助と云ふより過ぐるを要せずと論せしと雖ども、ルファ氏の云へる如くカリキシタスは其説の爲に異端と稱せられ、セーアスは其疑を捨つるを命せられたり、ガートの語は疑ひなく文字的靈化説を含む者なり、彼れ聖書記者に關して云ひけるは「彼等は實に神の筆生、基督の手、又聖靈の書記ありと稱するに足る、蓋し彼等は己れの意を語り或は記することをせず聖靈に依て導かれ感化せられ又之れに依て行ひたればあり、彼等は人として記せず神の人として換言すれば神の僕、聖靈の機關として記せる者なり」(Locus I. 518)、ガートは又母音の副點は希伯來聖書のありし昔よりありしものにして私用せる寫本ハは數々之

聖書會の
通譯會の

を廢せしことありしと雖ども公に用ふる寫本には明白に之を搜入せりとの説を採れるが如し、クインスタッドは左の極端の言を吐て文字的靈化説をとれり曰く「聖靈は預言者及び使徒等を靈化するに當て單に聖書中にある教説に關し或は彼等が用ふる言語の意味に關するの事ならず、實に彼等が平常使用する一言一句皆聖靈の嚮導感化する處に依らざるなし」と、又曰く「預言者及び使徒は舌と筆との外ハ一も己れの者を出さざるなり」と、又其文牒の異様なるに關しては其原因直ちに記者の如何に非ずして聖靈が暫く記者れ才を適する文牒を撰び玉へるに依るとなせり、斯の如き論據より推す時は勿論聖書中には地理上年代上數學上歴史上の誤謬一もあることなく、實に謄寫者の過失の外ハ一點の誤りなしと云ふに至るなり、彼は又新約聖書中には語法の誤謬或は俚語ある説を拒み遂に進んで神の言は之を正當正格に使用せずと雖ども尙克く靈の効驗を生じ實力を有すること恰も其言語と神力との間に常に連絡あるが如しと論じたり、此最後の點はメンデグのラツマンが駁論する處たりしもクインスタッドの此

説たるや當時のルーテル派を代表するに足るものありとす。カロブの説も亦靈化に關しても聖書の効力に關しても共に過嚴あり、彼は聖書は神の力其内に住むものにして畢竟被造物にあらざると云へり、ホラツも亦た聖靈の指示説を固く取れり、要するに靈化に關して器械的の説を取り又聖書に魔術的權力を附したることは當時の流行ありき、然れども此の極端を去るに當て又他の極端に走れり、即ち自然神教の一面に反對する極端は翻て他の一面に向ふに至れり、聖書を法外に尊崇したるの極は轉て神の直接の作用は書物の効力を主張するに必要あらざるとするの極端に走れるに至れり。

改革教會の靈化説

改革教會に於ても殆んど之と同様の發達をみせり、ツヰングリイは概して云ふときは聖書を處するに當てルーテルよりは大恒を欠く處あり、然れども其靈化説は敢て嚴格なる者に非ずして聖書の歴史上の事には詳細を欠く處ありとみせりカルピンは聖書記者を評するとルーテルの如く自由ならず、又ツヰングリイよりも狹隘なるが如し、彼は殆んど文字的靈化

説に傾きたるが如し、即ち使徒を以て聖靈の書記となし又其文辭の異様なるは聖靈の選擇によるとなせり、彼云けるは「預言者の或る書の文勢の如きは鮮麗宏壯として異教著述家の雄辯にも劣らざる者あり、斯くの如き例を以て聖靈は平常粗野卑近の文辭を用ゆるも決して雄辯に欠くるに非ざるを示されたるありと」(Inst. I. 8.) ターレツタンは曰く聖書記者は其記する所の趣意も言語も共に凡ての誤謬に陥らざる様聖靈の嚮導を受けしものなりと、ポイヤアスは左の如く文字的靈化説を明言せり、聖靈は直ちに非常の力を以て万事を聖書に指示せり、或は趣意、文辭、或は知らざると、知ると、或は歴史上のと、教義上のと、或は特殊のと、普通のと、或は理論上のと、實際上のと、凡て之を指示して記せしめたりと (Select Disput. P. 32.) 此外又改革教會に起りし思想は希伯來原語の聖書には母音の訓點附しありとの説是なり、ハツケストルフ、バーメルに於て之を主張せり、ルイス、カッセルは之に反對したれども、ヘルベチック一致誓書にほ之を宣言したり、今其云ふ處を擧ぐれば左の如し「吾人の受て有する希

希伯來聖書の母音點

アーミアン派の説

伯來の舊約書は猶太教會より傳來する者にして其子音も母音(其訓點或は少くも訓點の力)も共に靈化せられ其趣意も言語も共に聖靈の嚮導による者なりと(Quint.)

アーミアン派の者は之に比すれば稍々寛大なる説を取れるが如し、勿論リムボルクの如き人あり聖書記者の一も誤謬なきを主張せりと雖も大概は皆此説に反對せり、リムボルク曰く聖書は左程大切ならざる點に關しては詳細精密なる記事を與へざりしやも知る可らずと雖も此際に當ても尙不道理を教へしことなきや明なりと、エピスコピウスは之に反して論じて曰く聖書記者は左程大切ならざる所に於ては誤謬なきを保すべからず、又其誤謬を公然認識するは之を隠蔽し人力を以て強て之を解説せんとするに比すれば其害却て少しと、グロシヤスも亦然り曰く「苟も大勢の權力を減ずることなき小不合の如きは却て之を確固にする者なり、何とされば之に依て聖書の詭謀技巧の造談も非ざるを示すべければなりと、彼又聖書の記事就中歴史上の事蹟を記するに當て充分他の法に依て知る

ソレニアン派

パツクスタ

を得ることは聖靈の指導に依らずと信せり、クレアは又其註釋殊に舊約書の註解を必ずに當ては充分なる自由を主唱せり、ソレニアン派の者は概して靈化の頑固説を取ると雖も大切ならざる點には誤謬のあり得べきを許せるが如し、ソレニアン新約書に關して云て曰く「其中の大切なる所は誤謬不合等一もあるなしと、英國の著述家中パツクスタは此問題に關して取れる論據の故を以て有名あり、彼は聖書中に實際は誤謬なしと雖も、あり得べき者なりと論せり、曰く「若し人聖書中の各語を非難より免れしめ又其記者を誤る可らざるものありと證する能はずとするも尙吾人は聖書の教義を以て神の者となし又キリスト教を以て神の教とすを得るなりと、又曰く「若し吾人只聖靈の聖書記者を嚮導して其趣意を教へ其方法言語は凡て之を彼等が天賦の才に一任し玉ふことを證し得ば是れ敢て聖書の記言の價值を減衰又キリスト教信仰の信用を失ふ者に非ざるなりと、以上爲し來りし評論に依て觀察するときは此時期中にては聖書を論ずる

十七世紀に於て聖書を講ずる方法

溯源批評の始英國自然神教

に當て無限の獨斷的精神を以てし、敢て批評の權を唱ふる者少きを見るべし、聖書を處する此方法たるや暫時其利益なきに非ず恰もローマの無誤説も其利益を興へたるが如し、然れども專斷の臆説は必ず鋭精なる推考の日に遇ふを免れず、獨斷教の極端は即ち極端なる放恣自由の前驅たり、是を以て十七世紀に行はれたる器械的靈化説は將に來らんとする反働時間の合理的批評を急がし其猖獗を恣にせしめたる者ありとす

第三、溯源批評の起原

此時期中の英國の自然神教は溯源批評の根本を置きし者と云ふべきも實際之を行ひし者又は非ず、即ち十七世期の前半にはロールド、ハーバートHerbertの著書あり、其後半にはブラウントBrantあり、又其終りと十八世紀の初めにはトゥランドTolandあり、又十八世紀の初めの部分にはシャフスベリーShaftesburyあり、コリンズの第一著あり、此等は皆聖書の根本を究め批評を試みたりと云ふよりは寧ろ自然の道理を大に重じ又聖書中に在ることにして自然の理に符合せざる者は漸次に之を却くるの傾向ありしと云つべきあり

ホッブス

スピノザ

ホッブスが統治者は宗教上のことにも權力を有することを主張するは是れ實に聖書の憑據を軽くするものありと雖も彼は自から聖書を研究したること少く又公然聖書の無誤説を攻撃したることなし、彼曰くモーセは「ペンテテューク」五書を云ふを記せしむ非ず、然れども五書中に自らモーセの記する處と云ふ部は彼が記るせしものありと

吾人はスピノザに於て始て溯源批評の例を見るあり、氏の哲學上の唯理説の理論は勿論聖書記者と聖靈との間に超理的の交通あるを許さざるなり、彼は預言者が尋常ならざる能力を有せしことを認識すと云へども之を解釋して自然の道理の範囲内に入れ是れ單に彼等が宗教の眞理を確取し強く之を顯したるゝ過ぎずとせり、其言に曰く「預言者には神の靈賦與せらるゝとは單に預言者は特別非常の力を有し普通の敬神者と異あり神の心意目的を了知するの意に他あらず」と、又曰く「預言者は決して或る奇態の了解力を興へられたるに非ず、只普通の人よりも一層明白活潑なる想像力を賦與せられたるなり……左れば預言の賜は決して預言者を

始めよりも一層賢明博識よする者に非ず」と、スピノザは又モーセを以て律法の書の記者となす、此は申命記中に在る律法にして則ちエズラの解説と附加も亦た其の内におりとす、彼又五書、ヨシユア、士師記、サムエル、列王記等に關して云けるは「吾人もし此等の諸書を考究するときは是れ必ず唯一の記者あつて猶太國歴史を其國を成せるときよりエルサレム第一の滅亡に至る迄編纂せんと目的よりして記せるものあるを知るべし、此等の諸書は其相互に關係すること至て密にして此ことを見ても尙是一人の歴史家の一の目的を以て編したるものなるを知るべし、……我思ふよエズラは即ち其人なるべし」と、歴代史略に關しては云ふ是れ恐くは「マカビースは時代より以前よられるものよ非ずと、ダニエルはダニエル書の後部を書したりと云ふと雖もダニエル書の最後の編集者並にエズラ書、エズラ記、及びテヘミヤ(此皆一人の手より成る)は皆マカビースの時代より以後に成るものあり」と、スピノザの批評よりは急進に非ざるも其關係の異なるよりして一層大切

ある者はフランスのローマ教者リチャード・シモンの批評ありとす、彼は現在存する聖書の確かならざるを論ずるのみならず、原語の舊約書少くも五書の如きは後年の編纂者が變改したる所多しと云へり、然れども之と同時に彼は編纂者も亦原著者と同じく聖靈の感化を蒙る者あれば聖書の憑據には少しも影響あしと稱し、以てスピノザの極端に走れるを駁し、聖書には明證あるに非ざるよりは或は附加し或は削除するを得べからずとなせり、然れども亦之に反して聖書中容易に了解する能はざる處を許容し之に神言の憑據を附することはスピノザの破壞的批評を支ゆるに尤も有効なるものなりとせり、即曰くスピノザは聖書を増減變化せし所あるより是を以て單に人間の爲せるとかし爲に種々虚妄の推定をなせしと雖も之に答ふることは至て容易なり、此等の變化を爲したる記者は聖書を記するの力を有すれば之を修正するの力も亦有すること明瞭あり、是れ我が此等の變化ありし例を示し以て聖書の記事の全時代の人の手に依て成れるものに非ざるを推定せる所以なりと、シモンの此説に對して

答辨したるもの甚だ多かりき。スペインハイムの如き其一人あり、又此説は
ローマ教のものも新教のものも共に危険の説となし其重かる著書は擯斥せ
られ消滅を免れたるもの少なしと云ふ

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が続く）

第二章 神性論

第一節 神の存在本質及び附性

(第二) 神の存在の證據、

デカートの時に至る迄此時期の神學者等は神の存在を證せんが爲にア
セルムの趾を跡ますして寧ろトマス、アケイナス及び其他の煩瑣學者の風
に従ひ重に後天的の議論に依頼したり

議論に二種あり一は外界より推す者ありて一は心靈中の天賦の信仰より
推理する者なり、ガルピンは殊に後者の議論を重トたり、氏曰く「吾人は
人間の心意は自然の本能に依て尙神明の感を有するを疑ふ能はざるあり、
故も人誰も無智を口實として免る可からず、蓋し神の存在を了知するの
力は幾分か賦與せられざる者なく又神は數々此記憶を新になし王ふ可
ればあり、万人皆神の存在を直覺す是れ人の性質と離る可らざる者な
り」と(Intellectus, I. 3)、ガルピンが神の存在を直覺すと云へるは如何なる意なる
やは充分に知る可らずと雖ども恐らくは單に人の理性及び良心中には神

デカート以
前の議論

（以下は不可読な文字列）

の存在の信仰の基礎あり此の基礎は神の聖靈に照らさるゝ時忽ち信仰を生ずる者なりと教ゆるに在りしある可し、氏は此點に於ては敢てデカートの神の天賦の觀念に置きし議論を前表する者に非ざるあり、カルピンの議論は寧ろ初代師父の思想と相類す、即ち人の本質の構造中に神を認識せしむるの刺激ありと云ふに在り、然るにデカートの議論の勢力は何にありやと云ふに神の觀念の如きは決して人間の自然の能力中にある能はずと云ふに在ればなり

カルピンの論據と共に万有の光に依て神の存在を確知するに足るとの議論も盛に行はれたり、此種の議論はフホースタス、ソシナス及び其他ソシモン派の否拒する處とある、左れどもソシニアン派中にもナルソゲンの如きは敢て之を否拒せずルイタル派中にはマタイアス、フラマアス此議論に反對せり

デカートの議論中には二大思想あり、(1)心中にある神の觀念は人の自然の能力の創造する能はざる者なり唯神ありとして始めて神の觀念のある

デカートの
議論

を説明するを得べし、(2)神の觀念は必然的に神の實存を含有す、恰も三角形の觀念は合して二直角となる所の三つの角度を含有するが如し、是れ實にアンセルムの議論と同一あり、デカートは又他の議論を爲せり曰く吾人自身の存在を保持する力を意識するを得ず是を吾人自身が依屬する處の一の力あるを示すと、然れども氏の重み力を勵して論ずる處は前の二思想ありとぞ、吾人の見る所を以てすれば兩者共に附會の臆測たるに過ぎず、然れども氏は教理歴史中に切要なる地位を占むる人あれば吾人は左に氏の尤も明確に其議論を呈出せる章句を引用す可し、氏曰く神の性質とは無限獨立全能全知なりと知る可し、而して我自身及び若しありとすれば他の万物之に依て創造せられたりと知る可し、然り而して此等の性質の其秀絶偉絶にして我之を思考する多きを加ふるに従て益々此等の觀念の我自身より發起せざるを感ず、故に前述せし所より結論して神は存在すと云ふは尤も必然の理あり、蓋し我が心中に本神の觀念あり假令我自身は本神たりと雖ども我は有限の本神あれば我心中に

ある無限の本躰なる観念は如何にして生ず可きや、是れ或る無限の本躰
 實存して賦與するに非ざれば能はざる所なり、吾人をして思はざらしめ
 よ無限の眞正の観念は得る能はず、只有限の説不_レ依_レて得る者にして恰も
 休息及び暗黒は運動及び光明の否拒に依て始て観念するを得るが如しと、
 之_レ反して吾人は無限には有限よりも一層現實あるを知る故に吾人_ハ有
 限の概念を得る以前に稍々無限の観念あかる可らず、即ち神の観念は吾
 人自身の観念に先たざるを得ず、何となれば吾人は吾_ガ疑ふと云ひ欲す
 ると云ひ或は足らずと云ひ完全_ニあらずと云ふは若し先に吾人自身より
 一層完全なる者の観念を有し之と比較して以て吾人の性質の缺を感ずる
 に非ずんば如何にして之を感ずるを得んや、神は我を創造するに當て其
 事業の印として此観念を賦與し玉_ヘりと」(Meditation. III) 氏の第二思想を
 記述する章句_ハ次に擧ぐるが如し、曰く「心意は其中にある諸観念を回視
 するに當て諸観念中の最大観念を發見す、即ち全知全能絶對完全の存在
 者の観念是れあり又此観念中には單には可能的偶然的の存在を含蓄する

神學者等の
之を承認す
る度

のみならず、絶對必然永遠の存在を含む者なり、例へば三角形の観念中
 には二直角に等しき三つの角度ありとの観念離る可らず斯くの如く完全
 の存在者なる観念中に含有する必然永遠の存在は其完全者の實存を結論
 せしむるに足ると」(The principles of Philosophy. Part I.)
 デカールの推論に一致する者は同時代の學者にも亦次の時代にも多く之
 あり、コクセシヤス_ハ神と云ふ單純なる観念には神の實存を含蓄すと云
 ふ結論に一致したり、左に擧ぐる氏の言は他の意味に解する能はざるな
 り曰く「神なしと云ふ者は最善完全必然の本躰即ち万物を生じ又自ら一を
 も要せざる存在者を無しと云ふ者あり、故に其必然は必然に非ず永遠は
 永遠に非ざるなりと」(Sum. Theol. cop. VIII) カッドナース_ハ謂へらくデカール
 の議論の此一面は反對者を満足せしむるに足らず、唯自身の信仰を來ら
 す_ル力あるのみなりと、左れ_ト氏はデカールの議論の他の方面に關して
 左の如き言を爲せり「吾人は云はんとす若し神なしとすれば絶對無限の完
 全者ある観念は決して生ずる能はず政治家も詩人も哲學者も如何なる人

と雖も此觀念を生ずること能はず(Intellect. System. Chap. V.) ヲヨハシリ
スも亦神をければ神の觀念を以て神を啓示する媒介
ありとするを拒めり、氏の言に曰く「吾人は万物を神の中に見る如く又神
を神自身に於て見るなり、敢て觀念とか云ふ如き全く神と別なる者即ち
神より生ぜし結果に依て見るに非ず何となれば神は自身外の者に依て代
表せらるる能はざればありと(Theoly of ideal world.) スアリングフリートも
亦著くデカートの議論を稱揚せり

然れども一方を回顧すれば當時の神學者中にはデカートの推論を採用せざ
る者あり或は之を賤むる者あり、ロツクは勿論其哲學上の主義の爲にデ
カートの如き議論を重せざりしなり、氏は完全者なる觀念は或る人には
甚だ有力なりと雖も此に依て神の存在を議論するは甚だ拙計にして他に
尙有力の推論あるを知らざる者ありと云ひ、自ら左の數箇の議論を擧げ
て神の存在を證せんとせり、(1)人は己れの存在を確信す、(2)無より一物
も生ずる能はず、(3)何者か永遠より存し諸力の源にして自ら全能なる者

ロツクの論
文を承
け
て
論
議
す

サムエル、
クラーク其
空間の説よ
り議論をな
す

あらざる可らず、(4)人は智識と智覺あるを知る、(5)知る者は知らざる者
より來る可らず故に永遠よりあり智慧あり力ある神存在す、氏は以上列
擧せる第五の點に關して左の如く云へり「若し曾て智識を有する存在者の
わらざりし時あり彼の永遠の存在者が悟性を供へざりし時ありと云ふ者
わらば吾は之に答へて云はん果して然らば智識の來る能はざるなりと、
智慧なき存在者が混沌として動き而して知る處の存在者を供へたりと云
ふは三角形が自ら二直角より大なる角度を作れりと云ふと同く共に能は
ざるとなりと(Essay BK. IV. Chap. 10.) サムエル、クラークはロツクと同くデ
カートの議論を以て満足せず、左れと氏の論據は同く非難を容るに足る
者なり氏は附性は其本體を有せざる可らずとの標準を置き而して云て曰
く空間は無限にして且つ常に存す、即ち爰に無限の洪大と永存の附性之
あり故に無量永遠の本體なかる可らずと此の如き議論は假令有力ありと
するも單に如何なる不信者も承諾するが如き説即ち或る物は永遠より存
せざる可らずと云ふに過ぎざるなり

宗教改革時
期に於て不
可思議説に
接近するの
度

(第二)神の本質及附性
此時期の神學者等は之を初代師父及び煩瑣學者等に比すれば神の本質は全く知る能はずとの説を主張すること少なきが如し、勿論其内にはルートルの如き人ありて神の本質は明に知る可らずと唱ふる者ありと雖新教神學者の多數は單に吾人が神の本質に於ける智識の不完全なるを云ふに過ぎず、ガーハート曰く「吾人實に神を知る、左れを之を了解し得ず、細言すれば完全に神を知らず何となれば神は無限なればなり」と(Louis II. S. 80)、リムボルクも亦言て曰く「神の性質は其無限の威光の爲に吾人此世に於て完全に知る可らざる者あり、何とされば吾人の只朦朧と之を見るに過ぎざればなり」(Theol. Christ, II. 1)。然れども全體より云ふ時は此時期の神學者等の大體は神の本質及び附性を論ずるに當てアウガスタン及び煩瑣學者等の説と異なる所なしと云ふ可きなり、ジョン・ハウは煩瑣學者の説に反對したり、ボルスタアスも亦之を非難せり、左れを煩瑣學者の説は勢力を専有せり、種々の大宗派は又神の永遠及び遍在に關して先

ソニアン
派及びア
ニアン派
の或者の保
有したる永
遠に關する
説

代已に認識せし所の標準に従へり、即ち神の永遠は繼續を取り去り其遍在は場處の關係を超越し各處に遍在し敢て一所に限られざるの事實を認識したる、
稍々小なる諸宗派にては神の永遠に關する通説を非難する者あり、ソニアン派の重なる學者フホリスタス、ソニアン派及びクレル等は敢て曰く永遠とは際限なき時を云ふ、神には人に於けると同く過去あり現在あり又未來ありと、アトニアン派の神學者にも同論を唱ふる者あり、勿論アトニアン派の繼續を除去することに於ては普通傳來の説に従ひ又リムボルクの自ら之を稱賛すべき平將拒す可き平を決する能はずと云ひたれどもエビスコピアス及びカーセラエアスの斷然此説を非難したり、カーセラエアス云て曰く時の區別を除去するとき世界は將に創造せられんとすと云ふも或は世界は既に創造せられたりと云ふも少しも異なる所なし是れ矛盾なりと、斯くの如き説の生ずるは全く神の時を超越することと其被造物の依て以て存立する時の順序を認識すると此兩者を符合

せしめんとする舊時の説あるを忘却したるに依らずんばならず、カリエ
ラエアスは又神の遍在に關する普通の説を脱離し而して神は全く各所に
遍在し玉ふに非ず其本質は天にあり而して其力及び勢は各處にありと教
へたり

神は偶然事
件を前見す
るを得るや
に關するソ
ニニアン派
の説

ソニニアン派は神が偶然に生ずる事件を前知する者に非すと唱ふるを以
て著名なり、フホースタス、ソニナス曰く偶然事件は其性質より云ふとき
は知る可らざるなる者なり、故に神の前知の範圍内にあらずとするも敢
て神の知識を損ふ者に非ず、恰も出来難き事は神は爲す能はずと云ふも
敢て神の力を損せざるが如し、此論は神の預知と人の自由と調和するに
於て尤も價值ある者と思考せらる、左れど此説を辨護するは稍人の自由
を損はんとするの恐あり、何とされば神は人に或る一種の法に従て働く
の力を與へ全く人の自由に任せしに非ずとするに非ずんば預言の事實を
解釋すること能はざればなり、故に吾人はクレルが左の言あるを見るな
り、曰く神が彼是の事に於て賤劣ならざる者を欲するの必然性を與へた

カルピンの
學者の教
の預定の
預知との
係

ればとて自由は尙依然として他の多くの事に於て存するを妨げざるなり
と云ふは、カルピンの神學者等は預知を以て預定と密接の關係ある者となし且
つ預定あるに依て預知ありと云ふ者さへあるあり、カルピン曰く將來の
事件は單に神の預知するに依て生ずる者に非ず神の命令の下に生ずる者
ありと(Inst., BK. III, Chap. 23)、「ピーサも亦之と同様の語を用ひたり、
レタンは神の預知の誤らざるを解釋せんとて左の如く云へり、「是れ蓋し
神の預知は其命令に次で来る者なればなり而して神の命令は變すべきに
非ざれば神の智識も亦誤謬さし」と(Inst. Locus III, quest. 12)、「コクセウヤス
曰く「神は將に來らんとする事件を永遠より前見す、蓋し神の作力に依る
る非ずんば一事件も生ずる能はざればなり……神が將に來らんとする
事件を見るは其命令に於て之を見るあり、是に依て神は或事件を起し又
第二原因の依て以て働くを得べき状態を供ふるあり」と(Sum. Theol., Cap. X.)
ソニニアン派の神學者等は之を反して神が一事件を知らんには必ずし

ソニニアン

も偶然事件を例外とするに及ばず又必ず命令に依て始めて知るを要せずと主張し、又云て曰く夫れ正確の反對は不正確あり偶然の反對は必要なり初めの二者は知る所の主観に關し後の二者は知らるゝ所の事件に關し、純然たる主観的者は客観的の物を制限すること能はざるが如く神の心意の正確に敢て事件の偶然と瞞着せざるなり、勿論人間は其自身の力を以て全く事件を知らん爲には必然の基礎に依らざる可らず、然れども神の前知は人間の標準に依て判定す可らず神は必然事を必然の法に依りて前知し又偶然事を偶然に起る者として前知するなりと、ガーハートの語は同趣意を表はす曰く「夫れ事が偶然に起ると云ふは二つの事を含む、一は其事件の起ること二は起らざるを得ること是なり、左れど此二事の必しも矛盾にあらず何とされれば多くの起り得べき事にして起らず、起らざるを得る事にして起る者あればなり、故に多くの事件は偶然に起ると云ふり、左れど偶然にも起る事は必ず真正に起る者なれば前知するを得るあり、何となれば凡て真正なる者は知るを得べければなり、故に前知は

中間の智識
あるや否や
に關する疑
問

偶然事を除き去るを要せずと (Locus II. S. 255)。ガーハートが爰に云ふ處の偶然とは現實の偶然にして即ち必然の範圍を全く離れたる者を總稱す而して彼のガレピン派の或る人が事件の人に關係するときの偶然にして神に關係するときは必然なる者なりと云ふ時に當て意味したる偶然と異なるや明かり、カッドラス、クラーク及び其他英國の有名の學者輩も亦同様に神の前知は偶然事件を含有して少しも矛盾するをよしと主張せり神の預知ある問題と共に著しき議論の點となりし者は中間の智識 (Scientia media) なる者は果して神に附す可きや否やと云ふ疑問にありとす、煩瑣學者等は先づ神の智識に二種あるを云へり一は則ち *Scientia simplicis intelligentiae* (神が自身を知り又其全能力に出來得べきことを知るの知識を云ふ) 一は則ち *Scientia Visionis* (神の作力に依り或は許容により眞實に起らんとする事を知るの知識を云ふ) なり、此兩種の神の知識には其中間の智識なきや之ありとする人々の唱ふる所を見るに神には此兩種の智識の外に自由の存在者が或る假定の場合何と爲すやを知るの智識あり、細言す

れば此智識たるや單に出來得べき事のみならず又は實際あるべきことのみからせ斯々の境遇には斯々を爲すならんと云ふ智識是なりと、モリナ、
 シュニアビス及び他の有名なるラニエニト派の人々は此説を取り以て神の撰擇と人間の自由とを調和するの助と思へり、
 フーニニオン派の神學者カーセラエス及びリムボルク等も亦此説を取れり、
 少く云ふも彼等は神に斯くの如き智識あるを信ぜ只此智識は舊時の類別中に含蓋せらるゝとの説を取る人と争ふを好まざりしなり、
 又ルーラル派の多數は此説を愛せり、
 カルビン主義の著述家等は通例之に反對せり只ゴマールの如きは頑固なる預定説の代表者なりと雖ども此説を許容じたり、
 神は自身に關することは必然的に意志し被造物に關することは自由に意志すとは當時一般に取る所の説あり、
 或人は神の主權を極端に走らばスコトス派の確言の如く神の意志は全く善なりと確取するに至れり、
 ルーラルの言は殆どスコトスの言と相類す、
 氏曰く「神の意志を制度するの原因或は道理あるなし、何とされは神の意志より大なる者或は之と同等な

神の意志は正義の絶対の標準なるや否やの疑問

神の意志は正義の絶対の標準なるや否やの疑問

る者あるなし只神の意志自身は万物の規則なり……神之を欲せざる可らざるが故に善あるに非ず、之に反して神の欲する處是れ則ち善あらざる可らざる(De Sesto Artificio) カルビン曰く神の意志は最も高尚なる正義の標準なり、神の欲する處則ち義ならざる可らず、是れ單に神が之を欲するに依る、故に何故に神は斯の事を爲せしやを問はば其答は單に神が欲し玉ふ故ありと云ふに在り、是より尙進んで何故に神は斯くの如く決定せしやを問ふは是れ神の意志より一層高尚ある者を求むるなり、而も是遂に見るを得ざる事ありと(Instit. III. 20) 左れどカルビンは之に依て神の意志は絶對的に最高の正義の規矩なりと云ふよりは寧ろ神の意志は吾人の超越する能はざる者にして則ち吾人の判斷を制定する者ありと思惟せしむ如し、故に氏其言に附加して曰く「吾人は神を法則なき者と云はず神は自身を以て法則さればあり」とヒューザ曰く「神の意志は最高の正義の規則あり」(Ad. castel. Colum. Responsis) ザンキも亦同様の語を用ひたり、左れどカルビン主義の學者は悉く此主義に一致せずターレタンの神の意は果

して善の規則なる否やの疑問を論ずるに當て云て曰く「或人は説正的に之を思惟し凡て道徳上の善悪は神の自由意志に屬す苟も神の欲するに非ずんば一として正義ある能はずと主張し又或人は之れに反して説不的に之を思惟し神の意志に先ちて或る本源の善及び義あるを承認し此等は神が欲するに依り善且つ義ある非ず善且つ義なるが故に神は欲し玉ふと唱ふるなり」と、マレーラン自身は後説を取るが如し氏の説は次の文を見て之れを知るを得るなり、曰く「神の意志は吾人に關して云ふ時は正義の規則と云ふ可く又真正に正義の規則あり然れども神に關して云ふ時は則はち然らずと」(Inst. Locons. III. Quest. 18.) 是れ實にアームニアン派の一般に取る處の論據なりとす、アームニウス曰く神は己れの意を以て欲する者を悉く爲す能はず左れを神は善に非ざる者を爲さんと欲する能はず何となれば神の意は正義の範圍内に制限せらるるを以てなり(Discussion with Francis Junis.)、カムブリッジプレトリー派の人々は又同説を唱道せり、カッドワッスに依れば道徳上の區別の單なる意志に屬す可き者に非ざることば數學

上の眞理の之に屬せざると一般ありとす、眞理の擅に製作す可きに非ず左れど不易に存する者なり、神の意志及び全能は神の悟性を支配する者に非ず若し神は只意志に依てのみ知ると云はゞ少しも知らずと云ふと一般あり」(Immutable morality; Intellectual system.) ホッブズ曰く事物の道理は永遠より存する者にして如何ある力にも支配せらるるものに非らずと(Sermons.) バックスターの左の言は同様の意味を有す曰く吾人の道理の性と神の性との關係に依て生ずる義務あり之に付ては神は之を善あるが故に欲し玉ふと云ふべく欲し玉ふが故に善なりと云ふ可らざるありと、カムニエル、クラークは道徳上の義務の基礎を次の如く定義せり、曰く「凡て永遠の道徳上の義務ある者の眞正の根源基礎は何れにありやと問はゞ常に必然的に神の意志を決定せしむる所の道理なる者は又常に下位の存在者の意志を決定せしめざる可らずとの理にありとす」(Discourse on the Being and Attributes of God.) クラーク及び其他英國の神學者等は其説を陳述するに當てホッブズの説を心中に有せしや明あり、ホッブズは其政治上の格言と

符合せしめん爲に神の専斷なる權力を以て宇宙の中心に置けり、其言に曰く「神は其自然界を管轄するの權を有し其法則に違ふ者を罰するの權を有す是れ單に神の力大にして抵抗する者なきに依る……若し神の其強力に依りて主權を掌握する者ならば人の神に従ふの義務は單に其力弱きに依るものなり(Philosophical Rudiments)」

宗教改革神學は公義の屬性を重んず

概言するに此時期は神の正義の徳を論ずること尤も甚しく神の附性中に於て此附性を以て尤も重を得たる者とす、新教神學者の多數は贖罪に關して嚴固たる満足説を唱ふれば從て満足を要求する正義の徳を以て神の附性となせり、リッニアン派は熱心に此説に反對せり、アーミニアン派も亦之を却けたり、カルビン主義の神學者中にはトキス及びルササホールの之に反對したれどもモーレテンの之を稱賛し當時一般に行はれたる説ありと云へり

第二節 三位一躰説

アウガスタ

ルーテル教會及び改革教會は天主教と同じく三位一躰に關してアウガスタ

ン風の三位説に對するルーター派並に改革派の感情

カルビン等の子の自存に關する説

ランの説即ち彼の所謂アタチアン信經中に言ひ表はせる説を強く主張せり、左れど、アウガスタンの唱へたる重なる例證は學者中に受けざる者あり、カルビン曰く「アウガスタンが人の靈魂は悟性、意志、及び記憶を含むが故に三位一体を反射するものなり」と云へる思想は正鵠を誤ると(Inst. I. 16)、ボスエーは之に反して實にアウガスタンと同様なる譬喩を以て三位一躰を説明せり、ルーテル派及び改革派の重なる信仰箇條及び重なる神學者等の記録を見るに神の三身位の間には同等あるを云ふ者なく其本躰、能力、及び永遠を同ふすと稱せり、加之カルビンは進で子は自存者なりと稱し發生とは第二位の神を子として見る時に適用す可くして神として見る時に非ず又身上の關係は發生せしと云ふべきも其本質は然らずと云へり、氏の言曰く「子が其本質を父より受くと唱ふる者は子の自存者たるを否む者なり然れども之を否む者は聖靈に背く者なり何となれば聖靈は子にエホバなる名稱を附すればなり」と(Inst. I. 13)、サンキは之に反して父は子の全き神性の源ありと揚言し、又アイリの信條は父は其全

本性を通與して子の身位を産めりと記し、ペタピアスは此點に於てカルピンを駁撃せり左れど此等の學者等が此問題に付て彼是論ずるは單に言説の上に止るや明なり苟も子の永遠にして元始なく父と同等あるを許す以上は子の發生の意は之と同一ならざる可らず其自存者なる語を承知するとせざるは何ぞ關せん

神の三身位と其惟一とを調和するガーハートの説
本質の二と身位の三とを調和せんと欲する者はガーハートの記録なりとす、左れど是單にアウガスタンの思想を反覆したるに過ぎず其言に曰く「創造物に於ての身位及び各個の者増加するに従て本質も亦其數を増加す何となれば造られたる本質は自存にわらず又無限にわらざればなり、然れども神の本質は自存無限且つ其單純完全及び無限に於て至上者なれば多くの身位中に居るを得るあり」(Locus II. §98.)

十七世紀ル
十七世紀ル
學者の説に
よれば三位
一神の教理
尙失はるべしと唱へたり、クエンスタッツド曰く「此定教を信仰するの必要

は實際上必要ありとす

子及び聖靈の次位説

アーミニアン派

英國の神學者

ハ甚だ大にして之を拒む能はざるのみならず知らざれば救を得ざる程あり」(Systems, De Trin, Sect. I, Thesis 4.)「ガーハートも亦同様の語を以て云へり「三位一神の教理を拒む者のみ罰せらる可きに非ず之を知らざる者も亦罰せらる可し」(Locus III. §2.)

アーミニアン派は神性に三身位あるを信すと雖ども子及び聖靈の次位説を主張するを以て當時一般の教訓に戻れり、アーミニウスは殊に其發達に關係せざりしが只カルピンの語句に反對して子の自存者なるを拒みしのみなり、左れどエピスコピウス、カッセラエス、リムホルク等は父には子及び聖靈に對して或る勝る所なかる可らずと明言せり、エピスコピウス曰く「聖書の明に神の三身位者に附するに神性にのみ屬すべき完全を以てすれば三身位者は同一の神性を有すと云ふは當然なり、左れど余は之に附加して云はん此聖書に依て見れば三身位者の神性及び完全は同等に非ず階級あるあり父のみは自存より神の性と神の完全とを有す、左れど子及び聖靈は父より之を受く故に父は子及び聖靈中にある神性の源あり、

此次位説は大に利益あれば之を唱へざる可らず何となれば階級の同等を唱ふる時には必ず陥らざるを得ざる三神説も之に依て除去せべく、其榮光は父に至上位を歸するに依て損害せらるゝとなければなりと、氏の教訓に依れば父は三つの點に於て至上位を占む則ち順序に於て、位階に於て、及び權力乃ち統轄の權に於てなり、順序に於てとは他の身位者が父より出づるを以て云ふなり、位階に於てとは發生するは發生さるゝよりも、發出するは發出さるゝよりも榮あればなり、又權力或は特權に於てと云ふは父は子を遣はす權あり又聖靈を與ふるの權あり然れども子及聖靈は父の上に斯くの如き權を取ることは能はず(Lib. IV. Sect. II. Chap. a 33.) 英國の神學者等の多くは第二第三の身位者の幾分の下位にありと唱へたり、ガッドチーヌが初代師父の説なりと云る説に自身も亦傾向すと云ふを得バ氏も亦子及び聖靈の次位説を信じたる者なり、何となれば氏は初代の師父は明に次位説を信じたりと云へばあり、加之氏はカーセラエアス及びレクラーク等と同く初代の師父は本質の算數上の惟一を唱へずし

サムエル、
クラークの
「三位一體
の教理」
に關する聖
書の教理

て種類の一を唱へ同一を教へずして同種類ありと教へたりと主張せり、カッドチーヌは明確に此の説を宣言せずと雖も其全神の記述を見るときは誰か之を認めざるを得んや、又ビショップ、ゾーは初代教會の師父は一般に三位一體の問題に於て正當説の標準に符合するを證せんと務めたり、左れと氏の説にするときは其標準中には子の神性は幾分か父の下位にありと許さざる可らずピアソンは又子は其本質父と同等なれども其存在の法に於ては然らずと教へて次位説を唱へたり、氏の言に曰く「子は其性質を云ふときは同等なり父は其神性を通與せることに於て子よりも大あり……其性質及び本質に於ては差違不同あることなむ何となれば同本質兩者にあればあり、左れと我儕の父耶蘇基督の父は他より之を得たるに非ず自身よりして之を有せり基督は自身より有する非ず神より得たるあり(Exposition of the Creed, Art. II.)」サムエル、クラークは其著「三位一體に關する聖書の教理」(千七百一十二年)に於て子の次位説を唱へ殆どアリオン派の極端に走らんとせり、其書を閲するに氏の地位はオリセンを取らん

か將たアリテスを取らんか未決の有様あり、氏の論ずる處は左の如し聖書は明確に子は無より造られたりとも云はず又自存の本體なりとも云はず、聖書を憑據とすれば子の存せざりし時ありと云を得ず、左りと云は又絶対の永遠を之に附するを得ず、吾人の云ひ得るとは單に子は世界の前にあり而して造られ又元始よりある者ありと云ふに在り、又聖書は吾人に示すに子の其現體を得たるは性質の必然に依る乎或は父の有意的の行為にあるかを以てせず子には凡て神の力及び完全を歸すれども自存及び獨立のみは子に附歸せず、聖靈に關しては聖書の教ゆる所は天使或は他の被造物を論ずるよりは一層高尚ある語を用ゆれども之を以て子の次位とし又曾て神の名稱を附したるをなむと、クラウチの說一たび出づるや世論紛然として異端なり邪説なりと云へり、左れを氏は巧に説明して監督の意を満足せしめたりと云ふ、クラウチに反對したる者は、クラウチのテララントを以て最も著名なりとす、氏の取る所は子の次位とは單に其順序及び職務に關して云ふことにして性質に關して云ふに非ず子には

正當教會の三位説に對するカール派の感情

神子に關するセベタスの説

凡て神の完全あり父より出でたるが故に自存者非ずと雖ども又必然的存在者あり而して自存と必然的存在との區別は單に順序及び方法にありとす(Second Vindication.)

クインツカール派は普通三位論者が用ゆる言語を好まず寧ろ聖書の語法を好み、左れと彼等は敢て三位一體的の教理を棄つるに非ず、ペンは遺傳説に反對する議論を陳述せる後附加して曰く「吾を誤解する勿れ吾は父子聖靈の二なるを否むに非ず左れを人間の工夫を忌む者あり」(The sandy foundation Shaken.)

大陸に於て三位一體的の教理に反對する者の中セベタスの殊に其悲しき最後を遂げたるを以て有名あり、氏ハ千五百五十二年セバに於て火刑に處せらる氏の子に關する説は遂に成熟したるが如く其凡神教的の信仰を反映せり、氏の教に依れば始め神の觀念或は力として神の中に存せし處の永遠の言葉は身位上の存在を得て基督とされり、故に子は彼の中に神の位階を有すと雖ども身位としては其成肉の時より存在するあり

ツレニアン
派の反對説

三位一體説を以て反對する宗派は已に陳述したるとありしが如くツレニアン派を以て尤も重なる代表者となす。彼等は三身位が同一普通の本質を有すと云ふは道理に反すと唱へ又之を聖書に照して駁せんと務めたり。之を爲さんが爲に彼等の訴ふる所の本文はアリアン派の用ひたる者と異なるありと雖もアリアン派は子の前存を許しツレニアン派は之を拒みたれば聖書の證を求むるに却て困難なりしなり。左れと彼等は神子前存の本文に遭遇する毎に巧に之を解し去れり。例せば約翰傳の開卷にある語は此書を著はせる時より數十年前の事にして即ち福音授與の時の始を云ひ万物を造るとは靈界の創始を指す者ありと解釋せり。ツレニアン派の説に依れば基督の實の性質は單に人間なるに過ぎずとす。左れと彼等の尙キリストを以て他の人々と異なる所多しとなす。(1)基督は聖靈に依て孕まれたり、(2)聖靈は殊に充分に基督の内に居玉ふあり故に基督の人性と合して全く分離す可らず、(3)基督は全く聖なり、(4)基督は其公けの宣教に入るに先て特別の智識を得玉へり、即ち天に昇り其父

基督の性質

其昇天後の

地位榮光

を見又其吾人人間に授けんとせる幸福の生活を見玉へり又天にて凡て吾人に教へんとする事を神に聞き玉へり。(5)基督の昇天以來凡ての權力は彼に授けられ救贖の事業も宇宙の管理も凡て其手に委ねらる。「彼が万物を管理し又其上に權を有するに依て神に似且つ同等に造られたり……基督は吾人の身躰及び靈魂に全權を有す而して人を統轄するのみならず善惡の天使を支配し死と陰府とを司るなり」(Ibid)、彼は又此職を爲すに必要なる智識を有し人の心中を知り又其行爲を知る、ツレニアン派は正統派の教理即ち神の身位が降て人類となれりとの説を轉じて人が神の列に上れりとあす、又ツレニアン派が熱心に主張する所は此神の列に擧がられたる基督に祈禱し吾人の靈性上の必要及び世俗上の必要を悉く之に訴ふべく又之を頌讚し禮拜すべきありと云ふに在り、其問答書に云へるあり曰く「吾人は耶穌基督を以て吾人の上に神の權を有する者即ち此意味に於て神として認識せざる可らず、加之是を信任し又之を神の榮光を歸せざる可らず」と、左れと基督を禮拜すると神を禮拜するとの間に此差違あり

り即ち神は吾人の救の第一原因として禮拜し基督は其の第二原因として禮拜せざる可らず神に此榮を歸するは結局の目的にして基督に歸するは則ち中間の目的なり此點迄基督を禮拜するは明に聖書の要求する所なり之を拒む者は則ち基督信徒にあらず假令他の點に於て基督の名を呼び其教理に従ふとも此點を承諾せざる者は基督教徒に非ざる事明なり、「ラコピアン」問答書の第一版には一層強き言語を以て此説を記述せり、「曰く基督小所求し之を頌讚するを拒む者は基督教徒に非ず何となれば彼等は言語に於て基督を拒まずと雖も實際に於ては之を拒めばなり、ソシナスは斯くの如き人の説は尤も嫌惡すべき者なりと稱せり、ソシアン派の此持説はトラスベルグニアのフロンシス、デピッドの反對する所となる然れども其抗辨は無効にして適々迫害を喚起したるに過ぎず、聖靈は神より人に通與せられたる徳或は勢力と定義せらるソシナスは之を以て神の徳ありとし是より有身位の性を附するは神の他の性徳に之を附すると一般にして不當ありと云へり

其聖靈の説

フヨンの、
ツドルの子
及び聖靈
關する説

フヨンの、
ルトンの説

フヨン、ツドルは英國の人にして此時期中正統教理を脱離したる反對者中にて尤も有名なる人あり、氏はソシアン派の子の説を受け基督を以て單に人間となしたりしかども尙左の言を附加せり、曰く「我は至上ある神に一子あるを信す、即ち靈なる天に屬する永遠の主又王にして神の教會を司り吾人の救贖の第二原因故に又吾人の信仰及び禮拜の中間の目的なり是耶穌基督乃ち聖なる三位の第二位の外にあるべけんや」(Confession of faith.)、聖靈の性質に關しては「ツドルソシアン派の説を離れ聖靈の有身位なるを唱へサタンが惡天使の君あるが如く之を以て善天使の君とせり、氏の言に曰く「我は聖靈を以て凡ての善靈の首にして殊に救を得しめん爲に天より遣はさるる使ありと信す」(Letter to Sir Henry Vane.)

フヨン、ルトンはツドルと同時代の人にして聖靈に關して同説を有せり、氏曰く聖靈は自由の意志に依て生せらるる世の基未だ置かれざる以前よりありと雖も子よりも後あり故に子に劣ることを遠し、ツドルの子に關する説はアリアン或は半アリアン派の説と云ふを得べし、

第四期 神性論

ロック
ニエートン

ハック
ニエートン

ン、ロック及びサト、アイヤック、ニエートンは三位説に關して正統派を賛成せしむるも兩氏の著者を見るに明確に此教理を排斥する者ありしと雖も此假定をして眞なりと思はしむるに足る證據甚だ多し

ハック
ニエートン
ロック
ニエートン

第三章 創造及び被造物の教理

第一節 創造論
前時代の基督教歴史に於けると同く今時代に於ても世界は無より造られしとの教理一般に行はれたりしかども只ジョン・ミルトンは一般の流行説に反して世界は神より流出せし者と思惟せり

創造と保存の關係如何を論せし人の内にはアウガスタンの説に陥り保存とは單に絶へざる創造に過ぎずとあせし者ありき、マレシアスは斷言して曰く「保存は創造の引續きあり」と

創造事業は字義的六日を以て成遂げられしとの説は一般に行はれたるが、然れども異説も亦なきにあらず天主教の神學者カヘタン及びケレー等の如きの昔時アレキサンドリア派の呈出しアウガスタンの賛成したる説を取ら萬物の創造は一瞬間にありしと唱ふ、然れどもペタビアスの言ふ處によれば當時は教會全般に此説を棄てたりとす、又字義的六日の説を取る所の者も神は此長き時を要せしとは思惟せず只人間の弱き思想の爲に

第四期 創造及び被造物の教理

アダム以前
人類生存説
現はる

初代の新教
者は天使に
有躰的の要
素あるを唱
へたり

斯くは爲したる者と思考す、又或者は六日間の各日に於て只一瞬間のみ
創造の爲に費されたりとなす、リムボルクは斯く説て曰く「吾人の神が六
日間毎日其時の全躰を創造の爲に費やせしと信せず、神は毎日一瞬間
を用ひて毎日の事業を果せしと信す、何となれば神には其事業をなす
に時の長短に拘はることなければなり」(Ibid. II. Cap. 21)
十六世紀及び十七世紀に於ても尙アダム以前人民繁殖説を取る者ありし
は著しき事實なり、ギオルダノ、ブルノー及び佛蘭西のアイサック、ヒール
ア此説を唱ふヒールアの説によれば(千六百五十五年の著書に於て)アダム
は實に猶太人種の首あれども其造らるゝ前異邦人の祖先は既に存在し其
子孫地面に繁殖せりとあす

第二節 天使論

神學者の多數は煩瑣學派の持説に従ひ天使は純全なる靈にして只人間に
顯はれんと欲する時の外は全く躰軀を有せずと思考したり、ターレタン、
ゴマー、コクセシャス、ガーハード、クインステッド、カロブ、ホルツ

此點に關す
る天主教の
立場

諸國の
神學者
の意見

ルター及
カール
の唱ふる
言

ツェルキウス、及びアッシャー等の皆此説を取る之に反してザンギ及
ビロリアスは「天使は靈の性質と共に有躰的の性質を具ふとせり」監督
ブルは曰く「我等は天使の靈性は如何なる者なるやを斷言するに難し、果
して現今の神學者の唱ふるが如く全く有躰の性を離るゝ者か若くは又粗雑亦
る躰即ち肉躰若くは氣躰若くは火躰等にも非ず一種の純粹高妙なる躰を
具ふる者なるや果して其孰れあるかを決すると難し」(Sermon XI, Vol. I.)
天主教の神學者ベタピアス、ポスニー及びニコール等は「天使は如何なる躰
をも有せずとは疑ふ可らざる眞理なりと稱せり、ニコール謂て曰く此教
理のラテン會議の決議中にある天使は全く靈の被造物なりとする語より
必ず來るべき眞理ありと又天使は救の繼嗣たる人に奉事すとは一般に信
せられたる教理あれども各信徒に箇々特別の保護天使ありとの説は凡て
の神學者必ずしも悉く之を承認せし説にあらざり」
此世にはサダンの方現存して働くとの思想は初代改革家の内に之を有す
る者あり、殊ぶルターは此思想を抱き此世界は一の戰場にして惡魔は

第四期 創造及び被造物の教理

タンの力に
關する説

熱心に神の管理と争ひ居ると思惟せり、カルピンも亦サタンの力を認め
たれども氏は之と同時にサタンは假令欲せずと雖ども眞實に神の手の内
にあり其器械となつて働く者なりと思へり、氏の言に曰く「サタンは其性
質の悪により至心全力を以て神に反對せんとす而して自ら尤も神に反對
すと思惟する所の者をなす然れども神は其力を以て之を囚縛し玉へば惡
魔の成し得る所は只神の許し玉ふ處のみなり斯くして惡魔は欲するも欲
せざるも造物主の意に従ひ其欲し玉ふ所をなざるを得ず、(Int. I. 14.)

第三節 人間論

第一、人の本源の性質及び状態

天主教、ルuther派、及び改革派は共に皆アウガスタンの説に傾てア
ダムの「パラダイス」に於ける状態を甚だ過大にし稍完全に近しとなせり、又
メニアン派は之に反して人類の平均の状態よりは少しく勝れるに過ぎ
ずとせし、アミニアン派は無罪及び善良と云ふ完全の外尙高度の完全を
アダムに附するの説を却けたり、即ちリムボルクはアダムの有する智識

墮落以前の
アダムの秀
逸に關する

本源の正義
に關する天
主教の説

は限ありとし、又其正義は如何んと云ふにツシナスの如くアダムは正面
的の正義を有せざれば善に往くの自由なるが如く惡に往くも自由ありと
は云はずと雖ども氏はアダムの有する正義は充分強固にあらざると云ふ
り、氏の言に曰く吾人はアダムの賦性を過大に説く可らず、即ち其智識
の度、其意志の正義、其感情の善良等を過大おするときは如何にして墮
落するに至りしや解す可らざるに至らんとすと(Lib. II. Cap. 24.)
天主教及び新教の多數の神學者はアダムの賦性の秀逸あるを云ふに於て
一致すと雖ども此秀逸は果して天然即ち同時に創造せられし者か若くは
又特殊の賜として後に賦與せられし者あるかの點に及では各異なる説を
有せり、天主教の神學者は大概後説を取れり、之を「ドナム、メニアン」
「Donum superadditum」の教理と名く、此教理はトレント問題書中にも
見ゆ、即ち該書は神の靈魂を造り自由意志と理性とを造りたるを記し後
曰く「然る後神は本源の正義と云ふ驚嘆すべき賜物を附加せり」(Pars I. Cap.
2, § 19.)、之より反對する説はバイアス五世及びクレメンティ十三世に依て附

「イメーソ」
と「ライク
テス」

ルイテルと
改革派神學
者の説は天
主教の反す

ソニアン
派及びア
ニアン派

せられたり、曰く此「後より附加せし賜物」は理論上墮落せざる人間と分て
考ふるを得べしと、多くの天主教者は人間の存在の起始の瞬間より與へ
られたる者と思惟せり、ペーリーミンの即ち此證を取り又現今の天主教會
の神學者の多も亦之に同意せり、又此區別と共に天主教者は「イメーソ」と
「ライクテス」の兩語の區別をなし前者は人間として人間に附屬する能力
を指し後者は後に附加せられし徳を指すと稱せり、之に反してルイテルを
派及び改革派の神學者は此兩語を以て同意義の者となし殊に本源の正義
即ち神の像と稱すべき者を共に示すと思惟したり、彼等の教ゆる所によ
れば本源の正義は神の觀念中に始より人の特性としてありし所の者なら
ざる可らず、ルイテル曰く「アダムには眞實に神を愛し神を信ぜし神を知る
の性質屬す」(In Genes, Cap. III.)、ガールハート曰く「第一の人間の本源の正
義は或る超自然の賜物にあらず人の性質内部に屬し人と共に造られたる
完全を云ふ」(Confess. Cath.)、ソニアン派は教へて曰く人間の内にある
神の像とい殊よ其全地を管理するの點にあり、即ち其性質にある管理力

二重性説寧
ろ行はる

靈魂は純全
無躰ありし
との説を脱

を云ふとマルツゲン創世記一章廿六節に關して言て曰く「人の内にある神
の像は理性にありとは尤も明あり、蓋し人は之に依て全地を管理すれば
あり」(Compend. Relig. Chr.)、カーセラエアス及びリッポルク等も亦同説を
主張せり、
人の性質は二重あるや三重なるやの疑問は左程論究する所とならざりし
が左れども二重性説は寧ろ行はれたりと云ふを得べし、第三「ルイテル」
の「信條中にある次ぎの語は此説を示すに足る、曰く「我儕は云はんとして
人間は一身よして二つの異なる實質を有す、一は即ち不死の靈魂にして
一は即ち死すべき肉躰なり」と(Cap. VII.)、クインスタッドは甚だ強く人
間を組成する要素は單に靈魂と肉躰との二なりとし、三重性論者として
有名なる人は只「ラセルス」、シユエンクフヘルド、ワイゲル及びカル
ピン派の「セー、エー、コメニヤス」等のみなりと云へり、
靈魂は無躰なりとは普通に信せられたる教理なりと雖ども或る例外あり
にあらず、カーセラエアス曰く「靈魂は天使の如く躰ありと雖ども純全た

離する者

ソニアン
派人間の自
然不滅を拒
めり

ソニアン
派人間の自
然不滅を拒
めり

る雖即ち統全たる無躰にわらず、何とされば造られたる者に於て純全たる無躰の者あらざればなり」(Inst. III. 7.) 「ハンリー、モア」も亦曰く「靈魂には或る一種の有躰的特性あり、又其智覺力の廣さと云ふべきあり又は其中心即ち靈魂の目とも稱すべしなり」(Immortal. Anrinal, I. b. III. Cap. 2.) ソニアン派の人の自然不滅(natural immortality)の理を拒めり、然れども彼等の意味は第一の人間の躰は若し神の特別の恩恵にわらずば分散消滅を免れずと云ふにあり、而して又アダムは若し罪を犯さざらば此特別の恩恵を得たりしならんと云ふにあり、此故にソニアン派の此點を反對する者は其語句の末葉に於て相搏つものなり、此を以て疑問の點を以ては只「自然不滅」なる語は神の特別恩恵に依て死を免るべきのか若くは又人間の組織既ら然らしむるものかと云ふにあり、靈魂の自然不滅の説は數を唱ふる所とありしが神の特別の保護に依てある者ありとの説一般に行はれたれば此教理は畢竟神が一度造りし者を永く保存するの目的を有すと云ふに異あらざるなり

受傳説及直
造説

前存説を取
る者

受傳説及直
造説

十六世紀に於ては、受傳説行はれずして之に反して直造説は新教及び天主教内に傳は行はれたる、東教會の正統信條中にも此説あるを見る、十七世紀に至ては、ルター派は一般に受傳説を用ゆるに至れり、カトリック派は云ふ當時に於てルター派は受傳説を取りむかども正統派(カトリック派を云ふ)は凡て直造説を信せりと、ガレハートの記録は受傳説を代表するに足る曰く「傳播の方法に關して討究するは暫く之を哲學者に譲らば蓋し此事は聖書に説明せざればなり然れども吾人は強く靈魂の受傳説を唱ふ、何となれば傳播の方法明示せられざればとて此説を棄つるの理由あらざればなり」(Locus VIII. §. 117.) 「ハンリー、モア」は直造説をも受傳説をも取らず靈魂の前存説を唱へたり、

第三、墮落及び其結果
吾人は此問題を記するに當て次の諸點を從て諸教派の論據を述ぶべし、(一)神の定命と墮落の關係、(二)人間の自由と墮落の關係、(三)アダムの子孫に於ける原罪の性質、(四)墮落以後人間の道德力の度

神の定命と墮落の關係
に付き天主
教の説

第六、天主教の諸説。
天主教の神學者等は一般に墮落は神の直接の命令に従て生せしとの説を却け神は唯之を許したるに過ぎざれば人は全く此事件に責を負はざる可らず蓋し人は此罪過に必らず陥らざる可らざるの定なく全く自由なればなりと云へり、或は天主教の内にも亦墮落の責を神の上に負はしむる如き説を唱ふる者も亦なきにあらず、十七世紀の中葉に於てトマソン記して曰く「マコピンの教父（ドミニコカン派を云ふ）等は已に百年の間人が善行をなし又此無罪の有様に引續くは全く神の恩寵に依ると唱へたりと、又加して曰く此説によればアダムが墮落したるは此必要なる恩寵を取上げられたるによると爲さざる可らずと、然れども此結論はマコピン派の持論と云はんよりは寧ろトマソンのマコピン派の持論より推理したる者と云はざる可らず、加之マコピンも亦此點に於て當時の教會を代表したる者にあらざれば畢竟墮落を以て神の命令となす者は黎々辰星の如しと云はざるを得ず、

天主教の自由
の關係は
普通の説は
ペタピアス
ペラーミン
シュアラズ
等の書に依
て見るを得

原人罪を犯すの際にありし自由は如何んと問ふに天主教神學者は是れ撰釋の力或は實際撰釋せし者を却け又はなすの力を含むとせり、彼等の定義を見れば之を知るを得べし、又彼等は自由を以て單に強迫に反する者とせりのみならず必至にも亦反する者とせり、左れど適を此説に反對する者も亦なきにあらず、ペタピアス曰く「當時は正統公教會に屬すと公言する者にして自由意志とは撰釋の力を含まずとし又強迫をのみ免るは必至は死る者にあらずと唱へ、又是故に執意は假令決定せらるるも自由なりと云ひ終には意志を働かずと云ふと自由に意志を働かずと云ふとは全く同意なりと稱する者なきにあらずと、ペタピアスは此説を却けて信念も聖經にも教會の憑據にも共に背く者ありと云へり、マコピンも亦曰く「自由の意志とは必至より死るを合ひにあらずば強迫より免る」と云ふを得ずとは聖書の證、教會の定義、教父の傳説、及び道理の光より共に論證するを得ることなり」と（De Reparat. Crati, Lib. III, Cap. 5.）
アトズ曰く「我儕の見る處によれば自由に關する定説は左の如し、夫れ此

原罪中に含
む處の原素
に關して天

自由とは假令他理性と伴ふも單に隨意に或は自發に或は傾向に依り働きの能力を指す者にあらず、即ち吾人の行為に於て或は働を得べし或は働かざるを得べき力を云ふなり、之を神學者は通常自己の行為を支配すと云ふ」(Opuscula Theol. P. 2.)

以てトレント會議の告文に含蓄せらるる者にあらず、又反對説を以てバリアス五世及びグレゴリー十三世が次の如き論説を對したるとき其れ非難されたる者となせり、曰く「任意的に生ぜし事、假令必然的又生じたるも必らず自由的に生ぜし者あり」(バリアスの論説)曰く「強迫のみは人間の自然の自由に反對あり」是等は非難されし處の論ありとす、以上引用せたる三人(バリアス、カサリナス及びバロウミン)は皆カトリック派に屬する者なれども廣く當時の天主教内に流行せる説を代表するに足る者たるに疑はざるべし、此時期の天主教の神學者はバリアスの子孫に於ける原罪の性質には三要素あるを認めたり、バリアス及びカサリナスの之に反して只一要素の之を

主教の説

トレント會議は明白に此問題を論せずと雖ども其語中に含む處を見れば疑なく三要素を認むるが如し、人即ち一は性靈の腐敗、一は罪科是あり、其告文に曰く「若人ありアダムの犯罪は只自身のみを害し其子孫を害せずと云はば、又人ありアダムの神は受けたる聖潔正義を失ひたるは只自身のみは留まり且つ子孫に及ばずと云はば、又人ありアダムの不從順の罪に依り全人類に遷すに單に肉體の死を若くを以てし而して靈魂の死ある罪を以てせざるも云はば其人は阻はる可し、蓋し左の使徒の言に背くを以てなり曰く「一人は罪は世に入らば罪は死の來り人皆罪を犯せば死は凡ての人に及びたり」と(Section 5)以上の言はば罪科を記せざれども次の節には「耶穌基督の恩寵に依り洗禮に依り原罪の罪科は赦されたり」との説を拒む者に阻を築かせしを見れば罪科も亦原罪の一元素となせしを見るべし、斯の如く此議會にて此問題に關し其種概を擧げしのみなれば其詳ある解釋に至ては神學者等は自由と他律の諸説は其選擇するを妨げられざるなり、

第四期 創造及び被造物の教理

の原罪の定
義及び傳
播の方法

原罪傳播の
方法に關す
るニコール
の説

墮落せる人
間の道徳力
に關する天
主教普通の
説

稍々オクス、スコトス等の説に傾き原罪の墮落せる人間に附着するとい單
に本源の正義即ちアダムに賦與せられたる理外の恩賜を失ひたる事を云
ふと説けり。氏の言に曰く「アダム墮落以後の人間の状態は純然たる自然
の状態(St. Paris naturalibus)と異なる所は衣服を奪はれたる者と裸躰なる者と
の差異より大ならず、若し原罪の罪科を除くとすれば人性は以前よりも
一層悪きに非ず又は純然たる自然の状態に於て働くときよりは無智にも
非ず薄弱にもあらず是故に性質の腐敗流れて子孫に及ぶとい自然の賜物
を失ひたるが故に非ず又は或る悪性質を得たるが爲に非ず單に超自然即
ち理外の恩賜を失ひたるによる」と(De Gen. Prim. Hom. Cap. V.)。原罪の罪科
に關してベラトリニンの思想は如何と云ふに氏が受洗せずして死せる小兒
をして救の機會に遇ふを得ざらしむるは嚴格の至りなりと思惟せるを見
て推して知るべきあり、又原罪の傳播せらるの方法に關しては氏は「
ニコールは人類の首として罪を犯したれば其罪は人類
全躰に及ぶとなせり、ニコール説て曰く原罪の傳遷の説明は靈魂と肉躰

との間に親き關係ありて墮落の爲に常規を失ひたる肉躰は不正の印象を
靈魂に與ふるに依るとの理に依て爲すべし」と云ふ。又云ふに「
墮落以後人間の道徳力如何の問題に關しては天主教の普通の信仰は左
の如し、曰く人間は幾分か道徳力を存せざるにあらずと雖も墮落の爲に
委靡して振はす、恩寵を離れば決して自ら復故の途に進む能はずと、
サント・議會の説に依れば自由意志は消滅せずと雖も弱くも再び自
己救の道に登ること能はざるに至れり」と云ふ。其稱義論の第三文は此論據
と符合する者なり、其言に曰く「若し大聖靈の恩化始めに在人の神の助は
らざるを以て能く信仰し希望し生活し又は忍耐し而して稱義の恩を得
べしと云ふ者あらず其人は阻はるべし」と云ふ。ニコールは人間は恩寵なき
も好境遇に居るときは道徳上の善行又は罪にあらざる行爲を爲すことを
得べしと云ふも、又同時に功徳ある行爲即ち敬虔の行爲に至ては恩寵なき
も以て爲す能はずと稱せり、氏は次の如き三説を呈したる、第一、一人は
神の特別の恩寵なければ敬虔の行爲及び救に至るの行爲を爲すこと能は

神或は之を欲する事も能はず、第二、人は己れの方にては神の恩寵を自身に來らしむること能はず又は恩寵の依て以て與へらるべき事を一も爲す能はず、第三、人は恩寵の助なくんば神を万有の創造者として不完全にも尙之を愛することを得ず」(De Grat. et Lib. Arbit. Lib. VI. Cap. 4.) ヲラ
 ミンは言て人は凡ての恩寵を蒙むる前に自由意志を有し自然の行爲及び道徳上の行爲を爲すを得るの事あらず超自然及び敬虔の行爲を欲するを得ずと云ひたりしを(Ibid., Cap. 15.) 茲に氏が自由意志と云へるは所謂其能力を云ひむ者にして此能力を動かすに及では大なる困難あり殊に靈の事に關しては到底恩寵に依らずんば働く能はずと思惟したるを疑なし、
 然れども亦曰く「自由意志其物の爲にして恩寵の助あらずんば又聖靈の感化あらずんば永遠の幸福を買ふべき行爲は一もあすこと能はず是は我々の宗義の至極重要な格言あり」(Exposition.) トラスマン曰く「昔も半ばは我々の派は人は己の力に依り最初に善を欲するを得べく又之を成すを得べし而して其後恩寵の之に依て來ると爲せしは自ら欺く處甚だ多し」と

神學の神學
 神學の神學
 神學の神學
 神學の神學

スの神學
 エーゴニエ

アヤセの神
 バイアス

ウヤンセニ
 スト派

(Memoirs, p. 6.) 以上の抜萃は天主教の内に流行せる思想を示すに足る、
 夫れアヤセにありし本源の正義は超自然の賜物と思考せられたれば墮落せる人類にある敬虔即ち人をして永生に價せしむる敬虔者者は初め同く超自然の恩賜と思惟せられたり、恩寵は最初は一の緊要缺く可らざる者なり、然れども天主教者は之と同時に人の自然力にても或る罪を避け又は神誠に従順するを得ざるにあらず唯此行爲は功德ある行爲と云ふ可らざる單に道徳上の善行と稱す可しと論じたり、
 然れども前にも陳述したりしが如く天主教會の説は此點に於て全く一致するを得ざりき、是を以て人の自然力を最少に減せんとする所の學者も亦甚だ多し、ミカエル、バイアスの如きは尤も強く人間の腐敗無力なるを唱へ殆んどアウガスタンと肩を較ぶるに足る程なり、氏の言に曰く「不信者の行爲は凡て罪なり、哲學者の徳は惡なり、恩寵の助なき自由意志は只罪を犯すことに利あり」(Quoted by Gieseler, Kirchengeschichte.) ヲラヤンセニ
 ト派も亦同傾向を示せり、ウヤンセニアスに依れば自然の人は罪に抵抗

モリナの徒

ユーゼニアの勅書

するときも尙悪の動機より働く者あれば罪を以て罪に抵抗する者ありとす。氏曰く「自由意志は恩寵に依て初め助けられざる時は迷に行くの外光なく、頑固に至るの外熱心なく、自ら傷くるの外氣力なし、如何なる悪にもなり得べきも如何なる善にもなるの力なし」と(Reflexions Morales)。之に反してウエニユニット派の中には人間の道徳力に關しては半ペラギアン派の説を取る者あり、モリナの如きは成るべく之を避けんと装へば純全たる半ペラギアンの説たるや疑わし、其言に曰く「神と自由意志とは相待て働く處の原因なり……人は己れの自然力に依り神の一般の働と共に天啓の秘密に同意し之を承け納るゝを得るあり……人は其自由意志の自然力に依り又之と共に神の一般の助けに依り以て神に對する最上の愛を求む處の行及び凡ての事に神を悦ばせんとする目的を呼び起すを得るあり」と(Quoted by Giesel)。モリナの説は初め一般に反對する所とありしが未だ公然議會の罰する所とあらざる而して遂にはユーゼニアの勅書に於て公然の稱賛を受けたり、此勅書の精神は斷然アウガスタンに反對す

人間の自然力に關する天主敎の教理發達の概略

る者にして次の文章の如きは皆其罰する所とある、曰く「耶穌基督の恩寵は凡ての善行の根源にして又必要缺く可らざる者なり若し之なければ善行も生ぜざるのみならず生ずる能はざるなり」曰く「天主は若し命令せし處の者を吾儕に與へざれば是れ無益に命令する者なり」曰く「信仰は最初の恩寵にして凡て是他の者の泉源なり」曰く「恩寵なければ刑罰に至るの外何物をも愛する能はざるあり」以上の如き文は直接に異端とせし非難せられしにあらずと雖ども殆ど異端と同様なる結果に至る者として却けられたり、然れどもユーゼニアの勅書は其道徳上の結果天主敎をしてアウガスタンの根本の點に背くに至らしめたること明白なりとす

是故に此問題に關せる天主敎の状態を更に略言せば左の如し天主敎の教訓の中流には最初の恩寵の必要を唱へ之と同時にアウガスタン神學に於て歸するよりは多く人に道徳力を歸したると、而して其流の一方には親密にアウガスタン派に接近する者あり、又他方には半ペラギアン派に接

近ずる者あり而して此時期の終に及では法王の決定に依て後者を稱賛するに至りたることは是なり

第二、ルーテル派の諸説。

ルーテル及びメランクトンは其神學の初めに於ては後來長くルーテル派の持説とちらざりし所の説をも呈出したることあり、是れ蓋し彼等が天主教の功徳説に抵抗せんとするの餘神の主權を過大にし人間の無力を強唱するが如き弊に陥りし者にして後來其思想の熟するに及では之が變化を容るべき者の如し、實にメランクトンは公然之を變改したる、
「ルターも亦公然其所説を除き去らざりしことするも是等の所説は蓋し皆是れルターの性熱心あると其逆説を愛するを幾分が反映したる者」
と云ふに矛盾するが如き記述を附加せざりしことは明なり
ルーテルもメランクトンも未だ曾て數言を重ねて以てアダムの零落は直接に神の命令ありとは云はざりしが此論を含有するが如き記録をなせしことなきにあらざり、ルーテルは其著(Do Servo Arbitrio)に於て被造物と創造

初代のルーテル派の内には永く承認を得べきからざる説を取りの傾向あり

ルーテル及びメランクトンの記述中には論理的に神の決定

命の死るべからざるを含む

自由の意志の主權する

メランクトン後年の教

者との關係を云ふを見るに如何ある偶然事件も單に人間の決定に依ては生ずる能はずと爲すが如し、氏の言に曰く「基督教徒が次の事を知るは緊要且つ安全の事なり、夫れ神は一物をも偶然事件として預知せず然るも其不變永遠無謬の意志を以て萬物萬事を前見し又之を爲し給ふ此神の意志なる雷電に依り人の自由意志は粉碎す……無謬無變の神の意志は變じ易き吾儕の意志を支配す……自由意志とは是れ明に神の名なり、即ち天地の萬事萬物を意の欲する所に従ひて爲すの力あり又實際爲す處の神の外に之に適當する者あることなし、之を要するに「ルーテルの趣意は預定説を教ふるに在るも只之れを以て神の無限絶對の力の結果にして敢て獨立なしと爲す思想の幕の内に之を教へたる者なり」(Kalinis, Dogmatik)と云ふがトシが千五百二十二年に其羅馬書の註解に於て論じたる處はルーテルの言と殆ど相似たり、其言に曰く「神は萬事を許容的になすにあらざる有効的は(アツガスマン)の辭を用ひ、故にユダの反逆も保羅の悔改も共に是れ神の事業なり」と然れども氏に直に此説を却け、Hoi 申ふは罪

第四期 創造及び被造物の教理

ルター派の此問題に關する眞説

ルター等の主張せる自由の意

は偶然事にして必然的に起る者にあらず、而して神の意に背く事にして
 悪魔と人の意志より流れ出づ、左れを悪魔と人間とは共に惡をなす其
 を得る様に造られたる者なりと云へり、ケムニツも亦同説を唱へた、
 墮落は單に神の許容に過ぎずとはルター派一般の定説あるの如し、
 一ヘーロ曰く「神は時に於て人間の墮落を生せしめざりき、又は人間を強
 て墮落せしめざりき、是故に又神は永遠より人間の墮落を命令せざりき、
 神は只時に於て人の墮落を許せり故に神は永遠より人の墮落を許さざり
 又之を妨げざるべく定めたり」(Locus.VI. S.51)、又曰く「是故に神は始祖の
 墮落を命令せず又之を欲せず又人を強迫して罪に陥れず又其罪を悦ばず
 とは確實なる眞理なり」(Locus.IX. S.25) 以上はルター派の
 以上陳述せるルター派の論據より論理的に推究する時はルター派は
 及及び其他の被造者に歸したる自由とは單に執意の力を有するに云ふ
 に止まらざる可らざるに明なり、撰擇の力即ち直接の決定を免るるの自
 由の如きはルター派の前提中には少しも見へざるなり、然れどもルター

ルター派の神學者等は後の意味に於ける自由のアダム犯罪以前にありし

原罪中に含有する原素

ルター派の神學者等は後の意味に於ける自由のアダム犯罪以前にありし

ルター派一般の神學者等は後の意味に於ける自由のアダム犯罪以前にありし
 を唱ふ、彼等は形式的自由の説を取りしも又同時に彼等の定義中にはア
 ヴガズネンの現實的自由の思想を合ひ者あり、現實的自由とは即ち罪を
 犯すの能力は強迫に依てにあらず心内聖潔の力に依て取除かるべきを云ふ
 ガーハート云けるは「惡を欲するを得ざる神には一層大なる自由あり、夫
 使の善き者には人間墮落以前よりも一層大なる自由あり、左れを善き天
 使は善の中に限られ善を撰まざるを得ざるなり故に最高の自由は罪惡困
 苦を撰むを得ざるにあり」(Locus.XI. S.28) 以上はルター派の
 ルター派の神學者は原罪には二元素あるを云へり、即ち一は性質の
 腐敗、二は罪科あり、カリキニタスは後の元素を否拒したるに依て普通
 説を離れたが、アウガスボルグ信條中には明に二元素を含有す其言は曰
 く「自然法に依て生れたる者は凡て罪の内に生れたるなり、再言せば神を
 恐るゝなく之を信するなく肉の慾を以て生れたるなり、而して此病即ち
 本原の汚は眞實の罪おして洗禮と聖靈とに依て生れざる者には凡て永亡

原罪の連累は直接か間接か又は両方か

原罪の遺傳を説明する爲に靈魂受傳説を取る

マックタイア

の刑罰を來たす者あり」と(Art. II)。此記述の未だ明に罪科は果して否を未だの行が直に我情に歸するに依て來るか若くは其腐敗の性質を遺傳するに依て來るかを決せず、再言せば直歸説か或は間歸説か未だ決定せざるなり。メレンクトンは寧ろ間歸説を撰みたりしかども強くは直歸説に反對せざるなり。氏は原罪を定義してアダムの罪より流れ來れる腐敗の性質ありとて曰く「其性質の腐敗に依り人の有罪に生れ怒の子と生れたり。而して若し救を得るに非ずんば神に罰せらるべき者なり、又人若し之に附加して人はアダムの墮落により有罪に生れたりと云はんとせば余の敢て之に反對せざるあり」(Loc. De Peccat. Orig.)。ガーハートも亦間歸説を贊とクハンスラツアは直歸説を取る。バアー氏は依れば十七世紀のルター派の神學者の特質は直間兩歸説を唱ふるにありとす、既に前に陳述したるが如くルター派の學者は靈魂受傳説を取る故に原罪の傳遷を以て尤も之を説明する者なりとす。

マックタイアスは原罪を以て墮落せる人間の眞の實質なりとの

ス、フランクアスの説攻撃せらる

ルター派神學の墮落せる人間の無力を主張する度

説を取る者とせられたれども氏は必ずしも其言語に見ゆるが如き強き意味を以てせしむるも知る可らず、フランクアス曰く「氏の意味は蓋し單に三重の觀念に過ぎず、即ち一は聖潔は人間の眞の性質に屬する者にして偶然的の者にあらすと云ふこと、二は是故に罪とは單に皮相のみに非ず其聖潔の性質を打破る者されば又偶然的の者にあらすと云ふこと、是亦History of Protestant Theology、コンホルドの誓書には「フランクアスの語言を排斥し罪は假令の中に貫通したるが如き雖も學者の用語に隨ひ實質的の云はんよりは偶然的と稱するを適當とすと云へり」云々、ルター派は墮落せし人間の道徳上無力なるを強く唱へたり、メレンクトンの如きも人間は神の恩の働きと伴ふときは其救の狀態を具ふるを得べしと稱すれども恩寵を離れては一步たりとも其復新の道に進む能はざるを云へり、氏は又アウガズボルクの信條に於て自然の人は律法上の正義の一種を爲すを得べしと雖も是は神の前に於て眞實の正義に非ずと云へり、又天主敎の學者等に反して恩寵なき行爲は凡て罪ありと教へり。

蓋し其意是等の行爲は惡の動機より出づるが故に神の判斷の前に讀めらるゝ行爲に非ずとなすあり、氏の言に曰く「人若し恩寵なくして神の職命を行ひ尙罪あしと云ふは欺にして且つ基督を害あり」と(Apologia Confessionis)ルーツアルは勿論喜で尤も強き語句を用ひて人間の腐敗して而して靈の事に力なきを言顯せり、然ども氏の眞實の教訓は之を或る過激の言より推さずして其全軀の傾向より察するときは將にコンホルドの誓書に斷言する次の言の意に外ならざる可し、其言に曰く「人は其理性に依りては靈の事を了解する能はず全く盲なりとは我等の信仰の教理、又信條なり……加之人の未だ新生せざる意志は常に神を嫌忌するのみならず之に敵對するあり此故に人の望む處欲する所又悦ぶ處は皆是れ神の意志を害あり又反對なる所あり……又我等は信支人は自ら其死せる軀軀に生命を恢復するの難きことを、又既に靈の事に死せる人間は靈の生命を呼ぶの能力を有する能はざることを」と、以上の如き強き斷言は此當時及び次の時期のルーツアル派の一般流行の思想となれり、ルーツアル派及びクインス

神の定命及び力と墮落との關係に付てツヰングリの教

テツ下の記録も亦之と同様に極端な走れり、ルーツアルの言に曰く「人の内にある神の像は罪に依て亡びたるるとき之と同時に善を撰む力(墮落せざる能)にありし處の者も亡びたり、而して人は罪に依て常に善はれぬのみならず腐敗したりむかば斯かる自由の代りに惡に至るの刺激起る來れり、故に墮落以後腐敗したる人の意志は只惡の方にのみ自由にして罪の外、善をもなす能はざるなり」(Locus XI, §28.) 第三、同改革派の諸説、ルーツアルの言に曰く「神の直接の命令はズヰングリなりとす、氏の神の攝理論に於ては墮落は神の直接の命令あるのみならず又其の強迫の結果なるを論せり、博士カリーニスはその教派の大要を記して曰く「神は單に始祖の墮落を前見せしのみならず之を前定せり、單に之のみに止らず實際人に依て罪を來らせたり、神は始祖を煽動して律法に背かじめたり、神は人の上に立てば天使(サタン)及び人間を犯罪者となすとも神に取ては罪にあらず、神の上には律法を課す可ら

す故に神には罪あり、人なれば罪となるべき行爲も神が之を爲すときは罪に非ず神が始祖を犯罪者とあせしめ之をして不義に依りて正義を知らしめん爲あり』(Dornalik, II. 6.) 墮落は神が實際爲せしことなりとするに於てはマキシングリ實に一人をれざるを以て神の命令と爲すに於ては改革派神學者中他は其人なきにあらず、カルペンは即ち此説を取る氏は神はアダムをして自由撰擇をなさしめ而して其爲す處は從て之を待ち玉ふと唱ふる人に問ふて曰く「若しも神の畫策は斯かる薄弱の者ならば神の全能は何處あるや己れの神秘の意旨に従て各人各物も拘扼せずして萬事を支配し玉ふ全能は何處にあるや」(Inst., III. 28.) 又曰く「神は始祖の犯罪及び子孫の墮落を見せしのみならず其意志の決定に依て悉く整へたる者なりとするとも敢て不都合とあす可らず……人は單なる許容に依る墮落に至りしとは却て思ふ可らず、何となれば是れ神を以て萬物の者なる人の状態如何なる可きかを決定せざりし者とあざる可らざればなり」と(Idid.) カルペン亦同説を取て曰く「墮落は單なる許容に依て來りし者に

カルペン

ピーザ

ゴマール

あらず、其の故何となれば神は目途を定むる以上は之れに至らしむべき原因をも確定するや必然なればなり(Sum. Tot. Christ, Cap. III.) 又曰く「單に働かざる許容を主張する者は眞理を離るること遠し、是れ蓋し罪の結果を支配するも其起始を決定せずとするを以てなり」と(Prov. Dei.) 此の言は直接に墮落の事を云ひしにあらずと雖も氏の説たるや絶対定命の説なれば氏の意蓋し此説を合む者あるや明かり、ヒスコットの説は此點に於てはゴマールの説と同様なり、ヒスコットはカルペンの如き語を以て墮落は神の命令若くは攝理にあらずとする者を輕蔑せり、然れども改革派の學者中よりは單に許容的命合説を取る所の者も亦なきに非ず、ブリンガリは許容的命合と云ふより一步を進むを嫌ひ、又た墮落の全く神の意旨及び目的に反する事なりとするが如き語をなせるを尋る、氏はの言に曰く「夫れ神の永遠の光明赫々たるに尙吾人の暗黒より又は吾人の罪惡の牢獄より其輝きを取らんと思惟する者は如何なる風癪を爲す」(Serm. X, Decade III.) 第二「シムス」信條中には氏は稍寛なる語を以

ウエストミ
ンスター信
條

七百九十八

て論せり、蓋し是れ公けの信條には飲く可らざる事あればなり、ウエストミ
ンスター信條は定命の章に於て論じて「神は永遠の時より其尤も賢明
且つ神聖なる意志を隨ひ自由に且つ不變に凡て生すべき事を定めたり」と
云ひしが、其墮落の章に始祖の不従順を論じて曰く「是れ神が其聖旨を以
て許容し又之を以て其榮光を顯さんと欲し玉へるあり」と、此意の蓋し神
は直接に始祖の零落を定め玉ひしかども敢て強迫の力を以て爲せしにあ
らざると云ふにあらざるや明なり、近代尤も熱心にカルピンの信仰を辨護する
所の神學者キリアム、ガニングハムの解説も正に斯くの如し、言に曰く
「信條編集者は改革派の學者等が一般に信せし如く神は凡て來るべき事を
預定したれば勿論アダムの零落を預定したるを信ず、是に依てアダムの
零落は或る意味に於ては必然的の事となれり(事件の必然或は無變の必然
と云ふが如き必然を云ふ)と信ず、然れども彼等は亦人間の零落したるは
己れの意志の自由に放任せられ而して其自由を以て自由に罪を撰擇した
るに依る者となせり」(Historical Theology.)

ウヰリアス
カニング公
の解説

改革派の神
學に於ける
人間の自由の
意

ズキンゾの説によるときは、アダム犯罪後に存せし自由とは單に意志す
る所の能力を云ふ者なりとす、而して此能力を働かすは矢張神の手の強
壓に依りてなすの外能はずとす、改革派神學者等は之と異なりて一般に
アダムは自由に罪を犯したりと唱ふれども彼等の所謂自由とは撰擇の力
を含蓄する者に非ざるが如し、カルピン、ピーズ、或は其他の人々は明に此
所に立つ者なり、彼等は謂ふアダムの自由は自由に犯罪せしと雖ども其處爲た
るや神の直接無認の命令と符合する者なりと、今假りに定命ある者は必
ずしも強迫に伴はず又は強迫を來らす者に非ずとするも尙罪に墮落せざ
る方を撰むの力を取り除く者と云はざる可らず、アダムの犯罪は彼に爲
し得べき一事を爲せるなり、而して爲し得べき一事とは意志の能力其自
身に取て爲し得べき事にあらざる神の定命に依て限らざる意志の能力に
取て爲し得べき一事を云ふなり、若し然らばアダムの斯くしても尙強迫
制限の下にあらずと云はざるは、是れアダムの彼に取て爲し得べき唯一つの事
を自由に爲せしが故ありと云はざる可らず、是は理論上思考し得べき議

論なりと雖も然れども尙緊要の疑問起るを免れず、即ち何故神は其命令を以て人の正義に永住せしむる方を限定せしむや夫れにて尙神の業は保たるべきや、而して此疑問は直接命令説を確言する所の人よりは寧ろ、ストロミンヌ、神學者等に相當する疑問なり、蓋し彼等は云ふあり第二原因なる人の自由即ち偶然性は神の定命に依て取り去らるる者に非ずと、然れども彼等の自由或は偶然性とは果して如何ある者を云ふや意志する力、強迫を免るること、是亦必然を免るること或は或る事を取捨するの力等は所謂自由の内に含まれずと云ふあり、カニングハムの解釋は實に斯くの如し其他の神學者等の説明も亦然り、加之カレピン派の學者等は許容的命令を云ふ時も亦尙は其命令は許さるべき事件を定め許されたる事件の必ず起るべきを定むる者なりと云ふあり、カムブリッジ神學者キリアム、パーキンスは此言をなして曰く「愚若し許容されたらば必ず來らざるを得ず、何とされば惡を許すは即ち試みらるる人の意志を鼓舞せず又惡に抵抗する働を興へず其自然に放任するなり、而して神に依て鼓舞

意の自由の
學なる人
草草の神

亦同類の類
モトメテ

恐られたる意志又は之に抵抗の働を興へられざる人は惡に遠ざかる力を有するにも、實際之に逆ぶの意志を生ずる能はず、或は之に抵抗して以て本來の正義に固着する能はざればなり」(Order of Predestination in the Mind of God) 又之に加して吾人は云はんとしてパーキンス及び其他の人々の自由の定義を見るに之を必然の反對となさずして強迫の反對となせしことを、パーキンスの言に曰く「自由と必然とは必ずしも互に相反する者にあらず、自由と強迫とは相反す、是故に神の定命は萬物に不變性を來したれども其中には第二原因の爲めに必然なる者もあり、又は偶然なる者もあるに至れば、必ずしも其だ明白なる事なり」と(Ibid.) 原罪の問題に關してツキングリの取る所は殆ど改革派中單身獨歩の有様にて、罪科の元素を切除けり、氏は罪を以て律法を犯す事なりと定義し、而して曰く「吾人は欲するも欲せざるもアダムの子孫にある原罪とは適當に罪を稱す可らずと云はざるを得ず、何とされば既に説明せし處に隨ふべき原罪は律法を犯す事にあらずれば罪と云ふを得ざればなり、故に之

原罪に關する
ツキング
リの説は例
外なり

ツエレミー
ナエローアも
亦同説を取
る

を稱して宿病或は罪の原因と爲すは適當なり」と(Edw. Bates) ツキンツリ
は會て吾人は天然怒の子なりと云ひしことありと雖も其意蓋し眞實有
罪と宣告せらるると云ふにわらず、只死に宣告せられたる者なれば自然の
儘にては不死の生命を受嗣ぐの權なき事、恰も奴隷の子は奴隷の狀態を
繼ぐに異ならずと云ふに在るあり、氏は又此好隸の狀態すらも基督の死
の恩恵に依て一般に革められたるを云て曰く「若し第二アダムある基督に
依て吾人は生命に恢復せらるること第一アダムに於て死亡に至りしが如
くならんには吾人が基督信徒の子女を罪するは不當なり、然り異教徒の
子女と雖も尙之に異なることなし」と(Ibid.)、英國神學者中にて之と同説
を取らばツエレミー、ナエローアありとす、只氏は腐敗遺傳に就て論ずる
處ツキンツリよりも少なきが如し、氏の説によるにアダム犯罪の子孫に
及ぼせる重なる結果は超自然の運命に至る繼嗣の權を剝奪せられしにあ
りとす、其言に曰く「アダムの罪は吾人を以て刑罰の繼嗣となさす又は自
然的に或は必然的に惡しき者ともなす……神の善良正義眞實等は皆

式
改革派神學
中にある原
罪中の要素
直歸説
間歸説

原罪に於て死せる小兒は直に地獄に送らるゝとの思想を妨ぐるが如し、神
は左程に容易く小兒を地獄に投する程地獄の苦痛は輕き歟小兒の靈魂は
賤しき歟其價は少き歟」(Works, Vol. II, Pp. 535, 536) カルビン及び其他の
改革派の大跡は皆原罪には腐敗の性と罪科とを含有すと唱へたが、其罪
科は直接に歸する乎若くは間接に歸する乎の問題は此時期の初に嘗て喋
々せられし論あり、十六世紀の信條の多くは間歸説を教ふる者あり、カ
ルビンの説も亦時にはカトリシヤンの推論の如く直歸説を取るが如く見ゆ
る者なきに非ざるも其重なる記録を見るときは間歸説を教ふるを知るべ
し、次の言は其直歸説を示すに足る曰く「若し人凡てアダムの背逆に依て
有罪に宣定せられたるを夫れ必然あればとて之を辨解し之を免れ得べし
と思ふ勿れ、其必然こそ實に其罪科の原因たるあり」と(Inst., II, 5) 十七世
紀の信條中にはドルトの告文、ウエストミンスター信條、及びアムステ
ルダムの信條等は直歸説を含む者あり、又今時期に於て殊に此問題を注
意するに至りしはブラクウェンが直歸説を攻撃し斷然間歸説を握りしに依

原罪遺傳の方法

れり、故に「ヘルベテック」二致誓書の發布ありし如きはゾラケアスの教訓を抵抗せんと意欲ありしに依る者とする。此書中には間諷説及び直諱説を兩者がら反覆説明し而して教へて曰く「アダムの子孫は兩面より於て有罪あり、即ち一はアダムの腰に於て罪を犯したるに依り一は腐敗を傳承せしによる者なり」と云ふ。夫れアダムの内に全人類は殷然生存せしと云ひ又は「アダムは法律上全人類の首となりと云ひ或は腐敗の性質中にアダム犯罪の結果を有すと云ふが如きの諸方に於て原罪中に罪科の元素を含むの説を證する者として論せられたる處なり、神學者の多數は實に前の二論を其説の中に含有せしめ、ヨクセジヤスの學派起るに及んで第二の論尤も盛なりしが、その第一の説も亦行はれざるにあらざり、又性質の腐敗は如何にして傳はりしや其方法は關しては改革派の神學者が一般に詳細なる説明をなさざりしかども或る二三の論なきをあらざり、カルビン曰く「傳染の原因は肉體或は靈魂の實質中にあらざり神の定命に依て然るのみ、蓋し神がアダムに賦與したる

墮落せる人間の無力に關する改革派の説

處の賜物なる者はアダムが之を失ふか或は之を保つか共に皆自身の爲め又凡所の子孫の爲め關はる者と定められたるなり」と云ふ。又「ヨクセジヤス論じて曰く「性質の腐敗缺乏の來るは蓋し神は其致行者或は其補者として靈魂の生ずる時神の象を造るに必要なる賜物を禁じて與へざるに依る」と云ふ。カルビン曰く「親より子に罪の傳はるは必ず次の一にあるべし、即ち善香は惡息の器の爲に汚を蒙る如く靈魂は肉體の傳染の爲に罪性を蒙るに至る者か、或は神は小兒の靈魂を生ずるの時に於て全く之を見捨つる者か其一にある可し」と云ふ。The Order of the Causes of Salvation and Damnation, Chap. 12. 人間の靈性上の無力なることに關して改革教會の論據は全くコンホルの誓書と同様なれば茲に之を重複するの必要な程なき。カルビンは曰く「吾人の性質は善に凡ての善を欲すのみならず尙又凡ての惡は滿ち居れば其惡を働かさずして止むを得ざるあり……若し吾人恩寵を欲せ尙眞正の善の方向に薄弱ながらも動ずを得ずと云はば善は使徒が吾儕は自ら善き思をすも有する能はずと云ひし言葉に何と答ふ可き哉」と云ふ。Inst.

第四期 創造及び被造物の教理

自由の
神の自由

なり、アトキニウスはキエスに對して曰く「若し汝は天使は自由に神に
順ふと云はば余は信ぜて云はん」と、天使は神に順ふ事を得べきは
之に反して若し汝は天使は神に順ふ外能はずと云はば余は天に云はん
と、然らば天使は自由に神に順ふ者にあらざると、蓋し自由と必然とは互
に其本性を異よし又其種類を異にする者あり」と、エピスコピウス曰く「夫
れ自由と云ふ内には必ず一の起働の力を含蓄せざる可らず、即ち其力た
るや少しの制定を受くる事なく行かんを欲すれば行き止まらんをすれば
則ち止るの有様ならざる可らず」と(Lib. IV. Sect. III. Cap. 6.)、リムホルク曰
く「夫れ自由と云ふ事物の左あらざるを得るを示す、必然とは其左あらざる
を得ざるの意あり、然るに左あらざるを得ると左あらざるを得ざるとは
全然反對にて決して兩立すべきにあらざり、一方を可定するときは必ず
一方を否定せざる可らざる者なり」と(Lib. II. Cap. 28.)、是に依て見れば、ア
ミアン派は彼是選擇の力を以て自由の本性とあし試或は責任等に關せず
して自由を云ふときにも其の如く説きたり、而してアウガスタンの所謂

自由の
神の自由

原罪の思想

原罪の
神の自由

事實の自由ある者は之れを必然か若くは偶然自發の内に數へたるなり、
同派の原罪の思想は如何んと云ふに全く其實に於ては、アウガスタンの説と
異なるところあり、アウガスタンは自身に會て明白に原罪に罪科の元素あるを
拒みたることなし、只小兒は實罪を犯さずとも刑罰を受べしとの説に反
對する議論を擊破するは甚だ難しと云ひしものなり、然れども氏の繼續者は
直に蓋に罪科選傳説を攻撃し、アウガスタンの罪は直接にもせは間接にもせは新
に生れ來る小兒に歸するべきは無道理の極にして神の道德性と矛盾し其
公義慈愛の性に背き寧ろ暴君の處爲に近しと唱へたり、彼等は勿論人間
は墮落に依て永生の權を失ひ是に於て腐敗性を受けたりと云ふ
と雖も是等は刑罰と云はんよりは自然の結果と云ふべし、而して是等
或は一般に耶蘇基督に依て顯はるる處の神の恩寵に依て愈やさる者あり
と云ふものなり、是を以て彼等は又如何なる人も只原罪の爲のみならずは罰せ
らるべき者にあらざると云ふあり、エピスコピウス曰く「アトキニウス派の
信ずる處は斯くの如し神は決して實罪を犯さざる小兒を只原罪の爲に罰

道徳上の無力に關する説

することを欲せず又正當に罰する能はざるあり原罪は小兒自身の者にあらず他人の罪にして只神は恣に之を欲すとの理由に依て小兒の者となりしと信せらるる罪なり、此罪に依て罰せらるると云ふは神の慈悲に背き又正當の道理に反く者あり否其不道理其暴惡孰れか其大なるを知る能はざるあり」(Apology as quoted by Shedd.)

墮落せる人間の靈の事に關して無力なる事はアーミニアスもカルドンと
 同く唱ふる所なり、只此無力を愈やす神の目的の普遍ある事に關しては
 兩人其説を異にしたなり、アーミニアスは墮落の人間を論じて曰く「此状態
 に於ける人間の真正の善の方に至らんとする自由意志は單に傷けられ弱
 められ不具となりしのみならず全く摘とあり毀たれ失はれたり、其力は
 常に弱くして恩寵の助なければ用をなさざるのみならず一の善事を欲す
 るの力なきなり只僅かに恩寵に依て勵まざるべし力あるのみ」(Disputation
 Ⅷ)、又曰く「此罪惡の状態にては人は自ら眞實に善なる者を考ひ欲し又は
 爲すの力あり」(Declaration of Sentiments)、アーミニアスの繼續者の重なる人々

クイツカ派の原罪の説

第五

派の説

墮落の結果に關する説

は斯く強き語を用ひず只人は其自然の力のみにて恩寵の助をくれば其道徳上復新の道に登る能はざるを稱するの之今茲にクイツカ派の事を記載せし同派も亦腐敗傳染の説を認むと雖ども罪科なる者は實罪を犯す前に於てその子孫に歸着する者ありと唱ふるなり

第五、アーミニア派の諸説。

「神は墮落せる者は其起る時までは只神の心に多分生するからんと推察せられしに過ぎずと爲すなり、又アーミニアの自由なる者は彼是選擇の力を含有せし蓋し此力たるや自由責任ある存在者の本性なればなり、神の墮落は決して罪科を其子孫に及ぼす者にわらず只自身に及ぼすのみなり、腐敗の性質は如何にと云ふに是も亦前の諸教派の説と異なり、墮落は單に惡習慣の第一着歩たるに過ぎず故に直に根本よりアーミニアの性質を腐敗せしめたるにわらず、況んや其子孫の性質に於てを遺傳の理由亦全くはあきまらず吾人は素より人の多數は生れながらにして惡

の傾向を有すと唱ふれども萬人悉く然りと云はば是れ證據以外に走る者なり、且又此惡の傾向なる者も必ずしも殊にアダムの墮落と連絡する者にあらず只人間の絶へず惡を行ひ以て惡の習慣をなし習遂に性どかりし者あり故に始祖の第一の犯罪より來りし結果ある者は唯必ず死すべき事の事あり、死は實に自然の結果としてアダムの犯罪後の死すべき状態に來れり、是等はソシニアン派の説なれども其昔代のメラギアン派の教と類することは言を贅せずして明かり

昔し煩瑣學派の罪の定義即ち罪とは缺乏なりとの思想は此時期の天主教の神學者中にも亦なきに非ず新教者中にも又之を見るを得べし(カトリックの神學者タビナス、ザンキ、ガーハード、ノリス)、メーレツナンは曰く「罪とは道德上の病にして單に善の缺乏にあらず惡性の現存するを云ふなり故に罪は人心中にはあるべき正義を缺く點より云はば、缺乏を稱すべきも靈魂は腐敗汚點を與ふる點より云ふときは惡性を稱せざる可らず」(Locus IX, quæst. 1) 然りばホルクも亦罪は單に無或は缺乏なりとの思想を賤せ曰く「單に缺

天主教内及
新教内に
於ける罪の
定義

新教の
罪の定義

乏に非ず或る現實の者は罪の原因なるあり」(Lib. II. Cap. 29; Lib. V. Cap. 4.)

此時期中基督論の重んじられたるはルーツナル教會内にして而して其發達

第四章 贖主及び贖罪の教理

第一節 基督の身位

此時期中基督論の重んじられたるはルーツナル教會内にして而して其發達は「ユニウニカチオ、イデオマタム」の教理に關係したりルーツナルの玄奥的の性僻は遂に彼をして基督の人性は神性を受容すとの極説を主張するに至らしめたり殊に晩餐禮に基督現存すとの氏の持説は氏をして此教理を引き來らしめし者なり蓋し基督の躰は如何にして神の右に坐し同時に地上晩餐を行ふ各處に現在するを得るやの間を解き去らんとしてルーツナルは神の右に一定せる場處を指す者に非ず無上榮光權力の形態を云ふ者となじたれども尙進んで両性合一の徳に依り基督の躰にも偏在と云ふ神の屬性與へられたりと主張するなり是實に一の新らしき説あり勿論前代の推想的の學者ニッサのクレソソリ、エリゲナの如き人の同様の思想を有したるも基督の躰の偏在説は全く基督教神學には新しき説なりき前に陳べむ如くルーツナルは初め主の晩餐に關係して此新説を吐きたれど

此教理に對するメランクトンの感情

も尙單に之に止まらず他の神の性徳をも考へ、廣く人性と神性とが交通するの度或は方法等を論せざるを得ざるに至れり。語を更へて云はば基督論の全脈を再論せざる可らざるに至れり。とす。

メランクトンはルターの如き意味の「ユミニニカチオ、イデオマニシス」の説即ち一の性質が他の性質に眞實に移るの説を却りて受けず、左れどもルターの説は尙多くの熱心ある代表者あり。ブレントツ及びヌツビテンの神學者等は尤も極端に神性の通與説を主張せり。左れども人性は神性に通移せしや否やは考究の問題となりしこと少し。ブレントツの説に依れば基督の成肉其者は已に神性の全通與を合善する者あれば基督は胎に實じし時より人間として全能全知全在ありとす。ケルニツ及びサクテンの神學者等は之に反して苟も晚餐禮に躰の現在説と背かざる限りに通與説を制限せんと欲したり。故に其説に依れば人性は神の性質を絶對的に所有するに至りしにあらず。只暫時神の意思に依て添加せられたるに過ぎずとす。

コンコルダの誓書は此兩黨を兩ながら満足せんとの企望を以て成りたる

コンコルダ

の誓書の決せんど欲せし争論

チユービンゲン及びゲーセンの神學者の一致せし點及び異ちし點

者あれども却て其孰れをも満足せしむる能はず。争論遂に延てチユービンゲン及びゲーセンの神學者等の間の争ひとなれり。此兩派は共にルタールと同く「ケノニス」即ち聖書にある基督己を虚ぶするとは神の子として基督の有する者を棄つるに非ず。成肉に依て人性に歸したる特權を棄つるを云ふと唱へ、又兩派共に基督には人として初より全能全知全在及び宇宙の主宰たる性質附着すと雖ども之を棄てたりと稱せり。然れどもチユービンゲンの神學者は基督は密に此等神の性質及び力を用ひ玉へりとなじ使用を棄てたるに非ず。公然の使用を棄たるなりと稱し、ゲーセンの神學者は之に反じ基督は之が使用を棄て玉へり少くとも其地上の生活中は之を棄てたりと稱せり。後者の説はガーハードの取る所にして遂には前者よりも勢力を有せしが如し。ガーハード曰く「神性の通與は成肉の時に已みなされたが、只基督は天に昇て神の右に座する迄は充分之を使用し玉ふことなし。故に是よりして空虚の状態と高擧の状態との區別生するあり」と(Louis IV. §293.)

天主教の説

改革教會の神學者等はカルセドンの信仰箇條を以て満足し只前代に於て同信條を解説したる人に比すれば一層基督の人性に重を置くこと甚だしかりき、彼等は「有限は無限を抱有する能はず」との格言を稱揚して痛くルイテル教會の「コムミニニカチオ、イデオマタム」の教理を却げたり、又ルイテル教會の「ケノシス」の説をも敢て取らざりき、ユー、ビー、テル、ス曰く「改革派の神學者はルイテル派と異なり己れを虚ふするとは基督の神性に關して云ふことにして基督は人とあるに當て神の子として己れを虚ふせり故に成肉其者は未だ僕の形を取らざる前に神の形ありし所の基督の「ケノシス」なり、然れども「ケノシス」即ち己を虚ふするとは單に外觀にして神の使用及び顯はして棄てたるをなり故に其所有を棄てたるに非ず、即ち神榮神力を隠くすことにして此點に於て己を虚ふせるなり「隠蔽」とは「ケノシス」に對して用ひらるる句にして之が適例を擧ぐれば太陽の暗雲に蔽はれたる有様ありと(The Humiliation of Christ) 天主教の神學者等も亦ルイテル派の通與説に反對したり、然れども之と

諸派異説の表

同時に重なる神學者等の中には基督の人間の靈魂には凡て現實的事伴ならば過去將來の事悉く知るの力あり只可能的の事件を悉く知るは無
限の神の心のみ能くすとの説を唱道する者あり
此時期中の一種特別の説は左に擧ぐるが如し、(一)オン、アン、ゲーの説、神の子は理想上永遠より人間なり、(二)シウ、エン、クフ、ヘルドの説、基督の肉は神の實質に變遷せり、(三)メノ、ーの説、神の子は處女より實質を取る所
かし基督が人の子たるは單に前存の神の子が少く下卑なる有様を取りし
迄あり、(四)ワル、ゲルの説、基督は處女マリアより受けたる躰と並に聖靈に
よりて永遠の處女即ち神の智慧より、來れる見る可らざる不滅の躰とを
有す、(五)ハル、クレ、ーの説、ウイ、ゲルの説と同玄と雖ども稍々神秘虛妄の
容貌を去り神の子は處女より躰を受くる前に靈の躰を有し人間歴史の始
より神の天啓交通の中介たりと論せり、(六)ポイ、レーの説、基督は人性を
未だ墮落せざる初めの亞當より取れり、此人性はマリアに於て死すべき
肉を取りたり恰も鮮白の衣服を黒色の水に投じて彩色せるが如し死すべき

第四期 贖主及び贖罪の教理

き肉を附加したるも必ずしも躰を附加せしと云ふにあらざり。(七) ヘンリー・モア、及び英國の諸學者 エドワード・ハウラー、ロバート・フレミング、ウエー
ー、フッセル、フランシス・ガストレル、トマス・ペンチット、トマス・パーチット
等の説、基督の肉體的の靈魂の前存を説く者あり

第二節 基督の贖罪事業

第一、天主教の説、天主教會に於ては贖罪の問題を明確に且つ新よ定
義したる者なく依然煩瑣學派の時より遺傳し來れる不定の有様にあるか
り、故に神學者等は其説を取るべき一定の標準をかりしかば自由に有名
なる學者より其説を撰擇するを得たり、左れどもトマス・アキナスの説
は他の學者の説に比すれば一般に受け納れられたるが如し、即ちペー
ミンの如きはアキナスと同意しスコトスのアソシエーションの死債説を却け基督の犠牲
は其自身よ於て無限の價值ありと稱せり
第二、ルター派及び改革派の説、ルター派は一般にアンセルムの精
神を以て此問題を論じ強く神の正義の要求を唱へ又無限償還の必要及び

天主教よて
は中古時代
の諸説中何
れを取るや

ルター派
並み改革派
の説のアン

セルムの説
に接近する
の點

其異なる點

其事實を主張せり、左れども此兩者は少くも左の二要點に於て異なる所
あり (一) ルター派は基督の贖罪の價中には其生存中の從順と其死と含
蓄せらるると云へり (二) ルター派ハ一層明確且直接なる性質の者と基督
の代理を説けり、即ち基督は單に功徳を得其功徳は罪人よ遷着したるに
依りて罪を抹し去るとなさず、實際基督は刑罰を負ひたりとす、ルター
派は以上の第二の點を論ずるに當ては尤も過激にして基督は充分に罪人
の代りとなりたれば彼に遷着せる罪の點より云ふときは凡ての罪人の内
にて尤も大なる者なりと云へり、氏の言に曰く「預言者は凡て靈の中に此
事を見たり即ち基督は萬人中最大なる盜賊殺人姦惡者或は神を瀆し殿
を荒らす其他あらゆる罪人ならざる可らず、何となれば全世界の罪の爲に
犠牲となりたれば最早無罪の人に非ざればなり」(Comm. in Epist. ad Galat., Cap.
III) 是れ尤も極端過激の言されどもルター派の意は蓋し基督は尤も眞實
に罪人の代りとなりしを示さんとにあり、而して此趣旨は他のルター派
派中の人々の大に取る所となれり、カーハート曰く「舊約の時に於て罪の

爲に捧げたる犠牲は摸表的に人の罪を負ひしが如く吾等の罪は之と同様に基督に遷着せり基督は吾儕の爲に十字架の壇上に自身を犠牲とせり……彼は假令ひ永遠の死を受けざりしも眞實に陰府の苦と神の審判とを味ひ神の罪人の上に顯はせる怒に觸れたり(Locus XVI. SS. 43. 44.)

ガールハートの駁論

其論の概

ガールハートは改革派が神の擅斷の命令説を駁し是れ神の單ある意志に依て罪を赦すを得べしとする者にして償還の必要を滅する者なりと云へり然れども實際上に於ては改革派の神學者は一般に償還の必要を唱ふるなり只ト井ツセ及びルサーフホルド等二三の學者は神の專斷的命令説を取り爲に償還の必要を疑ふに至れり、ツキングリも亦或時は此種類の學者中に數へられしかども氏の記述の或者は之と反對の方向を取る者多しムスクリスも亦ツシナスの引用せる所によれば此種の學者なりと云ふ、ボツマエス、キツチコート、テロツトソン、及びウイリアム、シャーロック等も償還の必要説に反對したり、然れども彼等の意志は却て專斷の預定説を嫌忌するよりして生ぜたる者なりとす其他の例外も亦見るを得べしと

雖ども改革教會一般普通の傾向はハイデルベルク問答書の記述と符合するものなり其記述に曰く「神は實に仁惠ある者なり然れども亦正義あり故に神の正義は神の尊威に對して犯せる罪を尤も嚴酷に罰せんと欲す即ち肉軀と靈魂とを永遠の刑罰に附せんと欲す……神は其正義の満足せられんことを望む故に我等は自から或は他人に依て充分なる償還をなさざる可らず……神の正義と眞實との理由に依り我等の罪の償還は神の子の死に依るの外爲す可らざるなり」と、ドルト議會の決議にも亦同様の記述ありターレアン云て曰く或る改革派の神學者は殊にツシニアン派の説の傳播以前に當てはアウガステンの説に従ひ基督は死に依るの償還は必ずしも必要にあらすど唱ふる者ありと雖ども神は其正義と和合しては償還なくして罪を赦す能はずと云ふの一層安全あるに若かずと氏は之を加して後者は「正統派」の普通説なりと云へり

ビスカトアの

第四期 贖主及び贖罪の教理

アンセルムの説に變化を與へしことは改革派に於てもルーテル派と異なることありビスカトアは基督の從順は其苦死と同く贖罪の價中に數へら

るゝの説を却けたれども是れ單に普通流行の説に例外たるのみ、カルピ
 ンは甚だ明白に基督の全從順は悉く贖罪の價中に加へられ其死は取りも
 直さず從順の歸結したる者にして從順は其大要素なりとするが如し氏曰
 〔基督は從僕の形状を取りし時より我等を救贖せん爲め價を拂ひ始めたり……實に其死の中にも甘じて從ふとは最も大切なる分子あり何とな
 れば自由に捧げたる者に非ざれば義を得るに於て益する所なければなり〕と
 (Inst. II. 16.) ヘルメテック一致誓書に曰く「神の靈は明か教て曰ふ基督は
 其神聖なる生活に依りて律法と神の公義とを満足し單に其苦のみならず
 律法に合ふ其全生涯を以て我等を神に買ひ戻せり」と
 基督が罪人の場處に立つの説に關しては博士クリスプの言は殆どル
 への極端の言と肩を較ぶるに足る然れども氏は此語に依て自身を代表す
 る外何人をも代表せざるあり、左れどカルビン派の學者等は一般に固
 代理説を取り罪惡は基督に遷着し基督は神の怒を受けたりと云ふを憚ら
 ざる者多しハイデルベルク問答書は贖主に關して云て曰く「基督は全生涯

神の怒を受けたりと云ふを憚らざる者多しハイデルベルク問答書は贖主に關して云て曰く「基督は全生涯

神の怒を受けたりと云ふを憚らざる者多しハイデルベルク問答書は贖主に關して云て曰く「基督は全生涯

中殊に其最後に於て全人類の罪惡に依て顯はれたる神の怒を其肉體と其
 靈魂とに受けたり」と(Quest. 37.)スコッチ信條に曰く「基督は十字架に依り神
 の宣告し玉へる苦痛を受けしのみならず罪人の受くべき神父の震怒を生
 涯中受けたり」と(art. 9.)ドルトの決議に曰く「基督の死は我儕の罪惡に來る
 べき神の怒と咒の意味と連絡する者なりと、カルビン記して曰く基督は
 我等を再び恢復して天父の愛に歸さん爲には我儕の罪の消し去らるゝこ
 と必要あり而して之を爲さんには我儕の受くるに堪へざる刑罰を受け玉
 ふことなる可らず(Comm. on Epist. to Romans, Chap. IV.)パーキンズ曰く基督
 の受けたる刑罰は其價値に於ても其度量に於ても凡て過去現在未來の遷
 されたる者の罪と相對する者なりと(Comm. on Epist. to Galatians, Chap. III.)
 ヨンバンヤン曰く基督の死は尋常一様天然の死に非ず呪はれたる死にし
 て罪人が神より受くべき死なり又陰府の眞の苦痛を受くるが如き死なり
 也(The Doctrine of the Law and Grace Unfolds.) 大監督アッシャー曰く基督は其
 靈魂に於て人の罪に適當せる神の怒を悉く受けたりとジョン・オーウエン

曰く苟も基督の正義信徒に遷着すると信する者は悉く信徒の罪は基督に遷着したるを信する者ありと (Doctrine of Justification.)、斯くの如く神の怒意の上に臨めりと明言する所の者も無暗に神の眞實其愛子に對し玉ふ有様は爾りと云ふにあらすして神の怒より來るが如き苦痛を受けたりと云ふ意なることを思はざる可らず

英國の神學者中にてはアレクソンは稍グロリアスの風に從て其説を爲

したりバックスターの記録中にもグロリアスの説に傾く者ありに非ず

第三、ヒュイゴ、グロリアス及びアームミアン派の説。ヒュイゴ、グロ

リアスは其著「基督の償還」に關する正統信仰を辨護する書に於て断然ア

ンセルムの説を脱出し又普通のロータル派及び改革派の救贖論と異なれ

り、氏の説は即ち政治説として知らるる者にして神の律法は少くも其

多分は神の性質より出でたる者に非ずして神の意志の結果なりとの思想

より發程し神の性質に矛盾することなくして律法を緩ふするを得べしと

歸結する者あり、氏の言に曰く「律法の神の内部の或る者即ち神の意志其

ヒュイゴ、グロリアスの律法に關する思想

此思想の贖罪に適用せられたる事

物に非ず神の意志の或る結果なり而して意志の結果は變化すべき者なりとは尤も明ある事なり」と而して氏は此思想を罪の刑罰に適用して曰く有罪者を各其惡の比例に從て罰するは正當ありと雖ども之と同時に刑罰を緩ふするは常に不正ありと断言する能はず、譬へば人は千金を與へざりしが爲に寛大ならずと断言す可らず、左れど若し此金を自由に與ふる者あれば寛大ある人と云ふを得るが如し刑罰は罪惡の上に加へられざる可らざるの律法は嚴密に性質的の者に非ず然り全く性質と和合する者なり、氏曰く「罪人は其罪過に比例して罰を受く可しとは必ずしも普通一般に必然なるに非ず若くは適當に性質的と云ふを得ず寧ろ性質に符合する事と云ふ可きあり故に此律法を輕減せんと欲するに之を禁する者あることなし」神は單に律法に束縛せられて行ふ裁判官の如きに非ず寧ろ道德的宇宙の管理者にして其最大益を保存し増進するの職を有する者なりとす神は管理者として罪の過代を要求する律法を輕減するを得べしと雖ども然ども神は同時に聰明完全の管理者あれば無暗に輕減をなして以て從順

の要求を減ずるが如きことあるなし、若し律法の要求を精確に満たすに非ざれば律法の威權を減ずる者なり、若し神萬民の大赦を欲して而して罪を惡み義を愛することを示さずんば是れ途を開て人を放逸に陥らしむる者にして道徳的政治の安全を害ふ者なりと云はざる可らず、故に大赦の宣言と共に刑罰の實例を顯はさざる可らず、而して神の子は苦痛は即ち其尤も好適例なりとす、若し夫れ斯かる非常の威嚴の人は其苦痛と死とに依りて破れたる律法を満足せしめたるを見るときは吾人は即ち過去の罪惡を赦したる大愛も將來從順の義務を免するに非ざるを覺知す可きなり、斯くして律法は輕減せられたるも之を償ふ者あつて餘りあるあり、コロサスの教訓の結果はアンセルムの教理と相違するとは甚だ明なり、アンセルムの教理は過去の罪惡を赦して將來赦罪の道を開く必要を重に説きたれどもコロサスは之と異なり基督の事業は過去の罪惡を赦すと云ふよりは寧ろ將來の罪過を妨げんとするふありとし屈す可らざる公義の要求とあすよりは寧ろ政治的の深慮の致す所ありと思考したるなり。

アンセルム派の重なる者がコロサスと一致して刑罰の法律と神の性質との關係を脱けり、例へばエゼキヤスは曰く神の公義は必ずしも神をして罪人を悉く罰するを欲せしむる者に非ず然れども神の罰せんと欲するとき公義は罰すべき者を罰す可し過重の刑を與ふ可らずと要求する者なりと(Lib. IV. Sect. II. Cap. 29.)、カーセフオラス曰く神は自身以外に働きを及ぼすときは其何たるに拘はらず尤も自由に意志の欲する處より發出する者あり其律法を守る者に賞を與へ背く者に罰を與ふる皆然らざるはなし……故に神が罪を赦すの慈愛若くは之を罰するの公義は其性質の實に然らしむる者に非ず其聖善の意志より來る自由の結果なりと(Lib. II. Cap. 16; Lib. V. Cap. 18.)、リムボルク曰く吾人は公義或は慈愛は共に神の本性的あるを自認す然れども吾人は公義及び慈愛の働

き若くは現はれ即ち刑罰或は赦免の如きは全く自由に神の撰む處なりと云はざるを得ずと(Lib. II. Cap. 12.)、然れども此等の學者は同時に基督の贖罪事業に關してはコロサスと異

なる解説を有し基督は神の刑罰の實例なりとするより、寧ろ神に犠牲とありしとの思想を顯はせり又彼等の記録を見るに此犠牲は單に神の政治的の深慮に對するにあらざして其公義と親密なる關係ある者と思惟したるを知るべし故にカッセライアスは曰く我等の罪を赦されん爲には基督が我等に来るべき刑罰を負ふは必らずしも必要に非ず然れども犠牲とあつて神を我等に和らがしむるの必要あるなり是故に彼は自ら我等の爲に死を受けたり而して此捧物は神に受けられたれば之に依りて神は我等の罪を自由に赦し又他に拂ふ可き者を要し玉は只我等は將來罪を棄て、新らしき生活を取る可きのみと(Lib. V. Cap. 9) リンボルク教へて曰く慈愛を以て公義を輕減するとは即ち神は人類の罪惡に墮落せるを見て挽回の犠牲を以て自ら和らぎ之に非ざれば罪人を受け納れざるを欲し玉ふ事なりと(Lib. III. Cap. 10) 然どもカッセライアス等と雖ども此犠牲を以て充分に罪の償還をなす者と云ふす之を受くるは嚴格なる公義を離るる者と云ふリ、リンボルク曰く神が犠牲を受くるは是れ基督は罪人の受く可き罰に

派の神の公義に關する

一様なる罰を受けたるが故に非ず只神の要し玉ふ處を負ふて以て慈愛且の公義の神の意志を満足せしめたるに依ると(Lib. V. Cap. 9) 實にアーミニアン派の學者は嚴固ある償還説を以て成立たざる議論となせり殊にカッセライアスは此説を駁して事實に背く者とせり蓋し基督は罪に適當せる刑罰なる永遠の死を受け玉はさればあり又此説は聖書に示せる恩赦の旨意にも合はず又は救を受けん爲に信仰と悔改との必要を教ゆるにも背く者なりと論せり(Lib. V. Cap. 19)

第四、アーミニアン派の説、先に記述せるアーミニアン派の學者等が神の公義に關して抱きたる説は是より以前にアーミニアン派の唱ふる處たり、シニウスは強く且つ數々教へて曰く神は罪を赦すも罰するも同く自由を賜故に償還をなして其赦免の意を迎ふるの要なし、罪人に刑罰を蒙らする公義は決して神の内部の性質に非ず少くも必ず罰を一般罪人の上に與へざるべからずと神の性質に非ず寧ろ慈愛は神の内部の性質にして普通一般罪惡を赦すを促がすと論ずる方却て易かる可し眞理は其孰れにも

わらすして公義及び慈愛は神の本源の性質に非ず其意志の結果ありと云ふに在るあり、勿論神には不變の公義ありと雖も是れ單に公平眞實と云ふに過ぎず神の公義は神をして惡を爲さざらしむべし又は罪なき者を罰し該當せざる罰を與ふるを妨ぐるなるべしと雖も救を得んと欲する人を赦すに於て一の妨げをもあざらざるあり、以上の如き解説は甚だアムニニアン派の解説と類似する所あるは明かりと雖も其差違も亦注意せざる可らず即ち兩派共に神の公義を定義する處同様ありと雖もアムニニアン派は基督の苦及死の客觀的の價值を重じ又は之に依て神の聖なる律法の要求顯はれたるを主張するに於てはソシニアンと異なる所尠少にあらざるなり

ソシニアン派の説に依れば基督の救世主としての事業は左の三點を以て尤も大切とす (一) 地上に於ては靈化を蒙りたる教師として其職を全ふもたること (二) 天上に於ては人間の大王、万恵の賜與者として其職を全ふしたること是なり、此兩間に位する基督の死の如きはソシニアン派に取

神の公義は神をして惡を爲さざらしむべし又は罪なき者を罰し該當せざる罰を與ふるを妨ぐるなるべしと雖も救を得んと欲する人を赦すに於て一の妨げをもあざらざるあり

ソシニアン派の基督認業識せるの事

彼等が基督の死を以て贖罪の犠牲なりとする意

ては第三位のものなりとす (一) 基督の死は其教訓の眞理あるを表する標章なり (二) 忍耐及び信實の最好最良の實例なり (三) 神の定めは依り新契約の印となり人を赦さんとする神の意を開示するが故に従て神の恩恵の徴にして又人の信任と愛心とを喚起する方法なりとす (四) 基督の復活は受業に必然なる前項あれば救贖事業の頂點なる事實を往くべき橋梁なりとす、夫れ基督の賤しき有様にて死したること其擧げられて榮を受けたる有様とを對照するときは是ぞ尤も人の希望を強ふし勇氣を勵まし生活の不幸中に在て尙悠然たるを得せしむる所以なりとす

ソシニアン派は基督の死を以て賠償の犠牲なりと論ずる所なきにあらざり、即ち「テコピア」問答書或は其他の記録に見ゆるが如し然れども彼等が賠償なる語を用ゆるは其意味嚴格ある償還説を代表する人々の用ゆる意味と異なるや明なり、彼等は基督の死は神の寛宥を求め人をして罪を嫌忌せしむるが故に賠償の職を有すとあせり又基督の死は賠償の始めにして其賠償は天に於て人類の大祭司長とあつて尙續ぐ者なり、問答書に曰く

第四期 贖主及び贖罪の教理

「基督の死の其賠償的の犠牲の全鉢にあらずして單に其始を如何となれば犠牲は基督の天に入りしときに捧げられたればなり」と(De Chr. Serv., Pars II, Cap. 23) 是を以て「基督の犠牲及び其賠償的の祭物は十字架の流血なくんば起るを得ず」と雖も十字架上の流血は其完成にあらず其後基督の天に入りしとき始めて完成したり」と(De Chr. Serv., Pars II, Cap. 23) 又曰く「基督は天に入る前(死)は渡さるる前と云はす」は真正の祭司完全の聖者にあらず」と(De Chr. Serv., Pars II, Cap. 23) 是を以て見れば基督は救主として其職を始めたるは其昇天の後なりと云はざる可らず

メニエアジ派の代理的償還説に反對したるは反對家の批評中尤も有力なる者にして吾人の注意を要すべき者なり今其最大切要の點を擧ぐれば次の如し(一)償還説は聖書に示す恩惠的赦免の理に反し且つ神の寛大仁慈の徳を輕する者なり(二)代理的償還は其性質より見るに成立し得べざるることあり蓋し人は或る他人の代りに金を拂ふを得べし是れ金の所有權は遷移するを得ればなり然れども神が罪惡と連結し玉ふる刑罰なる

彼等が代理的償還説に反對する點

者は斯る金錢的の過代にあらず人性を深く連絡する者にして人性を遷移能はざるが如く之を他に遷移すべき者は非ず又律法は罪を犯せる場合も於ては或る者は苦を受けざる可らずと云ふに非ずして罪を犯せし其人苦を受けざる可らずと云ふ者なり神の言葉も亦明に此理を示す即ち子は父の罪に依て殺さる可らず父は又子の罪に依て殺さるべきに非ずとするか(三)實際の事實を見るに基督は其苦痛に依て完全の償還を爲さず基督の苦痛と罪人の正に受くべき苦痛との間には決して正當の比例あり何となれば基督は永遠の死を受けざればかり假令永遠の死を受けたりとせば若くは又代理と見做されたるにもせよ只一人の罪の代理たるに過ぎず又假令基督は神性を有すとするも只人として苦痛を受け人として負債を神に拂ふとされば理に於て少しも異なる所なし(四)代理的從順と云ふも代理的苦痛と同一決してあるべきにあらず何とされば基督は人として法律に服し自身の爲に從順するの義務を有すれば他人の爲に功徳を得るの暇あらざるなり又基督に歸するは神性を以てするも神性の苦痛を受

くと云ふの不都合なるが如く神性従順して功徳を得ると云ふも同様は不都合あり且つ又苦痛に依て償還を爲すと従順の功徳を附與するとは互に能く一致せざる思想にして一は他を無用となす者あり(五)若し果して償還は充分なされしとすれば人は最早他の要求も従ふを要せざるなり何ぞ信仰と従順との義務あらんや

ソウナスの代理的償還説に反對するや甚だ極端字義的の意味にて此語を取るに依る、故に氏の駁論を考ふる者の勿論此事實を察せざる可らず夫れ吾人の精細字義的の意味にて此語を應用せざるも尙基督の事業は代理的償還の價值ありと唱ふるを得るなり、又は其結果に於ては代理的償還と同様ありと云ふを得るなり、或は又基督は神の律法に對して眞實拂ふべき者を拂ひ若くは神の政治の榮及び安全に對し神の内部の公義も對し拂ひ玉ひたすと唱へ、或は基督は眞の意味にて罪人の代りとなり玉へたると主張するは尙罪惡の責は眞實基督に遷り又刑罰は實際彼に來ればとせざるを得るあり、ソウナスの説は此意味に於ける代理的償還説を攻撃

する者なる以上は次に擧ぐる數點の議論は氏の反對説に對して呈出せらるるは至當なりとす、實に或る學者等は實際其の如く論じたる處を非ず(一)基督の爲せる償還は器械的地位を占むる者にして人間の救に向て道を備ふる者なり神は其創起者あり、神は之を創起するや其仁慈愛の目的を達する最良の方法として之を取り玉へり故に恩惠慈愛を無き者に非ずして却て之を證する者なり只最初の準備に於て恩惠顯はれたるに止まらず其各個人に適用せらるる際にも尙顯はるるあり蓋し償還の事業たる罪人の大赦を布告する條件たり故に其條件を満足する者は誰にても大赦の恩に與るを得べしと雖も何人も亦之を己に該當する事或は權利の事として之を要求するを得ず故に恩惠の顯はるるは孰れの場合にても之あるあり(二)罪惡は實に人性的の事なり只之を爲す者のみ其罰を受くべし無罪の人の苦痛は決して嚴正に其刑罰を取り去る者も非ず然れども是は必ずしも他人の代りて自ら甘んじて苦むを得ずとの證ともならず、又は正義を高め公義に拂ふの方法として苦むを得ずとの證ともならず、

聖書は實に基督の樹上に於て其身に我等の罪を負ひたることを猶豫なく宣告するなり、人間の經驗は代理的の例證を以て充つるあり、世界の歴史は聖善獻身の人が苦んで而して悪者を進むるの例を示すあり、何人も此等の事實を拒む能はず、今基督の歴史上の地位を正當に觀察する者は世界に嘗て生れ出たる人々を越へて基督が代理的苦痛を受くるの資格を有することを許さざるを得ず、蓋し基督は單に一箇人中の一箇人に非ず、單に神の子の一人に非ずして神の獨りの子あり、人類の頭にして又中心なればなり、然らば吾人の問ふ可き處は只此苦痛は同時に神の公義と聖なる律法に拂ふ處ある償還の性質を負ふるや否やと云ふあり、而して誰か之を然らずと答ふる者あらんや、誰か律法を以て立法者の意志を發表せし者と認て之に従順せし者は立法者の目的を深く考察し之を尊重して従順し又非常の苦痛を身に受けて以て大に律法と立法者に拂ふ所ありとするを拒む者あらんや、又進んで吾人の思考し得る中の最大の拂ひに非ずんば人類の罪惡大赦を宣告するに不適當ありとするを拒む者あらんや、

今斯くの如き最大の拂ひは實に基督なる神人的の神子の従順と苦痛とに依てなされたり、故に一見して兩ながら神の律法の聖且つ義にして犯す可らざるを知り又此を破れる罪人の上に来る神の最大の恩恵を觀るを得べきあり前者は必ず後者と伴はざる可らず、基督の事業の功德は依りて始めて神は律法の根源及び保護者たる地位を背くことあり、安全に罪を赦すことを得るあり、是に至て神は最早地上の立法者の如く嚴格は律法を施行せざる可らずと制限せられず、若くは又偏頗放逸に赦免を與ふるに非ず、基督耶穌に依て顯れたる正義の要求罪惡の嫌惡の前に万人皆同等は立て同之條件に依て罪の赦しを受くるを得るあり、實に神は赦免の際にも尙正義の要求を重じ玉ふ者ありとす、(三)第三及び第四の反對説に答ふるには吾人は基督の苦痛及び従順の生活を其身位の惟一に於て觀察するの要を以てせざる可らず、吾人はキリストリアン派の如く基督の人性と神性とを分離す可らず、吾人は基督を神人として見ざる可らず、若し斯くの如く基督を觀察するときは誰か其事業の獨り卓然として世群に超脱するを感

せざらん、若し神人の聖なる律法を重し神の道德的の秩序を挽回し且つ保存せん爲に從順と苦痛との途を歩みたるを見るときは人類が望まざる刑罰の苦痛を受くるを見るときよりも一層深く且つ嚴に律法及び秩序の要求を重する心を人間と天使とに與ふるとあるべし、斯かる拂ひは其價值全く義務より出でたるや否やの疑問以外にあり、其自身に於て已に價值ある者なりと雖ども實際の事實を云ふときは基督の拂ひは全く自身の義務以外にあり即ち其の成肉は義務以外にありと云ふ意味に同じ夫れ人が其の義務以上を爲むるときは之を分外の功德と云ふ可き者なり(五)レナスの第五の駁論は只償還説の尤も粗雑且つ商賣的の者に對しての有效なりとす夫れ基督が聖義智慧の前に償還をなしたるに依りて公義をして人の過去の罪を處するに其嚴格を離れしめたりと云ふも之に依て必ずしも信仰或は將來の從順は最早不要なりと斷言するに至る可らざるなり、此時期中カルピン派の學者にしてレナスの駁論に答へんとしたる者は

天主教、ル
ン
改
革
派
の
神
學
者
が
陰
府
説
を
論
じ
て
居
る

向
心
の
説
は
神
學
者
の
論
議
の
中
に
見
ら
れ
る

カトリックを以て最も著名ありとす、天主教の神學者等は教父時代及び煩瑣學派時代の説に從て基督は眞實際に降れりと云へり、レナスは基督陰府傳道の結果を論じて曰く「余は數多の證言あるに依り普通一般に信受せらるる説を賛成す、即ち基督は陰府に降り生前信仰を有し正義を踏み以て大恩恵に與かるの價值を顯はしたる者にのみ救を與へたり」(De Ineair. Verb. Lib. XIII. Cap. 18.)、カル派はカル派と同く現實降臨の説に傾けり、コンコルドの誓書は降臨の方法に關して異論あるを以て教へて曰く方法の如何を尋ねることなく其事實を信受すべしと、ガールヘッドに依れば基督の陰府に降りしは形容的と現實的の兩意あり、形容的の降臨とは即ち其受け玉へる苦痛を指し、現實的の降臨とは實際死の國に現はれたるを云ふ、降臨の目的に關してはカル派は重ユサタンを制服し死の力に勝たん爲めなりとの普通の思想を重きたり、改革派の神學者中には單に形容的の降臨を唱ふるの傾向あり、故に使徒信經の語はツァングリの解釋せし如く基督の死也

初代の改革者
はアウガ
スタンの立
場に歸らん
とするの傾
向あり

初代の改革者
はアウガスタ
ンの立場に
歸らんする
の傾向あり

葬との眞實あるを強唱する者とする乎若くはカールセンの如く基督の苦痛の甚しきを記載せる者と解釋せられたりハイデルベルグ問答書は明白にはあらずと雖どもカールセン風の解釋を取るが如し之に反して三十九箇條は明に現實降臨の説を教ゆ
第三節 基督の事業の恩恵に與かること
夫れ宗教改革は天主教の儀例空式主義に反對し人の功徳に依て救を得るの説を打破したる者なれば自然とアウガスタンの論據に従ひ救に與かるには人間の力殆ど無しと信するの傾向あり何となれば自然の人の無力にして恩恵の全能なるを唱ふる程虚例虚式を棄つる者あらざればあり故に新教派は確固と此初代の論據を保てり然れども其反動も亦廣く諸方より起れり
此節に於て論すべきは三つの重要なる問題即ち一は神の預定一は稱義の問題是なり改悔及び新生の要素は何なるやの問題は第二の問題と共に講究せらるべし又吾人は此等に加へて救の確證及び基督教徒完全の

天主教内の
預定説

第一の説

第二の説

教理を陳述すべきなり
第一 預定の問題
天主教會内には預定の問題に關して異説紛々として多し、カールセンの云ふ處に依れば、レザン議會の時にも種々様々の説を取る者ありしと云ふ、今此時期を通觀するときは少くも三四の説を類別するを得べし、
カールセン派は悉くにはあらざるも其重なる代表者は專斷預定の説を取らば、基督の死は万人に有效なるに非ず撰まれざる者は遂に救はるべきを得ずと唱ふるなり、クイステルの左の言を見るときは明瞭に此等の論點の含蓄せらるるを見るに足る、曰く「神が耶穌基督に依て救はんと欲しよ者は必然救はるる者なり」曰く「恩寵は全能なる神の手の働かして如何なる者も之を妨げ之を防ぐことを得ず」曰く「恩寵とは全能なる神が命命し又命令する處をその意志に外ならず」と、
アウガスタンの説を其儘信受する所の者あるなり、
第二の論者は或る人間は專斷的お永生を預定せらると唱ふるも前論と異

第四期 贖主及び贖罪の教理

なる所は斯く絶對的に撰まれざる者にも尙救を得るに充分なる丈の恩寵與へられたりと唱ふるにあり然れども此論者は同時に撰まれざる者の救に與るを得るとは全く理論上に止まる者となせり、彼等の云ふ處に依れば充分なる丈の恩寵は決して實際上有効的の恩寵となることなし、決して人をして永生を有するに至らしめずとするなり法王アドリアン六世は此説を取る、トマシンは其論據を左の如く陳述せり「神は現今万人に與ふるに之を改悔せしむる恩寵を以てし玉はず、只彼等が全力を悉くもならば改悔するに充分ある丈の恩寵を以てし玉ふ而して一人として其全力を悉くす者あらざれば單に充分ある丈の恩寵のみにては決して有效とならず有効の恩寵は常に餘分の恩寵ならざる可らず」と(Memoire II.)、

「トマシンの教も亦アドリアンの説と符合し左の數點を含有せり(一)或る人々は條件亦ちに永生は預定せられたり、聖書には人類の或る者は撰まれたるを救へ又天國に撰まれたるを救へ有効的に撰まれたれば必ず神の國を繼ぐべきを救ゆ、而して終に彼等は恩に依て撰まれ彼等の行爲を前

知せらるる前に撰まれたるを救ゆ、(二)救に至るに充分なる丈の恩助は時と處とに關して直接或は間接に万人に與へらるる時と處とに關し其の句を挿入したるは少くも或る場合には斯かる恩助のありしことを示す爲ありとす、(三)充分なる恩寵は實際上に於ては其目的を達する能はざる者ありとす、若し處と時とに關して云ふ時は万人皆改悔するに十分にして且つ又欲するならば忍耐するに十分なる丈の恩助を有す、然れども實際に於ては誰も改悔する者なく又忍耐する者なし只神の恩賜ありて特別に改悔忍耐を與ふるにあらずんば能はず、而して此恩賜は万人に與へらるるに非ず只神の與へんと欲し玉ふ者にのみ與へらる、此語に依て見るときは先きに陳述したる充分ある恩寵と有效なる恩寵との區別を考せしと明きなり、(四)「罪」とは二様の働きなり、一は消極的にして一は積極的なり第一神は彼等を救ふを欲し玉はず第二には神は之を罰するを欲し玉ふに依る、第二の働には人間の方に其原因なし故に預定あるなし、第二

第三の説

の働きには人間の方に其原因あり即ち罪惡の前知是あり」(De Grat. et Lib. Arbit. Lib. I. Cap. 1-13; Lib. II. Cap. 1-16) 第三の説は次の如く論ず、曰く或る人々は專斷的に永生に預定せられたりと雖ども斯く撰まれたる者も非ざる人の救はるゝを得るは單に理論上のみならず實際上に於てもあるべきことなりと、トレント會議に於てカトリクス此説を主張せり、サビーの云ふ處に依ればカトリクスの救は次の如し曰く「神は其善良の爲に或る人々を絶對的に撰擇し凡て有力有效必然的方法を備へて救に至らしむ其餘の人々も亦神の救はんと欲し玉ふ處あり、故に万人に向て救に至るに充分なる丈けの方法を準備し玉ひ人間が自ら撰んで救はるゝか若くは棄てて罰せらるゝ乎其自由に任せ玉ひ、是等の中には撰まれたる者の數に入らずと雖ども尙救はるゝ者甚だ多しあるなり又神と共働するを好まずして罰せらるゝ者も亦あるなり」第四の説は專斷的の預定説に反對し永生の預定は恩寵を受け尙之を進むるとの預知に依る者と論ずるなり、ラニニイト派にてはレス及びハメ

第四の説

ル及びモリナ一派は此説を代表せり、先きに陳述したることありしが如くレス及びハメルの文章は多くはルーベインの神學會議に於て非難する所となる、左の文章の如きは即ち非難せられたる者の中にあり曰く「救はるゝ者は預知の前より榮光に有效的に撰定せられたるに非ずとの説は最も然るべく思はるゝなり……預定せられたる者の多くは預知の前より來る所の預定に依て定められたるに非ず」(Giesel: Kirchengeschichte) シンも亦レスが左の言をなせるを云へり曰く「モリナは恩寵の有効となるも無効とあるも全く人の自由の意志に屬すと云へるは正當あり」(Mémoires IV. Chap. 86.) モリナの次の文章を見るときは矢張此思想を有するを知らず、蓋し人は未だ神の子供の榮光に達せざるに當ては之に達し得るの力は次の度まで供せらるゝなり即ち若し力の有らん限り勵む時は神は信に居玉ふて信仰と恩寵とを得させ玉ふ様になり居るなり」(Giesel) メスノの重なる著書に於ても亦同様に條件附の撰擇説を示す者亦あり非ず、氏曰く聖書中には何處を見るもアウガスタン或は其門徒等が脱きたる如

絶対専断の預定を以て救と榮とに與からしむるとの説を證する處あることなし若し斯かる章句ありとすれば古昔の師父等或は其後の希臘釋句の師父等は皆之を他の意味にて説明し去りし者なり、故にアウガスタンの説を取るべき聖書上の證據一もあることなし否却て此説を却くべき證あるなり、是れ余が次章に論せんとする所なり」(De Deo, lib. X. Cap. 1.) 其所謂次章に於ては氏はビンセンシャスの規則即ち聖書中に明言せられざる事は師父の一般の一致を以て決す可しと云へるを引照し、而して云て曰く「若し此規則を只今の問題に應用するときは余が取る所の説の眞實なるを知るべし即ち神が人を救に定るは人が恩寵を受けて之を保つやを前知し之に依て人を撰擇し玉ふが故に各人皆其運命を自ら左右する者ありとす」と云ふは、公けの記録にては明亮に専断撰擇説を廢棄したる者あり、然れども法王が「ガイアス、ジャンセニアス、或はクライステル等の文章中より非難排斥したる處ありしは其結果此教理に反對あるを示すに足れり、即ち非難されたる

る文章中には純正にアウガスタンの説を顯はす者あるなり、又同様に議會にても断然たる判決をなさず基督は万人の爲に死せりと云ふも雖も同時に絶対預定の説も亦代表する者多かりき然れども此議會が人の意志と其改心復新との關係を付て教ゆる所は只恩寵のみ働いて人力は少しも與らずと云ふ單力説に反する者なれば専断預定の教説にも亦反對する者なるや知る可きなり、其告文の第五章稱義を記する文に曰く「罪惡に依て神より離れ背きたる者は神の大なる恩寵の助けを依りて自ら自由に且つ償に働いて己の義に達するを得るあり神は聖靈の力に依て人の心に觸れ玉ふと雖も人は全く受働的に非ず、何となれば彼は變化を受くるを得ると雖も同時に之を拒むことを得ればあり左れど人は其自由意志にのみ依り神の恩寵を離れては神の前に義と稱せらるゝ迄進むことを得ざるあり」と

預定命令の
遂げらるる
方法に關す

天主教會内にて専断預定の説を取る者と雖も其預定の命令の遂げらるる方法即ち恩寵が全く有效的の者となる途は如何との問題に至るときは

諸説

異説甚だ多し、トマッソンは次の如くこれを數ヶ擧げたり。(一)中間の智識に基く説、其説に曰く神は或る假定の場合に於て如何なる事か生ずべきやを悉く明知し玉ふが故に人は如何なる方法なれば一致するやを知るあり、神が之を知るは其方法自身が不變不動の者なるが故に非ず神の前知は誤らざるが故なり、斯くして神は人の意志を強迫することなくして恩寵に一致せしむるを得るなりと。(二)形體的預定の説、此説に依れば神は直接に意志其物の上に働いて之を或る形體に限定し玉ふが故に然れども意志の尙自由たるを失はず何となれば神の働は反對の撰擇を制限するも其撰擇の力を取り去る者非ざればなり。(三)神は無數の救ひの方法を有し玉ふが故に人へ其一を却けると雖も尙遂には殘る數多の方法中の一に依て救はるること必然なりとす。(四)第四説は前説と異なり撰擇されたる者は各唯一の方法に依て救はる可し、而して其方法たるや尤も適當合宜の方法にして凡て反對の傾向に勝て遂に意志の自由の一致を得る者なりとす(Memorie, Chap. 18)トマッソンは自ら第三第四の説を賛成し第三

諸説

預定説

説を以て尤も誤謬の甚だしき者とあせり、且つ此説はトレント議會の後トマス派中に盛行はれたりと云へば、トマッソンも亦同説を強く非難し是れカルピンの誤謬と同一あるか或は少しく異なるに過ぎずとなせり、シキスエス亦之に反對せり然れどもボスエトは之を異なり同説を賛成し自由意志の要求と符合する者なりとせり、要するに天主教會は此全問題に關して異説紛々として敢て一定せざることを明かなり、新教會の有様を見るにルーツルは前に陳述したることありし如く嚴正なる預定説を以て起れり、而して氏は遂に此説を變せず只時に或は此に反對の思想と云ふべき者を發表せしことあるのみ、即ち例へば神の贖罪の目的の普遍あること又は撰まれたる者も墮落するを得べき等の如し、ルーツル會で救の目的の普遍あることに付て左の如く云へり曰く「万民が悉く基督を受けざるは是れ則ち彼等の過なり何となれば彼等は信仰せず其不信に放任すればなり、然れども尙神の宣告は依然として存し其万民を救はんとの約束は變せざるなり」と(Quoted by Küstlin.) ルーツルは此處に

ルuter派
の取る所の
説はメラ
ン

ては神の公啓せられたる意志を標準として論ずれども此外に神の秘密の意志あるを認めたり、秘密の意志とは即ち撰まれなる者を必然救はんと
の意志なり、氏は此両様の意志を調和するの難きを自言せり、然れども
氏は漸次に公啓の意志を重じて秘密の意志の上に置くこととなれり、
ルuter氏はルuterの教説の變化せる様を左の如く記載せり曰く「ルuter
の預定説の特質とする所は如何と云ふに神愛の目的普遍ありと云ふこ
と及び已に恩を得たる者の墮落するを得ると云ふこと等なりとす……
左れども全く救ふ定められたる者が如何ある度迄墮落するを得るやハ
ルuterの撰擇説を破ることなくして明にすること能はず、此點に於て一
層論理的に發達したるはカルピンなりとすカルピンは凡て撰まれたる者
には又忍耐して恩に居るの賜をも與へらるると主張するあり」(Hilf. of
Prof. Theol.)

ルuter教會の直にルuterの專斷預定の説を棄てメラントンの取
し所の論據を採用せんとするの傾向を顯はし來れり、コンコルドの誓書

クトンの持
説に近し

を見るときは明に之を知るを得べし、即ち左の如きは若し神に反對の信
念もあるなきを知るときは專斷預定の説を棄つる者と解釋せざるを得ざ
るなり、曰く「基督は凡ての罪人を己に招き且つ之に安息を與へんと約束
し玉へり又自ら万人の己に來りて訓慰を得んことを熱望し玉ふ、又万人
に向て自身を犠牲とし以て贖主となり之に依て万人が其言葉を聽き耳を
頭にし之を怠ることなからんを欲し玉ふ、又基督の聖靈を以て助けを與
へ以て万人をして信仰に安んじ永生に達せしめんと約束し玉へり……
召ばるる者は多しと雖ども撰ばるる者は少しとの句は以て神は万人の救
はるるを好み玉はずと云ふ意に非ず、不義者の罰せらるるは神の言葉を
輕んじて之を聞かず耳を塞ぎ心を固くし聖靈をして來て其働をなさしめ
ざるに依る、或は言葉を聞くも冷淡にして少しも意に介せざるに依る者
とす」(Art. XI.)

「サクソン」ヒューター「ジョン」信條には左の事々を載せたり、
曰く基督は万人の爲に死せり曰く神は万人の救はるるを欲し玉ふ、曰く
或る人は福音を聞くを欲せざるに依て亡び或る人は恩寵はあつても依

て死す、曰く罪を悔改する人は悉く救に至るを得べく假令其罪は血の如く赤きも尙棄てらるることなし、蓋し神の恩は全世界の罪惡はも大にして且つ神は凡て神の事業の上に恩を施せばなりと、十七世紀に於て、カール教會の重かる神學者等は明白に恩寵の普通に一般に供せられたるを唱へ又預定に其理由あるべきを説けり、カール曰く「神は眞實に罪人の生命に來るを欲し聖靈と言葉に依て罪人の悔改するを欲し玉ふ、然れども若し罪人は言葉を却け聖靈に抗するときは神の正當の刑罰を欲し玉ふなり……基督が十字架の祭壇上に寶血を流して救はんとしたる人は專斷的の命令に依て罰せらるるとは明白ある矛盾の事あり、扱て基督が爲に其寶血を流したる人は凡ての罪人なり、故に何人も專斷的の命令に依て罰せらるる者なし……吾人は云はん、神は基督の爲せる償還を見又人が信仰に依て之を受くるを見て撰擇の命令をなし玉へりと……又云はん、多數の者は永遠より放棄せられたり、左れども神の絶對的の憎惡或は命令に依るに非ず、彼等の不信頑固

カール派の預定説の梗概を記す

カール派の此教理とコンホルドの誓書の宣言との間の不都合

を前見し玉ふが故ありと」(Locus VII. SS. 95. 106. 148. 177.) 此言に依ても見ゆしが如く、カール派は一般に永生に撰擇せらるる原因は其功德の前知に非ず、信仰は即ち分外の恩寵を受くるの原因ありと明瞭に功德と信仰との區別を著すが如し、カインズが左の文を爲せるは又此論據に符合するあり、(一)吾人の撰擇せらるる功德即ち吾人の事業或は從順を前知せらるるが故に非ず全く神の恩寵あり、(二)吾人の永生は定めらるるは信仰を前知せらるるに依る者なり、此點に於て、カール派の語氣は矢張り條件附の預定説を取る所の天主教者の語氣と著しく相反せり、蓋し、カール派の夫れ專斷預定の説を棄つる者は同時に悔改には神の方のみ働くとの單力説をも併せて却けるは自然なりと雖も、カール教會は單に前者を却け後者の如きは一般に尙保つ處たるは奇と云ふ可し、コンホルドは誓書には明に教へて曰く、大い神と共働するは全く悔改以後あり故に悔改には唯一原因あるのを聖靈と神の言葉是なりと、メラシクは第三の原因として加へたる人間の意は全く取り除かれたり、故に悔改の責任は全く

第四期 贖主及び贖罪の教理

神にのみ歸すべき者とならば如し、然れども之は其第十一條の記録に符合せざるが如し蓋し十一條は人の救を得ざるは全く其邪惡の爲なりとするを以てなり現今のルーラル派は此不都合を左の如く解釋す、曰く「救を却ぐるの其根源全く人間にありとの説はコンコルドの誓書に教ゆる所の預定の思想を中和せしむるのみならず其恩寵の思想をも中和する者なり、何となれば論理的に之を推すに此説は必ず茲に至らざる可らず、何となれば救を却ぐるを得る人は之を保つに於て受動的に非ず蓋し反對し得て而して反對せざる者は之れ反對せざるを欲する者なり、而して反對せざるを欲する者は是れ則ち受くるを欲する者なればなり」(Kahn, Dogmatic, II, 7.)

人間の心靈上の恢復を表する語を定義したる者多き中に吾人はホオゾの左の定義を擧ぐべし、曰く悔改とは罪人が神に依て變化せらるることにして廣き意味にて云ふ時は感化、新生、罪の憎悪、正義と稱せらるること、或は革新等を含蓄す」と氏の此言は實に救の順序を暗示する者あり、「新

ホオゾの與へたる悔改の定義

不都合

改革教會中には預定説の重きを占む

ツヰングリとカルピンの差

カルピンの預定説のウカスタン

生とは恩寵の働きにして之に依て聖靈は罪人に與ふるに救よ至るの信仰を以てす是れ其罪を赦され神の子となり永生の繼嗣とありん爲なり」(Hilgard, I, cap. 6, 7.)

改革教會にては專斷預定の説尤も極端に尤も嚴正に保持せられたり、カピンの足跡を履む神學者の神の預定の命令を以て基督教教理の系統の中必たる太陽の如き者とあせり、實に如何なる學派も學派としてはカルピンの學派を此教理に重を置きたる者あることあり、

ツヰングリは急激なる預定説を教ゆると雖ども其標準はカルピンより取りし者にて己れより出でしに非ず、兩氏の異なる所は只茲にありツヰングリは神の致行力と罪惡との關係を論ずるに當てはカルピンよりは稍用心を缺く所あり、而して撰擇の命令は稍之を寛大にし現世に福音を聞かざらし處の異教の有徳者も撰まれたる者の中に數ふるを忌まざるなり、

カルピンはアウガスタンよりは一層極端に進んで始祖の墮落も亦神の直接の命令なりと論じ又惡者の放棄せらるることとも直接的の命令なりと唱

よりも一歩
を進めたり

カルピンの
立場

前記の如く
カルピンの
立場

へたり、然れども此後の句は初の思想の結果なりと云ふの外アウガスタン
とカルピンの間に實質上の差違あるを、両氏同く撰まれざる者は
如何にしても救に入る能はずと稱するに於ては一あり、只アウガスタン
はカルピンに比すれば専斷的思想少きを以てなり、若しアウガスタンは
墮落を以て神の命令とささやかしならば少くも墮落には後世人類の多數
少しも墮落に與からざりし者共の永遠の刑罰を含蓄すと唱へたるは明か
りなり、然れどもカルピンの立場は如何なるに在りや、
カルピンの教に依れば死る可らざる神の命令は各箇の人間を夫々其永遠
の運命を確定したり、永生に定めらるる者は其功徳、信仰、或は善行を
前知せらるるや否やに關係せず、之と同く永遠放棄せらるる者も其罪惡、
不信、或は惡行の前知には關係せず、撰まれたる者に善あるは是れ悉く
撰擇の結果にして其原因にはあらず、棄てらるる者に惡あるは是れ假令
ひ彼等の有罪を示し其刑罰の前因となる可きも決して終局の刑罰の原因
にあらず、何となれば若し神は欲し玉ひしからんには彼等も亦撰まれた

カルピンの
立場

る者と同く神の抗す可らざる恩寵に依りて愈やされしからん、彼等は只
撰まれざるに依て罰を受くる者あればありとす、此等の諸點は氏の組織
神學中より援擧げたる左の言中に明に見るを得べし、曰く「預定は神の永
遠の定命にして之に依て神は自ら人間各箇の運命を決定し玉ふ者なり、
人間は悉く同様の運命に定められたるに非ず永生は或人に永罰は他の者
に定められたるなり、是故に各箇人は皆夫々の運命に向て創造せられた
る者なれば始めより生命或は死に預定せられたる者と云ふ可きあり」(III
26) 曰く「聖書の明示する所の教訓に従て吾人の云はんとす神は永遠不變
の聖旨を以て只一度に万人の運命を預定し或る者を救に至らしめ他の者
を亡に至らしむと、又云へんとす此聖旨は撰まれたる者に關しては神の
無上の恩恵にして人の功徳には干せずと云ふ可く、滅亡に放任せられた
る者に取ては動す可らざる正義公道に依て生命の門は閉されしと云ふべ
しなり」(Ibid.) 曰く「神は人心を頑固にし又は恩恵を其欲する人よ與ふと
の教の如きは神の意志の外には是等の原因なきを人に示す者なり」(III
27)

ビーザ等の議論

22.) 曰く「神の過き越そ者は神の放棄したる者あり而して其原因たるや只神が預定したる嗣業を受けしめずと決定し玉へるの外あるなし」(H. 23.) 以上の如き記述はビーザの書よりも引照するを得べし、氏は定罪の問題を論ずるとき左の如く云へり曰く「吾人は定罪の目的と定罪其物との間に區別を置かざる可らず前者の秘密は神の之を隠蔽するを欲し玉ふ所なり、只後者は吾人に明かにして其原因は賤く造られたる器の腐敗不信邪惡にありとは吾人の知る所なり」(Sum. Tot. Christ.) 語を更へて之を云ふときは定罪の第一原因は神の探知すべからざる定命にあるも其近因即ち刑罰の實行の状況は怒の器たる人の不信邪惡にありとするあり、ターレマンに依れば罪惡は定罪の原因と云ふよりは寧ろ其須要條件と云ふ可き者とす、ビエガン曰く「若し罪惡は定罪の原因なりとせば撰まるゝ人なかるべし何となれば神は一人として罪を犯さざる者なきを前知すればなり」(Lions XXXVI.)

カルビン主義の信仰箇條中にては「アルト議會の告文及びウエストミンス

尤も明白に

預定説を記述せる信仰箇條

ター信條は殊に明白に預定の問題を論じたり、兩者共に人の生命に撰定せらるゝは決して信仰或は行爲等の善徳を前知せらるゝに依る者に非ずして全く神の好意に基く者ありと宣言せり、ウエストミンスター信條が此問題を論ずる所大略左の如し、曰く「神の命令に依りて或る人及び或る天使は永生に預定せられ他の者は永死に定めらる、斯く預定せられたるは神の特別不變の意匠より出でたる者ふして其數も亦確然一定し或は増し或は減ずるとを得ず」と、ラムベツ信條及びアイリヤ信條の如きも亦甚だ強く預定説を取る所ありと雖ども前の信條に比すれば歴史上の切要を欠く者となす

贖罪の範圍

カルビンの理論よりして其結果として必然に來るべき事は基督は只撰まれたる者の爲のみ死したりとの事是なり、實に該派の學者等は此斷論を一般に承認したり、ウエストミンスター信條中に「基督ハ其贖ひ玉ひたる者には必然有效的に贖罪を通與し玉ふ」と云へるは此斷論を含む者なり、アルトの告文には曰く「神は基督の十字架上の血に依て永遠より救に撰定

せる者只之のみを救はんと欲し玉ふあり」と、ユマル曰く「基督が代て死し玉ひたる者は永生を得べし左れども撰まれたる者のみにして棄てられたる者に非ず、故に基督は單に撰まれたる者の爲に死せし者にして棄てられたる者の爲にあらず」(Explicit. Epist. ad Galat.)、左れどもカルビン派の學者中にも其特別撰擇説と普通救贖説とを調和せんと務むる者なきに非ず、ラチンス神學者アノーラウの如きは其尤も著名ある者あり、氏は救へて基督の贖の徳に依り救は万民に供へられたり、左れども其應用の有効的なるは撰まれたる者に限ると云へり氏の此區別はカルビン主義の極端頑固を打破する者其内部にあるを示すの外は價值あること少し、氏の所謂救は万民に供へらるゝとの教義はアドリアン四世及びペラーミンの「充分なる恩寵」説の如く成す所甚だ多からずリチャード、バックスターは實にアノーラウと同一の説を取れり、大監督アッシュヤーの如き強固なるカルビン主義の人も尙基督は万民の爲に死じ万人は救に至るを得るの地位に居るを得たりと云へり、然れども氏は尙基督は万民に代て中裁せず又は其

アノーラウ等の説

預命の順序に關する二説

預命の順序に關する二説

死の利益を万民に向て適用せず只撰める者にのみ之を與ふと云て先きの言の實際的影響を防げり、十七世紀の始めに當て預定の命令の順序に關する議論あり一方は「サツプラ、ラジガリアン派」と稱し慈愛と公義の徳を以て神榮を顯はせとは第一の定命にして其他創造墮落或は恩の器を贖ひ怒の器を棄つる等の定命は皆第二の定命を爲すの方法ふ過ぎずと論ずる者あり、カルビンの教の大體は此説を贊するが如しヒューザ、エマー、トキツセ等も亦之を取るなり、又一方は之に反して「インフ、ラフサリアン派」と稱する者あり十七世紀の於ては大に勢力ありタールテンは此説を代表し次の順序を以て定命を論せり(一)人を創造せんとする定命 (二)人の墮落を許し又此に依て子孫の墮落をも許すの定命 (三)墮落せる人類中より或る者を救に撰定し或る者を其自然の狀態に棄て困苦不幸を受けしめんとする定命 (四)基督を送て撰まれたる者の中保者となし以て充分救を得しめんとする定命 (五)有効的に召されたる者に信仰、義、聖、榮光を賦與せんとする定命是ありと

カルビン派の悔改に関する説

二張の原案命令の

カルビン派は一般に其預定説と符合して悔改單力説(神の力のみ)に依ると云ふ説を主張するなり。カルビンは甚だ強く論じて人間の意志の必要とする所は助力にあらず全くの轉覆なりとせり。其言に曰く「人間の意志は全く罪の奴隷とありて自ら動く能はず況んや善に歸依せんとするに於てをや悔改の始めは實に斯の如し故に聖書には悔改を以て全く神の恩寵となせり……若し吾人の意志或は所行に於て自身の者ありとするは是れ主の者を奪ふなり若し神は吾人の弱を助くと云ふべくんば吾人の中は尙或る者存しあるなり。然れども神は吾人の意志を生せりと云ふ以上は意志中にある善は悉く是れ外より賜はりたる者とせざる可らず」と(Inst. II, c. 3) 以下上の告文は新生を以て神が吾人の中にお働き玉ふて根本より變革を起すことにして吾人の力は少しも與らずとなすなり。ウエストミンスター信條に依れば有効的の召を受けたる者の意志は神の全能力に依りて善の方に向はされたり。故に聖靈に依て活かされ新にせらるるまでは恩寵事業に對しては全く受働的なりとぞ。#トシアスの云ふ處に依れば改革派神

アイミニアン派が專斷預定説に對する點

同様の説

學者中にも新生の準備即ち生來の強項を打破り律法を畏敬し己れの罪を反省し或は罪の刑罰を懼るゝ等は人力に出づと唱ふる者あり然れども氏自身は如何んと問ふ此等の事を以て新生の準備と云ふよりは寧ろ其結果の中に含ましむるを可とするが如し。扱てカルビン派の預定説に對しての大反動は和蘭に於てアイミニアン派より始まれり。アイミニアン派は如何ある他の點に於てカルビン派より分離したることあるにもせよ其起初の點は全く專斷預定の教理を放棄するにありき。同派は一般に次の諸點を強唱するなり。(一)基督は万民の爲に死じ玉へり其意は万民是に由て救に到るを得るに至りしを云ふあり。(二)撰定或は放棄の定命は人間が救の機會を用ゆる如何を前知せらるるに基く者とす。(三)恩寵は人間の革新に欠く可らずと雖も敢て抗拒す可らざる者にあらず。(四)救の恩寵は一度得たる者も再び之を失ふことを得べし第四點は長く同派中おも争論の問題なりしが遂には其神學系統の一部と承認せらるるに至れり。

同派の預定説の批評

同派の説英國教會内に擴張す

アーミニアン派の定罪を以て神の專斷的の命令ありとするは神の凡ての完全即ち徳と撞着する者なり、即ち其聖義、眞實、智慧、慈愛の諸徳と相矛盾すと云へり、同派は勿論實際人間の内には甲は乙よりも好機會を有するありて其差違甚だ多くあるを認むと雖も同時に之を以て專斷預定を暗示すとせずの説を拒み、又或る人々は救に至るに充分なる方法を得ざる様に定められたりとの説を却けたり、カーセラエアス曰く「神は人々に救に至る方法を與ふるに當て人々は之を用ゆるからば達し得べしと云ふの外一分だも加へざるあり」(Lib. VI. Cap. 1.)

アーミニアン派は英國教會の神學上に大切なる變化を及ぼしたり、初め英國の神學は大概カルビン風ありしこと疑なし只クラマム、及びワヤは幾分か猶預する所ありしも尙預定説の範圍を脱する能はざりしあり、ワヤも亦其説教に於て万民救贖の説を唱へたることありと雖も、二世の時に至る迄は英國神學者の大部は溜々としてカルビン風を陥れリ、エームスの治世中に至て始て潮流一變してアーミニアンの説

英國教會内

の勢を占むるを知る可きなり

カドナイスが極端ある預定説に對して

を取る者生せり、カルビン主義を固執する者は尙多くありしかどもナリソ、カドナイス、カドナイス、等の名を知る者はアーミニアン主義の勢力を占むるを知る可きなり、カドナイスが極端ある預定説に對して尊重の念少きは左の文を讀んで知るを得べし「全能なる神は人間の大多數の者を苦刑に處して以て自ら樂む爲に之を創造したるに過ぎずとせず基督信者は是れ彼等自身の悪性を寫して以て神の内に之を讀む者あり、聖書は全く之に反して神は愛なりと宣言するなり、左れども斯く思考する所の人々も直に己れの欲心に從て全能の神を抱握して己に信切慈悲恩恵ある者と考ふるなり」(Intellect. Syst., Chap. V.)、万民救贖の説を取る者はカドナイスが此言を爲すの理由あるを拒むを欲せざるあり然れども之と同時に公正に見るときは氏が預定説主張者の心中の動機を斯く經ゆるは敢て正當に非ざることを許さざる可らず

英國の宗派にてはクイッカー派は尤も明に神の愛と恩恵の浴く万民に及

派は恩寵の
萬民に及ぶ
説を取る

よ者あるを唱道せり、實に彼等はアーミニオン派の普通の人々よりは一
層明に福音の外部的の招を受けざる者も救に入るを得べきを説けり、バ
イクレ一の第六論題中おは左の如き文あり曰く「基督は万人の爲に死を嘗
めたり是は或人の妄想せる如く人の凡ての種類と云ふのミからず凡て種
類中の各人を指して云ふ者あり基督の犠牲の利益は單に其苦及び死に付
て外部的の智識を有する者に及ぶのみならず止むを得ざる事情の爲に之
を知るを得ざる者にも及ぶあり」

天主教會の
稱義論を知
るの根源

(第二) 稱義の問題。天主教の稱義に關する説を知らんと欲するには
レント議會及びベラームの記録を尋ねるを以て足れり、唯吾人は
心中に遺傳尊信の精心盛にして説明の善惡を判するに於て其要素た
しを忘る可らず、又此教理の形式的の宣言は天主教の全体を代表するに
非ざるを忘る可らず

此問題に關
するトレン
ト

此問題に關するトレント議會の決議は其各邊に爭論的の目的を有するが
故に非常に婉轉迂曲の説明あり故に其全体を了解せん爲には多くの説明

ト議會決議
の概要

を築てさるべからず左に摘記する諸點は吾人の思考する所にては尤も重
要の説ありとぞ (一) 稱義とは單に赦罪に非ず單に神が罪を赦して人を義
とし玉ふ働に非ず恩寵内に働いて人を義人となす者なり、故に赦罪と成
聖とを合ひ、ト議會の告文に曰く「稱義とは單に罪の赦しに非ずして恩寵を
受て人心内部の聖となり新になるを云ふなり、之に依て不義者は義人と
あり仇敵は朋友と變ず」と (二) 稱義は神の方にては公義と慈愛と相合致す
るに依て成る者とするは實に稱義の形式的原因なり有功的原因は耶穌基
督の贖罪事業にして其器械的原因は「パプナス」の禮典あり (三) 稱義を來
らする所の徳の中にては信仰を以て最も大切ありとす然れども必ずしも
信仰のみを云ふに非ず、夫れ信仰に依て義とせらるゝとの語は之を「カ
リタ」教會の意味にて説かざる可らず、即ち我儕の信仰に由て義とせらる
と云ふ者は蓋し信仰は救に至るの始めにして義とせらるゝの根源若れば
なり、然れども此言にも尙制限を置かざる可らず何となれば信仰のみは
唯獨り義とせらるゝの根源にあるざればなり、望又は愛を離れては信仰

も義とせる力なき者とす。故に信仰と共に働く者なかる可らず。若し信仰のみに依て不信の者は義とせられ他に共働して稱義の恩寵を得るの必要あるなしと云ふ者あらば其人は阻る可し。(四)稱義は一個の行進なり。勿論罪人が罪を赦され基督に接樹せられたるときは其確たる發程なるも其より後は漸々増進するを得る者とす。(五)善行は稱義を増進する方法にして單に既に得たる所の稱義の果或は徴にあらざり。若し既に得たる義は善行に依て神の前に保存せられ又増進せらるる者に非ず善行は單に既に得たる義の結果或は標章なりと云ふ者あらば其人は阻はる可し。(六)耶穌基督に屬する人の善行は義の増進を得るの方法なるのみならず實に之を得永生までも得るの徳ある者あり。斯くトレント議會の記述の全軀を察する時は人間の方に重きを置き義は神の全くの恩賜なりとするよりも寧ろ人力にて得らる可き者とあすが如し。其起原は固より神の恩賜なり。又人間の行爲の有効的となるには其以前に基督に屬せざる可らずと教ゆ。と雖ども其起原すらも重に洗禮典の如き儀式上の働きに依て得らるるとも

ペラーミンの稱義論

し又其増進は重に人間の行爲に依て來るともあらず。或人は之に答へて善行は全く神恩に依頼するの念と神恩をければ一の價值なき者との心得を以てせずんばある可らずと云ふを得べしと雖どもこはトレント議會の告文の精神にあらざるなり勿論天主教傳來の精神にあらざるなり。天主教は心中に深く神恩を感佩するを貴ぶよりは寧ろ儀式を固守し宗制に默從するの行爲を重んずるなり又トレント議會は中世教會の如く單に耶穌基督に依て啓示せられたる神を見ることなく其間に多くの附屬物を搜入して却て神に至るの道を妨げり。即ち聖徒を崇び遺物を尊び偶像を拜し或は赦罪券を發賣して以て赦の恩恵に至るの途と唱へたるが如し而して之を非難する者あるを恐れて止むを得ず誤用を誠むるが如きありと雖ども到底神を隔絶するを免る能はざるなり

ペラーミンの稱義の問題を論ずるは實にトレント議會の記述を敷衍したる者なりと雖ども其内尤も注意す可きは氏が禮典を以て信仰なりも大切なりと論じたる點なりとす。其言に曰く「稱義の恩寵は單に信仰のみに依

禮典を重んずる度

て人間に附與せらるゝ者ありとは正當の信仰にあらざる禮典は必ず無かるべからざる者あり、故に信仰の假令最高度にありと雖ども禮典を悦んで受くるに非ずんば人を義とする能はず、然り禮典は信仰よりは一層切要なり何とされば禮典を悦んで受くるに非ざれば小兒も成人も義とせらるゝ者一人としてあるよし然れども信仰なくも義とせらるゝ者あればあり小兒は即ち己れれ信仰なしと雖ども禮典の功に依て義とせらるればなり」(De Sacramentis, Lib. I. cap. 22.)

信仰の性質に關する論

信仰の性質に關してペラーミンの云ふ所の諸點は次の如し、信仰は信用或は信任と混す可らず、愛及び他の諸徳と伴はざれば義とする者にあらずと雖ども必ずしも此等を含有する者にあらず、知識に基く者にあらず、只神が信せよと命じ玉ふ所は之を理解せざるも尙ほ之を承認することなり、ペラーミンは以上の諸點の最終の點を付て左の如く云へり「我儕は神が信せよと命ずる所を理解せずと雖ども之を承認す……我儕は道理の上に出づる信仰の秘義を信す我儕は信す理解するにあらず之に依て信仰

善行の職

と智識との區別あり信仰は智識に依て定まるよりは寧ろ無智に依て定まる」(De Justification, Lib. I. Cap. 5. 7.) ペラーミンの定義したる信仰は改革家等の心中にある豊富なる主義に及ばざること云はずして明かりに來る所の結果にあらずして實に救の一原因あり「善行は單に救を來らする力あると云ふのみにあらず善行なき信仰は救に至る能はざる程あり」(De Justif. Lib. IV. Cap. 7.) 又氏の論ずる所に依れば善行は第二の稱義を來らす者なり第二の稱義とは即ちトレント議會の所謂稱義の増進なる者にして第一の稱義に依て人間は不義より義とせられ第二の稱義に依ては尙一層義と稱せらると唱ふるあり

ペラーミン又曰く善行は永生に至るの功徳あり然れども人の功徳をして效わらしむる所の原因は基督の功徳あるが爲なりと氏人の功徳は信任する事に關して次の如く云へり「天主教會は實に中道を取て重なる信仰と希望の神に置かざる可らずと云ふと雖ども或る信望は功徳の上に置くを得

べしと教ゆるなり』(De Justif. Lib. V. Cap. 7.) 然れども氏は其後直に之に反對するが如き言を爲して曰く「人間自身の正義は恃む可らず其傲慢は掩ふ可らず寧ろ全く神の仁惠慈悲に一任するの安全に若かず」と(Ibid.) あらう是れ尤も正しき感情あり然るに何を苦むでか區々として頼む可らざる人間の功徳を辯護するの要あるや

ルイテルの宗教上及び神學上の發達中には稱義の教理尤も重を占むることとは既に此時期の總論に於て論じたる所なるが故に今之を反復するの要なしと雖ども尙一層細密に稱義に關する氏の思想を陳述す可し
ルイテルに取ては信仰に依て義と稱せらるるの教理は實に天主教の僧侶主義を破壊し其虚文虚禮を棄却し空しき規則を積聚して以て救を求めんとする痛むべき淺薄なる方法を廢する暗號なり、之れ耶蘇基督に於て神の寛容に訴ふる事なり、之れ神が人と親むを主張し又靈魂が其教主を得るには躬自ら最上の信任を教主に置くべし敢て雇はれて働く僧侶の賤き勤めに依任す可らずと教ゆる者なり、是を以てルイテルは稱義其物に關

ルイテルの「由信仰稱義」の教理の意味

善行を適當ある範圍内に於て重じたり

する天主教の思想を攻撃するより寧ろ稱義の方法に關する説を攻撃するを勉めたり、氏の常に唱論する問題は稱義は單に慈悲の赦免なりと云ふに非ずして稱義は單に信仰に耳由ると云ふにあり、實に氏は稱義を定義するに當ては單に裁判的の赦罪と云ふよりは尙深き意味ありとせり、例せば「スマルカルド」信條には稱義は赦罪と新生とを合ひとせざるが如し、罪人を義とする所の信條は如何と問ふに單に歴史の實事に信を置くこと云ふに留まらず人間の靈性の内部より發し來る者にして智力上の事たると同時に心悟堂奥の事たるなり又活ける教主を信任する事にして是れに依て基督を悟了し之と合躰すると恰も新婦が新郎に合躰するが如くなり而して基督の富有は我が富有となるなり氏曰く「基督は恩寵生命及び救に充ちめよ左らば罪惡死亡及び陰府は基督の者となり而して恩寵生命及び救は靈魂の者となるべし」(De Libertate Christi.) 加之信仰は決して怠惰の源にあらずして活動の根源なり勿論行爲の範圍内に含蓄すべきに非ずと雖ども

第四期 贖主及び贖罪の教理

行為の一大根源なり“fides non est opus, sed magistra et recta operum” (De Captiv. Bab.)
 故に信仰ある所には必ず愛あり而して愛は凡ての善行を爲す者なりとすル
 ルーテルの極言せし所の記述の或る物は實に善行を賤むる如く見ゆる者
 なきにわらずと雖も氏の反對せんと欲する所は決して善行を尊重する
 ことにわらずして實に善行を信任して稱義の基礎とあすことに反對した
 る者なるや明白あり、氏の意は蓋し神の恩寵を得ん爲めに我儕の行為を
 神の前に持出す可らず又は我儕の思想中にも之を起す可らず行為は恩寵
 を得ん爲に非ずして恩寵より來る者なり神に拂ふ處の價にあらずして神
 を愛し人を愛するの證として自由に捧ぐる者なり、若し斯くの如く思考
 する時は行為の價値たるや非常に貴しと云ふにあり、氏曰く「神の指命せ
 る善行の價値は之を稱義の原因とせるにわらざれば充分稱揚する能はざ
 る程貴し人誰か基督信徒が信仰より生じ信仰に於て爲したる一行爲の結
 果實益を充分勘定し得る者あるや實に其一善行は天よりも尊く地よりも
 貴し」(Comm. in Epistol. ad Galat., Cap. III.)

新教者の内
 にも尤も行は
 れたる稱義論

新教徒はルーテルの概論したる所の稱義の説を大畧承認すと雖も尙一
 層精密ある意味を此語に附與せし者あり、次に擧ぐる所の諸點は即ち新
 教中一般に流行せし所の説なり(第一)、稱義とは罪人を赦し之を愛顧する
 所の神の行為なり、即ち神の爲にする事にして人の内にする事業に
 わらず勿論其内には二三の方面を含有せざるにあらず、例へば罪を歸せ
 ざることを正義を附歸すること或は養子とすること等は其中に含まると論
 じたる者ありき、然れども凡て此等の者も皆神の刑法的の行為にして一
 箇人の心中に爲し玉ふ處の革新或は成聖の事業とは異なる者なり、聖成は
 少くも其始めは稱義と伴ふ者なれども其性質に於ては全く異なりとあせ
 り、ルーテル派の信條中にて「コンコルドの誓書」は稱義を以て裁判的の者
 となし改革派の信條中に「第二ヘルベツク」信條及びウキストミンスタ
 ッ信條は同説を持せり、カルピンは曰く「稱義とは罪の赦しと基督の義の
 遷着とに依て成る」(Int. III. II.)、スターレタン曰く「義の遷着は稱義の基礎
 或は根源あり罪を赦免すること及び養子とすることは稱義と離る可らず」

第四期 贖主及び贖罪の教理

る者あれども義の遷着より来る者なり」(Iocus XVI. gurest. 4)。
 ユンは其稱義論に於て云て曰く「稱義とは罪を附歸せざることを義の遷着
 とを含む者おして養子とせられ天の繼嗣たるの特權も亦其内にありと、
 (第二)稱義は唯信仰のみ依る、行爲は決して稱義の基礎にあらずして
 其結果或は其徴證の中に數へらるべき者なり然れども義とする者は唯信
 仰のみなれども其信仰は只一つあるふあらず、他の多くの徳も是と共に
 ありて善行の根源となるなり、「コンコルドの誓書」に曰く「人は眞正の活け
 る信仰に依て義とせられたる後其信仰は愛に依て働くが故に善行は必ず
 眞正の信仰と伴ふ者なりとす、眞正信仰は決して孤獨ならず愛と希望ハ
 常に其隣たるなり」と、ウヰストミンスター信條及び他の信條中にも同様
 の記述あるを見る、(第三)信仰の職は全く器械的なり即ち神の指定に依り基
 督を以て靈魂の義と悟る所の器械なり、ベルチック信條に曰く「我儕は信
 仰其物は我儕を義とするとは云はず、何となれば信仰は只器械にして我
 儕は是を以て我儕の義ある基督を抱擁するなり」と、(第四)信仰の事物は一

オンアング

アームニア
派の或者

般に云ふときは聖書中に示されたる凡ての事を信すべきなれども殊に云
 ふと云は耶蘇基督に依れる恩寵の約束を信する事なり、此約束を信任す
 ることは實に義とする所の信仰の特色なりとす、(第五)盲信の決して義と
 する所の信仰にあらず義とする所の信仰は無智に近きにあらずして智識
 に近し神が信仰を導き玉ふ所には又智識を開き玉ふなりルーテルは時に
 之に反對する思想を吐きしことなきにあらずと雖どもカルビン、ターレ
 タン、ガリホード及び其他の人々の明白に此理を唱へたり
 以上は新教中に一般に流行せし説なれども之を脱離せし所の者も亦さ
 にあらずオンアング教へて曰く稱義に依て基督の神性は罪人に通入し
 て罪人を義人となす此神性の通入は敢て受くる人の功徳に由らず單に其
 信仰に依て来る者なりと
 アームニア派の或る者の信仰を以て基督の義を抱擁するの器械となさ
 ずして我儕の信仰は恩恵に依り義を我儕に歸せしむる者ありと説けり、
 左れども是説は全く脱離説にあらずルーテル派及び改革派中にも其初め

監督ブル

ゼンミー、
テローア

クイッカー
派

は同思想を有する者甚だ多くありき、リチャード、バックマスターも亦同説
 を持しジョン、ピッドルの聖書問答にも又其の如く見ゆ
 英國神學者の多數は此時期の終りに當て善行は單に信仰の結果或は徴證
 なりとの通説を棄つるの傾あり、監督ブルは其尤も重かる者なり氏は善
 行の功德に信任するの不可を論ずと雖ども信仰より出づる善行は新らし
 き契約即ち稱義の原因中に入るべき者にして福音書の明かに要求する事
 となす、此前提より生ずる所の自然の結論は稱義は一時に成る者にあら
 ず生涯の終迄に完全せずと云ふにあり、監督ブルは實に此説を唱へたり
 ゼレミー、テローアも亦普通説を離れて稱義の原因中には信仰のみならず
 愛及び従順も亦含まると稱へたり
 クイッカー派の説は左の如し稱義は成聖と同一にして心の新に生ずるを
 云ふ、バークレーの言に曰く「我儕を義とする者は心内の新生即ち我儕に
 義を來らし聖を來らす所の者なり聖書中に數々示す所の眞に正當にして
 稱義を以て成聖と同一とあし人を義人と變化せしむることにして單に義

救の確證に
付て天主教
の脱

当洋書の

大と見做すことに非すとあす(Apologety)、又善行は必然に新生より來る者
 にて其原因には非すと雖ども稱義の最大必要物なりとすメノナイ下派も
 亦稱義の定義中に成聖を含ましめたり
 (第三) 救の確證。天主教會にては舊く依て救の確信を得るは全く例外の
 恩賜にして普通信徒の多數は多分救はる可じとの信仰を得るを以て満足
 す(三)と主張するなり、之に異かりて改革家等は凡ての信徒に救の確證
 を得るの特権ありと唱へたり、ローテは天主教の説を以て基督信徒の
 特権を剝奪する所の者なりと論じて曰く羅馬法王は此憎む可き獨斷説お
 依て人をして神の愛顧を疑はしめたれば教會より神と其約束を悉く放逐
 し基督の恩恵を放棄し全福音を廢却せし者と云ふ可し、斯かる惡結果の
 生ずるは神と其約束に依頼せず己れ自行爲と功德とを恃で救を得んとす
 るに依る(Comm. in Epist. ad Galat., Cap. IV.)、ローテに依れば我儕が救は
 れて子たるの確證を得るは我儕の心情の證言、即ち聖靈の證言にして決
 して内情の想像にあらずとの心識あるを以てあり、カルビンも亦救へ

て曰く信徒は其救に關する確固たる保證を有す是れ決して人の想像推測にあらざるありと、カルピンが羅馬書八章十六節の註解せるを見るに、左の言あり曰く「此れ決して人間の頭腦より出でしにあらずして神の聖靈の證なり」と

改革家の説

新教の初代に當ては神學者等は救の確證は必ず義とする所の信仰の内に含まるゝ者ありと思考せしが如し、カニングハム氏曰く「改革家等は一般に救の確證の必要を思ひ且つ最も速に最も慥に之を得んとする者の如く救の確證は第一の信仰中に必ず含まるゝ者と論じたり」と(Historical Theology, Vol. II). 然れども其後に至ては此論據を棄つる者甚だ多かりき、ウヰス
ルンスタアの神學者の如きは其例なり、彼等は勿論信徒の救の約束に基き我儕の子たるを證する聖靈の證に依り確たる信仰の保證を得べしと唱ふるも雖ども尙進んで此確たる保證は敢て信仰の本質に属する者よあらざる眞正の信徒は永く忍耐して困難と戦争して而して後に之を得べしと唱ふるなり(Chap. XVIII). 又監督マヨセフ、ホールの如きも初代新教徒の論

の論據
天主の
論據

天主の
論據

據を離れたる者あり、氏の言に曰く「信徒は悉く救の確證と云ふ險岳を登るを得ず万人皆嗚々として登らざる可らず恰も完全の域に達する時の如し而して之に達する者は稀れあるが如く幸なり」と(Works, Vol. VI, p. 356). 氏亦此に論ずる確證は永遠の救に至るの確證あり、左れども絶對撰擇説を取る所の新教徒は皆現世の確證は即ち永遠の救の確證なりと論定せし者なり、氏も亦然りと云ふ監督ブルは專斷預定説を取らずと雖どもホルムと同一確證を得るは例外の經驗なりとして曰く「救の充分なる確證は只最善良の基督信徒僅かに之を誇り得べし」と(Discourse III, Vol. II).
(第四)基督教徒完全の問題。ルーテル派及びカルピン主義の神學者等は一般普通人間は此世に於て完全に神の律法を守り又全く性來の罪惡を脱却し得べしとは望むを得ずと説けり、此説は第十六世紀及び十七世紀の新教神學者等の通説なり左れども例外の者も亦なきにあらず、
ニアスは此通説を以て少くも未決の問題となせり氏の和蘭議會に呈出せる宣言書に曰く「我は敢て信徒は此世に於て完全に基督の誠を

十六世紀
紀には人間
は此世に於
て全き罪を
脱するを得
るの説を取
る者多し

第四期 贖主及び贖罪の敘理

アトミニ
ン派及び
イッカリ
は例外な
り

天主教の推
論

守り得ると強唱する者にあらず左れど敢て之を否拒する者にあらず此事は尙後に至て決せらるべき問題なり」と、氏の繼續者は斷然信徒は此世に於て全く律法を守ると云ふ靈上の成人の位地に達し得べしと主張したり、左れども彼等も敢て此位地は輒く數々達せらるべき者となさず只甚だ困難ある位地あるも達するを得べき者となせるありクイッカリ派は之に反して此完全の位地は達し得べき者あるのみならず數々達せられたる者なりと唱へり、バアクレイ曰く「完全即ち罪を犯さずと云ふ位地は達し得べき者なり、何となれば多くの人は之に達したればなり是れ即ち聖書の明白なる證言に依る」と(Apology)、氏又人は此世に於て單に罪の行を離るる耳ならず罪を犯し得ざる状態に達し得べしとなして曰く「新に生れたる靈魂は正義を爲すは自然の性とあり最早罪を犯す能はざるの狀態に到るべし」とは我が敢て拒まざる所あり」(Ibid.)、バアクレイ曰く「天主教の聖徒の説或は分外功徳の説等は勿論人は全を全く脱却し得べしとの説を含む者あり、左れども吾人の天主教の罪の定義はルーテラ派或

はカルビン派の定義と異なるを注意せざる可らず後者は新生者の慾情は實際之に従はざるも尙罪の性質なるを主張すと雖ども天主教者は此論を拒むなり

第五章 教會及び禮典

第一節 教會論

天主教會にては頑然として中世時期の教會論を今時期に至ても尙保持したり、即其説曰く教會は一箇確定する有機體にして法王なる者あつて之を支配し祭司政治の下にあつて結連する所の者なり、是を以て救に至らんと欲する者は教會の會員たるの必要あり、蓋し教會は政治上の國家も同性質にして宗教上の國家あればなりと、ペラーミンの次の語を見るときは明かに此説を保持するを知るべし、其語に曰く「吾人の取る所の説は斯くの如し夫れ天下に惟一の教會あり二つとあらず、此惟一の教會は同一の基督敎信仰を表白し同一の聖禮典を守り正當の牧者等に由て管理せられ殊に地上にあつて基督の代理者たる法王の管理の下にある人々の結合する真正教會あり、此定理に照して見るときは如何なる人は教會に屬し又如何なる人は之に屬せざる歟を容易に判断するを得るなり、即ち以上の定義を見るときは其内に三大要點あり、一は真正信仰の表白、二

ペラーミンの教會の定義

は聖禮典の共同、三ハ羅馬法王の臣下たること是なり、而して第三の理由によりての不信者は教會以外に在るあり、即一度も教會に入り以て之を脱せし者即ち異端家若くは背教者等も亦教會の者にあらず、又第二の理由により試中の者若くは破門せられし者は教會以外あるなり、何となれば前者は未だ聖禮典に陪するを許されず後者は既に之を禁せられたればなり、而して第三の理由により分離者は教會以外にあり、蓋し分離者は信仰を有し禮典にも陪すれどもローマ法王に従屬せざるの故を以て外に立て信仰を宣言し禮典を受くればあり、以上の三種類の他の者は假令罪あるも不信なるも不義あるも皆教會員たり、吾人の説と他人の説との差は唯左の一點にあり、他人は教會の内に入る者は内部の徳を要すとまじ以て眞正教會を無形の者とあす、然れども吾人は即ち然らず假令凡ての徳、信仰、希望、愛、及其他の者は教會中に存する者たりと雖ども吾人は教會に入る者は必ずしも内部の徳を要すと思惟せざるなり、唯吾人

の教會の
に對して

此の教會と
死刑宣告の
權との關係
に對しての
説

教會の自由
に對しての
説

信仰自由を
許すの利害
に對しての
説

の感能に依て知るべき信仰の宣言及び禮典に陪する等外部の證あれば足ると思ふ、蓋し教會は人間の結合たるに過ぎざれば羅馬帝國と云ひ或は佛蘭西王國と云ひ若くはベネチアの共和國と云ふと其性質同様に有形の者あればあり、(De Concl. et Eccl. Militante, Lib. III, cap. 3.)
ベラミンは以上の如く單に教會と國家と相類似するを云ふのみならず教會は人の上に生殺與奪の全權を有すと思惟したり、勿論直接に肉體上は刑罰を蒙らすの器にはあらずと雖ども(一)之を政府の手に委ね(二)彼等を脅迫して教會の欲する所を爲さしむるを得べしとは彼が信する所なり、而して此者を合するときは教會は肉體上の刑罰を被らしむる全權を有すと云ふと理論上敢て異なる所あらず、又到底改めざる所の異論家を罰するに適當なる處置如何の問題に對しては氏は禁刑は尤も適當ありと唱へ、又教會は實際數萬の異端家を焚殺したるを辨護せり、氏は又國家の教會に對して有する義務は信仰の自由を禁止するにありと論じて曰く「信仰の自由は甚だ教會に害あり何となれば教會の結合は惟一の信仰

法王の權力に付ての説

を宣言するれば此信仰を分離するの教會を分散する者なればなり」と、又曰く「信仰の自由は之を興へられたる人に取ても甚だ有害あり、何とされば此自由たるや誤謬に至るの自由に外ならず而して誤謬は尤も危険さればあり」と (Ibid., III, 18.)

トレント會議の後には法王全權説を信するの傾向大に増長せり、此れ蓋しコンスタンスの議會に於て大勝を得たるゴール神學者に反動し來れる者なり、ヘラトミンは法王全權説の代表者として見る可き者あり、氏の唯法王の有せざる權理は革命の權されども此權も緊急必要の場合には用ゆるを得べしと云へり、氏曰く若し羅馬法王にして異端家の嫌疑あり又暴虐度を失ふときは總會を召集し之を議し若し愈々異端家なり又は暴行を改めずんば之を廢黜するを得べしと、然れども氏は又他の場合に左の言を爲せり無上の法王は一統教會の上に又總會の上に專權を有す此故に地上に彼の上に立て審判するを得る者あり、此れ殆ど信仰上の事と云ふべきものなり……夫れ牧者は其群羊の上にある者にして而して之に審判

法王無誤説

するべきものにあらず……無上の法王は決して人より強迫的の審判を受くべきにあらず只勸諫を受くべきのみ」と (Ibid., II, 17, 18.) 此等の語を參考する時は氏は法王の審判され又は廢黜せらるるは單に其教會の制度を破り又は改革の處置をなす時にありとさせしむ如し

法王無誤説に關してはヘラトミンの説く所最近のハテカン會議の決議を前表する者にして實に左表の如し、「無上法王の信仰上の事に關して同教會に教ゆる所は決して誤謬なるを得ず……單に信仰上のことのみならず道德上の命令を全教會に與へ又教に關すること又は善又は惡の本性に關しては同く誤るを得ざるなり……公教會は教て云ふ各の徳は善にして各の不徳は惡なりと、然れども若し法王にして徳不徳を取り違へることあらんには教會は良心に對して罪を犯すと思はざる以上は徳を惡とし若くは不徳を善と信すべきなり、何とされば凡て疑はしき場合には法王の言ふ處に従ひ其命する所をなし其禁する所を避くべきあり……又無上法王は單に法王として誤るを得ざるのみならず一箇の人間としても信仰に

ゴール神學者の説をとり著しき例

新教者の教會の定義

反對なる偽事を信するが如きことあらざるなり」(De Summo Pontif., Lib. IV. cap. 3-6)。之に反對の説は即ちゴール神學者の説にして千六百八十二年佛蘭西僧侶の會議に於て呈出したる者を以て最も切要なりとす。即ち法王の權力を禁制して總會の權力に服従せしむるにありボスエーは盛に此説を辨護し一大著書を以て此目的を貫けり。

新教の教會の定義はアウガスボルク信條中にある者を以て標準となすを得べし。曰く「教會は聖徒の組合にして其内に正當に福音を教へ又正當に禮典を執行するなり」と。又英國教會の卅九條中にも稍之と同様ある定義を見るべし。即ち其第十九條に曰く「基督の見るべき教會は信仰ある人々の組合にして純全たる神の言葉を宣傳し基督の教へたるが如く適當に禮典を執行する者あり」と。ルーテルも亦此の定義を以て満足せるが如し。曰く「苟も福音と禮典の實存する所には假令敵基督者之を管理するも之を聖教會と稱するを得」(Sic Comm. in Epist. ad Galat. cap. I.)。カルビン曰く「神の言葉は清く宣傳せられ禮典は基督の定めに従て執行せらるる處には疑なく神

可見的教會と不可見的教會の區別

の教會存す」(Inst., IV. I.)。又福音と禮典とに加ふるに條例を適當に保つを以て教會の標となす者あり。即ちヘルデック信條に曰く「眞正の教會を知るの標章は次の如し(一)福音の純粹の教理を宣傳すること、(二)基督の定めたる禮典を純全に行ふこと、(三)教會の戒規を能く保て罪を罰するに用ゆること是なり」。

以上は只見るべき教會の定義あり、然れども新教者は教會を以て單に通常の見るべき結社と同一視せざりしかば大に見る可らざる教會を重之を説きたり、彼等は此見る可らざる教會を以て眞正の公教會と稱し凡ての眞正の信者即ち神の撰みたる所の者は悉く其内に含蓄すとせり。ウエストミンスター信條に云へるあり「公教會或は一統教會ある者は見る可らざる者にして撰まれたる者は凡て其頭なる基督に依て會て集められ今集められ後集めらるる者を含蓄す、而して萬物を以て萬物に滿てる基督の配偶、其躰、又其滿ち足れる者なりと、又新教者の大躰の取る所を見るに見るべき教會の大部は見る可らざる教會の外にあるやも知る可らず、

然れども見るべき教會外に在て而して見る可らざる教會に列する者は少し、殊に會て基督の眞理を聞きし事なき者の中には少しとす、クイツカ一派は異教徒の中よも或るものは其良心の光明に依て生長し眞正教會の門内あるを主張せり、然れどもメランクトンの如きは之に反し後代の學者の取る所の如く説きたり、其言に曰く「吾人は教會に附て考ふる時吾人の注意をして見るべき教會に召されたる者に向はしめよ、此見るべき教會の外に尙撰まれたる者ありと想像するを止めよ、蓋し神は其自ら啓示せし外に知らるるを好まず而して神は只見るべき教會のみ自己を啓示せればあり、實に見るべき教會にのみ福音の聲は響くあり」(Iocj, De Ecclesia.)

宗教改革の初め當て早く既に一種の熱狂家ありて盛に聖靈直接の啓發を主張したり、若し之に依て妨礙せらるることあかりしならば改革者等は一層寛かざる説を有したりしならん、然れども此等の熱狂家の生じたる爲め狭き教會の權力のみを以て神の教訓嚮導の器械ありとするに至り、

新教者の寛
大主義と其
實行との矛
盾

又異端を處するに嚴酷過刻の法を以てするに至れり、假令人間は天性己れの持説に反對する所の者をば之を瀆神の者と見做し之を亡さんと欲すと雖ども斯かる持説を有するが爲めに殊に異端の迫害を盛あらしめたるが如し、宗教上の自由は寛大卓抜ある天性と好適ある境遇とに依て助けらるるにあらざれば從來の羈絆を脱したる宗派中にも安全に存する能はざるあり、夫れ宗教改革の論理上の結果は宗教上の寛容にあり、故に極初の改革者中にも異端家を死罪に處するの不可を論じたる者なきにあらざり、コストリン氏曰へるあり曰く「ルターハ再三再四偽教義を信する教師等を死刑にするの不可を論せり」と、ペラーミンも亦此主義は其取る所ありと稱しホスの説即ち改めざる異端家を俗の手に渡し之を焚くは不法ありとの説に全意せり、ツヰングリの説によれば「異端家は言語を以て失敗し尙亂暴を以て眞理に抗敵せんとするときはのみ立法官は腕力に訴ふるを得べし」と(Zeller)然れども之と同時に之よりも一層過酷の主義を取る者あり、カルビンがセベラスを殺したると又ツマーセツト侯を勤めて法

王黨及び福音者なる狂派を迫害せしめたるを以て見ればカルビンはは少くも或る宗教家は寛容の段階以外にありと信したるを知るべきなり、ピロザは尤も明白なる言を以て論じて曰く「異端家偽預言者及び瀆神者よりも重き刑罰を課せらるべき人あらず」と、ムーレヤンによれば尤も害毒ある異端家即ち凡ての善事に抵抗し教會と國家とを兩ながら残暴する所の者は死に處するも可なりとす、氏の言は左の如し曰く「叛逆の異端家不改の瀆神者其毒を流して止めず數々禁を犯し信仰を廢し國家と教會とを殘暴する所の者は吾人之を死刑に處して可なりと思ふ」(Loius XVIII. quest. 34) パーヤンス教へて曰く無神論者は死を以て罰せらるべし而して會て人間の工夫し得る處の最大苦痛も彼等には寛に過ぐるなりと、又曰く國教を奉せざる者は無理に之をして奉せしむべしと、カッドモリスも亦其ガラヤ書の註解を終へて曰く立法者の國教を奉せざる人をして無理に真正宗教を宣言せしむべしと、ウエネストミンススグー神學者は良心の主たる者は只神のこゝと唱ふれども同時に神の言葉は良心を縛ると信せ、又

十七世紀寛容主義の進歩

此言葉は信仰と禮拜に關して多量の事を教ゆるが故に之に背く者は立法者の矯正を要すと信せたり、然れども此一方の潮流と共に他方又は寛容の主義を取る者甚だ多し、十六世紀に於てはオレンジ侯之を代表し十七世紀に及で其數亦大に増加したり、アトミニアン派、獨立派、或は英國々教の寛容派等は皆寛容の主義を愛する者なれども尤も明確に尤も強く宗教上の自由を唱へし者はクイックル派なりとす、彼等の信條を見るに云ふあり曰く「凡て殺すこと追逐すること罰すること獄に繋ぐこと其他單に良心を自由に馳かしたるが爲め或は禮拜持説等の異なるが爲めに人に被らしむる刑罰は皆是は殺人者カインの精神より出で眞理に反對あり」と、浸禮派のローヂヤキリアム及び其繼續者も亦明白に寛容の主義を唱へたり

新教者の主張したる基督の祭司職

基督教の祭司職或は僧侶の説に關しては新教者は廣く天主教者と異かれり、新教者は會衆を以て祭司政治の從者となさず又は全く臣屬の位置にある者となさず、凡て皆祭司たるの權ありとし又必要と便利の爲に殊に

禮拜を行ひ牧羊の任を取る人は是れ却て會衆の僕従又ハ代表者なりとせりルソーナルの書に強ク此主義を取て曰く假令吾人は皆一様に祭司たりと雖も皆一様に能くすべしと云ふにわらず若し一様に能くすべしとするも特別に召さるゝ迄は獨り群を離れて公然教をなし又式を司るを得ざるなり」(De Lib. Christ. De Civiv. Bab.) 第二ハルベックの信條にも同思想を顯はせり、即ち祭司職と僕者の服事とを區別し前者のみは只凡ての信徒に屬する者なりと云へり

並に教會政治

教會政治に關しては新教會の意見は全く自由なり、英國教會の如く祭司政治の制度を保存せる所の者も斯かる制度を以て敢て教會必須の制度とはあざとるなり、クランマー、フーカー、ホイットギフットの如き人は監督政治に敢て神の定めたる所なりとは云はず、バシクローフトは始めて之を以て神の定めたる者と云ひ出だせり、千五百八十八年氏は「ピウリタン」派のトマス・カークトライト等が長老政治は新約書の定めたる所なりと云へるに反し監督政治こそ神の定めたる所なりと云へり此説大に勢力を得たれど

新教者の天子に對する調子

も次世紀に及ではアッシュヤー、ステリシグワリットの如き有名なる監督派の人々は尙初めの説を持し稍々寛大なる地位に立てり、新教者は又天主教に反對するの餘り天主教會は眞正の教會にわらず法王は敵基督者なりと斷言せり、或る信條中にも法王を呼で大叛逆者と稱せしことあり法王主宰説の弱點は種々の學者の論ずる所たり、例へばカルピンはペテロを以て主宰者とあそを論じて曰く「彼等は主宰の位地は羅馬と定められ此都府に監督たる者は全世界を監督すべしと定められたるを證し得るか彼等は何の權理を以て此位は只一都府にのみ限られたりとするか彼等は云ふ彼得は此都府に住し又死せるが爲なりと然らば基督自身は何とするか彼は耶ルサレムに生き又死せしにわらずや彼は生る間監督の職を悉くし死せしや祭司の職を悉くせしにわらずや牧者の頭、無上の監督、教會の首たる基督は其生死の場處の爲に彼より劣れる彼得が得たるが如き位を得能はざりしか」(Inst. IV. 6) 此の大論は、(一)

第二節 禮典論

第四期 教會及び禮典